

10989

216,4M972R

神戸開港三十年史下巻目次

第四章 神戸市發達の諸現象

第一節	發達の趨勢先づ何にか徴せん。	一頁
第二節	内外貿易増進の割合、輸出入累年統計。	一頁
第三節	貿易額真正の比較法、金貨換算統計。	四頁
第四節	毎五年内外貿易發達の割合。	六頁
第五節	日本全貿易額の發達と神戸貿易の比較、比較統計三表。	七頁
第六節	神戸貿易は横濱を凌ぐ、其證明。	一二頁
第七節	神戸は輸入港たり、其原因。	一四頁
第八節	輸出入貿易品の種類、其價格と進歩の證明。	一六頁
第九節	輸出重要品の變遷と神戸占有の割合。	二二頁
第十節	神戸港と輸入品の關係、全國輸入高との比較割合。	三〇頁
第十一節	日本貿易の發達と神戸、神戸の發達と關西。	三三頁
第十二節	神戸の輸出貿易は何ものにて最も發達せしか。	三四頁

第十三節	神戸港輸入品中發達迅速なる物は何か。……………	三六頁
第十四節	金銀輸出入上神戸港の一特質。……………	三八頁
第十五節	神戸港は貿易品噸數上日本第一也。……………	四一頁
第十六節	日本と世界貿易、世界貿易と神戸、神戸貿易と日本。……………	四二頁
第十七節	神戸港と清國の關係。……………	四八頁
第十八節	朝鮮國に對する神戸港。……………	四八頁
第十九節	英領印度と神戸港。……………	四八頁
第二十節	佛領印度と神戸港。……………	四九頁
第二十一節	香港との貿易。……………	四九頁
第二十二節	佛蘭西國と神戸港。……………	四九頁
第二十三節	英獨二國と神戸港との關係。……………	四九頁
第二十四節	米國に對する神戸港。……………	五〇頁
第二十五節	英領亞米利加濠洲と神戸港。……………	五一頁
第二十六節	神戸港と直輸出入の關係。……………	五一頁
第二十七節	明治十四年兵神兩港の市況、兵神肥料の沿革。……………	五四頁

第二十八節	外商の商策、朝鮮騷動、明治十五年の商界。……………	五七頁
第二十九節	不景氣の諸現象、投機氣風の増長。……………	五八頁
第三十節	兩替仲間の集會所、空相場の告發。……………	六〇頁
第三十一節	兩替商と貿易商との札幌、村野山人の調停。……………	六四頁
第三十二節	兩替商集會所、貿易商出張所の解散。……………	六六頁
第三十三節	洋銀相場所不二舎の手入。……………	六七頁
第三十四節	洋銀空相場の取締、嫌疑者大阪に逃る。……………	六八頁
第三十五節	神戸株式取引所の創立。……………	六九頁
第三十六節	十六年の生糸取引、勞銀と米價。……………	七三頁
第三十七節	商勢萎縮、朝鮮の變報、日用品の價格。……………	七六頁
第三十八節	不景氣の極底、下級社會は魔界と變ず。……………	七九頁
第三十九節	紙價の回復、空米相場の流行。……………	八一頁
第四十節	細民の増加、商況回復、虎病の猖獗、官民夜會の嚆矢。……………	八二頁
第四十一節	内商踴ぶらる、物價下落の傾向、不景氣の嘆聲稍減ず。……………	八四頁
第四十二節	明治二十一年の内外取引、企業心動く、勞力の需用大に起る。……………	八六頁

第四十三節	上半期の好況、下半季の大不安、職工賃錢、米價の沸騰。……………	八七頁
第四十四節	米價騰貴未曾有なり、外國の輸入競賣。……………	九二頁
第四十五節	有志者貧民に施米す。……………	九四頁
第四十六節	林縣知事貧民救助策を論告す。……………	九四頁
第四十七節	全市細民の員數、糊口困難の慘狀。……………	九五頁
第四十八節	有志者の連合救助、貧民堀田さんの健氣さ。……………	九七頁
第四十九節	貧民救濟義會、米價下落、孤兒院の濫觴、佛經米高經。……………	九八頁
第五十節	對外商況、市内各商業の不振、兵庫の輸出米商。……………	一〇〇頁
第五十一節	企業界の不信、人心の小恐慌、米價の下落と其趨勢。……………	一〇二頁
第五十二節	米穀、花菱、製茶の好況、碇寸製造の商畧的休業。……………	一〇四頁
第五十三節	茶商の恐慌、外國爲替の下落、移住市民の増加。……………	一〇五頁
第五十四節	日清戦争と内外貿易、市内戸口の増加。……………	一〇七頁
第五十五節	製茶碇寸の好況、労働者の腹便々たり。……………	一〇七頁
第五十六節	對外貿易の不振、經濟界の警戒、土地價格の變遷。……………	一〇八頁
第五十七節	芽出たからざる明治三十年。……………	一一六頁

四

第五十八節	神戸市況の消長と移住民増加の關係。……………	一一六頁
第五十九節	市民業體の消長。……………	一二〇頁
第六十節	市民負擔の國稅額。……………	一二二頁
第六十一節	市況の消長に隨伴せし人間の罪惡表。……………	一二五頁
第六十二節	會社工場僅に數個所のみ、米商會所の起原。……………	一二七頁
第六十三節	金融機關の増設、組合事業少しく起る。……………	一二八頁
第六十四節	神戸石油商社の設立。……………	一二九頁
第六十五節	船渠會社と船橋會社、第三波止の船橋。……………	一三一頁
第六十六節	各種の製造所設立を見る。……………	一三一頁
第六十七節	外國棧橋の架設成る、新設諸會社。……………	一三二頁
第六十八節	明治十八九兩年の新設會社。……………	一三五頁
第六十九節	會社事業の振起、神戸區取引所。……………	一三五頁
第七十節	神戸電燈會社の設置、其沿革。……………	一三九頁
第七十一節	山陽鐵道會社起る、其沿革。……………	一四五頁
第七十二節	島上海岸の船橋、石油槽の建設。……………	一五〇頁

五

第七十三節	明治二十三、四兩年の新興事業。	一五四頁
第七十四節	會社工場續々起る。	一五四頁
第七十五節	兵庫倉庫會社、其倉庫。	一五五頁
第七十六節	事業資本の増大。	一五六頁
第七十七節	兵庫運河の開鑿事業、其大紛議。	一五七頁
第七十八節	明治二十八年の新設會社。	一七一頁
第七十九節	市内現存の諸會社工場一覽。	一七二頁
第八十節	企業熱の勃興、兩取引所の告發事件。	一八四頁
第八十一節	鐘ヶ淵紡績の分工場。	一八九頁
第八十二節	兵神兩市の會社工場と使役労働者數。	一九一頁
第八十三節	湊川改修會社の設立、其沿革。	一九三頁
第八十四節	船舶製造工場。	二〇三頁
第八十五節	海陸運輸の發達、驛傳取締規則廢止となる。	二〇四頁
第八十六節	乗合馬車並に市内鐵道の計畫。	二〇四頁
第八十七節	鐵道利用の便、神戸市と鐵道。	二〇五頁

第八十八節	汽車延長の大影響。	二〇八頁
第八十九節	山陽鐵道と神戸港、關東と關西と神戸商業の關係。	二一一頁
第九十節	土橋鐵道に對する市民の大運動。	二一二頁
第九十一節	神戸市陸運の不便。	二二三頁
第九十二節	海運上の發達、荷客取扱營業。	二二三頁
第九十三節	旅客流船の惡弊、荷客取扱者の競争。	二三四頁
第九十四節	明治十六年の海事、大阪商船會社起る、外國棧橋の開業。	二三五頁
第九十五節	三菱と共同の大競争、日本郵船會社の創立。	二三五頁
第九十六節	回漕業問屋の營業振。	二二八頁
第九十七節	早船及び小蒸氣船の競争。	二二九頁
第九十八節	布哇の定期航海、商招局支店を設く、神阪間曳船料。	二二九頁
第九十九節	大阪商船會社と神港社、臨時記號旗附與の新例。	二三〇頁
第一百節	沿海航流船の競争、倉庫船荷改法の改正。	二三二頁
第一百一節	神戸寄港定期航海小蒸氣船。	二三三頁
第一百二節	港内舢舨數の制限、各航路反對船の競争。	二三四頁

第三百三節	米國郵船ベッキン號の寄港、神戸送迎會社起る。	二三五頁
第三百四節	日本郵船會社等の新航路。	二三五頁
第三百五節	解船業者の示威的運動。	二三六頁
第三百六節	中國通各汽船の大混戦。	二三七頁
第三百七節	神戸送迎會社と汽船主の交渉。	二三八頁
第三百八節	神戸港船舶定繋區域の擴張。	二三九頁
第三百九節	海運業の小紛議、孟買航路の開始。	二五三頁
第四百節	日清韓三國交渉事件と海運の關係。	二五四頁
第四百一節	歐洲航路の開始、土佐丸披露の祝宴。	二五四頁
第四百二節	土佐丸歡迎會。	二五六頁
第四百三節	米國航路の開始、神戸寄港の内外郵船。	二六〇頁
第四百四節	神戸港回漕業者取扱の汽船と航路。	二六三頁
第四百五節	神戸入港船舶増加の割合。	二七三頁
第四百六節	入港の外國貿易船數及其噸數。	二七三頁
第四百七節	貿易船幅湊上神戸港は日本第一の港。	二七四頁

第四百十八節	神戸港解船の狀況。	二八一頁
第四百十九節	神戸港の曳船營業。	二八五頁
第四百二十節	神港の早船と兵港の早船。	二八六頁
第四百二十一節	陸海運發達の大體觀。	二八七頁
第四百二十二節	兵神兩港の上屋設備。	二八八頁
第四百二十三節	神戸部海岸の倉庫。	二八九頁
第四百二十四節	兵庫部海岸の倉庫。	二九二頁
第四百二十五節	居留地に於ける貨物倉庫。	二九三頁
第四百二十六節	倉庫の設備と其營業。	二九四頁
第四百二十七節	税關現在の有様。	二九六頁
第四百二十八節	神戸港の荷揚機械の設備と荷揚場。	三〇〇頁
第四百二十九節	港内の取締。	三〇一頁
第四百三十節	神戸港は猶未だ裸體なり。	三〇一頁
第四百三十一節	事物の發達、文明開化宗。	三〇五頁
第四百三十二節	舊社會の破壊、新氣風の發生。	三〇七頁

第三百三十三節 神戸土着人士と新移住者。……………三〇八頁
 第三百三十四節 兵庫の氣風、習慣舊風の保存。……………三〇九頁
 第三百三十五節 百般の企畫兵神各異の觀あり。……………三一二頁
 第三百三十六節 兵神兩市民の氣風今猶は相違す。……………三一三頁
 第三百三十七節 兵庫紳士の愛郷心と名譽心。……………三一三頁
 第三百三十八節 不檢束なる貿易商の取締、氣風一轉の機開く。……………三一五頁
 第三百三十九節 商人思想の開發、惡弊矯正の同盟成る、兵庫濱倉慣例の破綻。……………三一七頁
 第四百十節 兵庫輸出米商、輸出米の沿革。……………三二二頁
 第四百十一節 同業者の統合、有力の貿易商、凍氷業沿革。……………三二五頁
 第四百十二節 燐寸生糸業者等の組合取締、生糸貿易の沿革。……………三二七頁
 第四百十三節 組合準則の發布、同業團結の弊あるに至る。……………三三二頁
 第四百十四節 雜貨商組合の設立、其趣旨。……………三三七頁
 第四百十五節 貿易商組合の解散。……………三四〇頁
 第四百十六節 貿易商業俱樂部起る、其沿革。……………三四一頁
 第四百十七節 貿易商人海外市場に着眼す、武田貞吉の奇骨。……………三四六頁

第四百十八節 北風清之助の布哇行。……………三四八頁
 第四百十九節 征清軍役と神戸商人。……………三五〇頁
 第四百五十節 兵庫市民の保守氣風。……………三五四頁
 第四百五十一節 内外取引上の紛議と貿易商の氣風。……………三五六頁
 第四百五十二節 日本商人不徳義の批難。……………三五七頁
 第四百五十三節 惡弊は卑屈心より來る、對外強硬氣風の發生。……………三六八頁
 第四百五十四節 内外取引紛議の實例、賣込取引の慣例。……………三七三頁
 第四百五十五節 市の川鎮山と「モルン」商會の紛議。……………三八〇頁
 第四百五十六節 かんく料仕拂の拒絕。……………三八一頁
 第四百五十七節 賣込拒絕の大紛争。……………三八二頁
 第四百五十八節 内商の團結漸く奏效を見る。……………三八七頁
 第四百五十九節 雜貨組合と華商の紛議。……………三九〇頁
 第四百六十節 對外思想と排外思想。……………三九五頁
 第四百六十一節 内外商人親交の端緒を見る。……………三九六頁
 第四百六十二節 市民の社交的氣風、節儉心の發生。……………三九七頁

第百六十三節	婦人の交際、倶楽部の設立、英語の研究。……………	四〇〇頁
第百六十四節	經濟法律等の研究、社交團體の氣風。……………	四〇二頁
第百六十五節	市民の氣風清人を香ひ、日清交渉の破談。……………	四〇三頁
第百六十六節	敵愾心の發揮、犒軍準備。……………	四〇四頁
第百六十七節	獎武會等の設置、市民の義舉。……………	四〇五頁
第百六十八節	聖上御通筈、市民の祝勝會。……………	四〇六頁
第百六十九節	威海衛陥落祝捷會、從軍新聞記者招待。……………	四〇六頁
第百七十節	清國媾和使來る、兩陛下の御通過、市民の奉送迎。……………	四〇七頁
第百七十一節	神戸市の頌德表、平和回復の賀會、志氣の挫折。……………	四〇九頁
第百七十二節	小松大總督着神、市民の歡迎。……………	四一二頁
第百七十三節	軍隊の通過、市民歡迎志氣の冷熱。……………	四一二頁
第百七十四節	神戸市在郷軍人會起る。……………	四一五頁
第百七十五節	海員俱樂部の設立。……………	四一五頁
第百七十六節	海民協會の設立。……………	四一九頁
第百七十七節	神戸市紳士の交際風。……………	四二二頁

第百七十八節	官民懇親會、夜會の舞踏、婦人新年會、新年宴會の慣例。……………	四二三頁
第百七十九節	花房義賢を歡迎す。……………	四二四頁
第百八十節	明治十八年の御巡行奉送迎。……………	四二五頁
第百八十一節	明治二十年の行幸啓。……………	四二八頁
第百八十二節	憲法發布の祝賀。……………	四二九頁
第百八十三節	明治二十三年神戸灣内の觀兵式。……………	四三〇頁
第百八十四節	三陛下の御來神と市民の奉送迎。……………	四三二頁
第百八十五節	露國皇太子の來港。……………	四三二頁
第百八十六節	露國皇太子の負傷、市民の驚愕。……………	四三四頁
第百八十七節	聖上露國太子を其艦に見舞はせ給ふ。……………	四三四頁
第百八十八節	清國北洋艦隊來る。……………	四三五頁
第百八十九節	大石公使と福島中佐の歡迎。……………	四三六頁
第百九十節	伏見宮の奉送、其他の宴會。……………	四三八頁
第百九十一節	政治思想の未發達。……………	四四一頁
第百九十二節	市民一小部分の政治思想。……………	四四二頁

第百九十三節	市制實施、市會議員の選舉。	四四四頁
第百九十四節	市長の選舉、市役所の開廳。	四四五頁
第百九十五節	共有財産の處分、各町の財産表。	四四七頁
第百九十六節	政治思想少く發せんとす。	四六〇頁
第百九十七節	市會議員選舉不正の訴願出づ。	四六二頁
第百九十八節	鳴瀧市長の辭表提出。	四六六頁
第百九十九節	衆議院議員選舉。	四六七頁
第二百節	市會の流會、特別市制の請願。	四六九頁
第二百一節	市民の政治的運動起る、板垣自由黨總理の來遊。	四七〇頁
第二百二節	市會議員の收賄事件。	四七二頁
第二百三節	市縣會議員選舉に政派の關係を生ず。	四七三頁
第二百四節	衆議院議員と縣會議員の選舉。	四七四頁
第二百五節	市會議長兼任忌避、市部縣會役員選舉の新例。	四七五頁
第二百六節	編入部落と議員選舉の關係。	四七六頁
第二百七節	郡制施行、神戸市と政治的會合。	四七八頁

第二百八節	神戸市選出縣會議員。	四七九頁
第二百九節	神戸市會議員の姓名表。	四八四頁
第二百十節	市參事會員。	四九〇頁
第二百十一節	區役所及び市役所吏員數。	四九一頁
第二百十二節	町役場位置、名稱の變更、管内現在戸口。	四九二頁
第二百十三節	市會縣會、衆議院議員選舉有權者。	四九三頁
第二百十四節	施政費の收支金額。	四九四頁
第二百十五節	區制と市制との施政費。	五〇一頁
第二百十六節	市民の教育思想、文學の嗜好を缺く。	五〇三頁
第二百十七節	小學普通教育漸く起る、明治十六年の學事界。	五〇五頁
第二百十八節	市内私立學校、看護婦養成の起原。	五〇七頁
第二百十九節	女子教育、英和、親和兩女學の沿革。	五〇九頁
第二百二十節	外國語の教授、雲中澁川兩小學の開費。	五一一頁
第二百二十一節	教育會の設立、産婆、看護婦、松蔭女學等の開校。	五一八頁
第二百二十二節	尋常師範學校生徒の放校事件。	五二〇頁

第二百二十三節 幼稚園生徒、小學授業料の制、進光女學院の沿革、專門私學校、……………五二二頁

第二百二十四節 明治二十八年度の學事、教育展覽會の開設。……………五二三頁

第二百二十五節 藥湯の取締、市中三鱗泉の性質、湊山温泉の沿革。……………五二五頁

第二百二十六節 飲料、産婆、藥商等の取締、神戸市の私立病院。……………五二八頁

第二百二十七節 墓地、屠宰場等の取締。……………五三〇頁

第二百二十八節 明治十年衛生の大切なるを知る、虎列刺病と天然痘。……………五三〇頁

第二百二十九節 明治十二年の虎病、病毒豫防恩賜金降る。……………五三一頁

第二百三十節 衛生思想の未熟、大日本衛生會支會の設置。……………五三二頁

第二百三十一節 米艦虎病患者を隠蔽す、一滴水中バクテリア百二十餘個。……………五三二頁

第二百三十二節 市内大掃除、興行税の免除法、塵芥車の取締。……………五三四頁

第二百三十三節 衛生二十戶組合の制、獄中の熱病、流行寒胃。……………五三五頁

第二百三十四節 激烈なる牛疫、強制種痘、健康診断の創始。……………五三五頁

第二百三十五節 回歸熱の流行、痘瘡市内を襲ふ。……………五三六頁

第二百三十六節 六種傳染病患者の累計。……………五三七頁

第二百三十七節 現住死亡者の統計、呼吸病肺病者多し。……………五三八頁

第二百三十八節 衛生的營業者數。……………五四一頁

第二百三十九節 衛生の智識は猶ほ極めて幼稚なり。……………五四二頁

第二百四十節 佛耶兩教の競争、市民宗教講談に耳を傾く。……………五四二頁

第二百四十一節 神儒佛三道對耶蘇教の競争、楠社内の一珍事、神戸教會堂落成。……………五四四頁

第二百四十二節 兵神明道館と報國義會、兵庫に道徳會起る。……………五四六頁

第二百四十三節 毘廬遮那大佛建立、能福寺の縁起、平家一門淨海供養の管絃回向。……………五四八頁

第二百四十四節 明治二十四年後の宗教界、市民の宗教的感念。……………五六四頁

第二百四十五節 楠公贈位の宣下。……………五六五頁

第二百四十六節 市杵島神社拜殿造營、福原の琴平神社、楠社忠節紀念碑。……………五六六頁

第二百四十七節 生田長田兩神社の昇格、奥平野村海上家の系譜、七宮神社再建。……………五六七頁

第二百四十八節 楠公五百五十年祭。……………五八一頁

第二百四十九節 元町天神社の砂持祭。……………五八五頁

第二百五十節 和田、七宮兩神社の祭典、生田神社昇格。……………五八五頁

第二百五十一節 節會の賀式、蕪風の消長存廢。……………五八七頁

第二百五十二節 寶惠駕、駒ヶ林の左儀長、追儺式。……………五八八頁

第二百五十三節	迎春祝賀の新慣例、恵方參、開運祈、摩耶詣。	五九〇頁
第二百五十四節	生田の祭市と誓文拂。	五九二頁
第二百五十五節	冠婚葬祭等の風習。	五九二頁
第二百五十六節	近隣交接、家屋構造、節季の贈答等の風習。	五九二頁
第二百五十七節	服装の華美、兵神兩市人の相違。	五九四頁
第二百五十八節	洋服流行の時期、税關吏の靴と小學教師の洋服。	五九四頁
第二百五十九節	女子の服装、束髪始めて行はる。	五九五頁
第二百六十節	市内の紳士禮に嬾はざるあり。	五九五頁
第二百六十一節	市民の嗜好、精神的快樂に淡泊なり。	五九六頁
第二百六十二節	萬年青と蘭の流行、神戸園藝會の催、井伊直弼紀念碑建設の企。	五九六頁
第二百六十三節	體育遊技、擊劍の流行。	五九八頁
第二百六十四節	乘馬と自轉車の流行。	五九九頁
第二百六十五節	球突、骨牌、投玉、吹矢等の流行。	五九九頁
第二百六十六節	市民の慈善事業。	六〇〇頁
第二百六十七節	神戸孤兒院の沿革と現狀。	六〇二頁

第二百六十八節	神戸報國義會の沿革と現狀。	六〇四頁
第二百六十九節	熊野授産場の起原と現狀。	六〇五頁
第二百七十節	市の發達と諸般の檢束法。	六〇七頁
第二百七十一節	寄留人取締規則、門標の一定。	六〇七頁
第二百七十二節	人力車夫取締の方法。	六〇八頁
第二百七十三節	各種營業規則の沿革。	六〇九頁
第二百七十四節	劇場の定限、湯屋湯槽の區別と溫度。	六一一頁
第二百七十五節	市場規則の發布、重なる魚鳥獸青物市場の沿革。	六一一頁
第二百七十六節	屠畜及び獸肉營業取締、葦合村の屠畜場。	六一五頁
第二百七十七節	五種市場取締規則、職工營業人及紹介人取締規則の發布。	六一六頁
第二百七十八節	資本と勞力の争、煙草職工軍の敗戦。	六一七頁
第二百七十九節	輸出屏風製造職工の一揆、勞力の敗戦。	六一八頁
第二百八十節	資本の専横、勞力組織の未發達。	六二〇頁
第二百八十一節	裸勞力の境遇、激仲仕の苦情。	六二二頁
第二百八十二節	勞力小團體の競争、大膽なる勞力統合の企。	六二二頁

第二百八十三節	仲仕勞力の供給者、勞働者の區別現狀。	六二三頁
第二百八十四節	危険、不潔物等の取締。	六二五頁
第二百八十五節	外商の苦情と石油取締規則、黃燐摺附木の製造取締。	六二七頁
第二百八十六節	旅宿業の取締、外人宿泊の事。	六二八頁
第二百八十七節	料理店、口入宿、木賃宿の取締。	六二九頁
第二百八十八節	藝娼妓渡世の營業地、取締規則の沿革。	六二九頁
第二百八十九節	新川遊廓の設置、佐比江の女附間。	六三〇頁
第二百九十節	娼妓貸席の賦金、藝娼妓紹介人。	六三一頁
第二百九十一節	密賣淫の取締。	六三二頁
第二百九十二節	飼犬鑑札料。	六三三頁
第二百九十三節	港内艇等の取締。	六三三頁
第二百九十四節	小形汽船の取締。	六三五頁
第二百九十五節	船舶検査執行の始元。	六三六頁
第二百九十六節	外國船と兵庫港。	六三七頁
第二百九十七節	第二回製茶改良共進會の開設。	六三七頁

第二百九十八節	神戸製産物品評會、蔬菜物品評會、日本産米品評會。	六三八頁
第二百九十九節	大日本水産會兵庫支會の設立。	六四〇頁
第三百節	共進會と水産博覽會、縣下馬鈴薯製作の起原。	六四一頁
第三百一節	商業上の悪弊、仲買商人の罪。	六四三頁
第三百二節	製茶家の無分別と外商の狡猾、悪茶製造の原由。	六四五頁
第三百三節	茶業者悪弊防禦策、茶業組合設置、悪茶の燒棄。	六四六頁
第三百四節	製茶検査所の設立、日乾とみ茶の悪弊と犯法者。	六四八頁
第三百五節	悪弊矯正の困難。	六四九頁
第三百六節	み茶の悪弊益増長。	六五〇頁
第三百七節	製茶取引上の悪習慣、番頭藏番口錢。	六五〇頁
第三百八節	居留地商館「ク」權の濫用。	六五一頁
第三百九節	荷主の直接買込み約定書、手附金授受の習慣。	六五二頁
第三百十節	外商生産地に買ひ需用地に賣る。	六五三頁
第三百十一節	外商直買と荷主直賣の風大に増長す。	六五四頁
第三百十二節	貿易商人の不正實と悪弊の發生。	六五五頁

第三百十三節	雜貨商競争の弊、燐寸五厘金、粗製燐寸取締の困難。	六五六頁
第三百十四節	屏風見本の廢止、麥稈農田業者の將來。	六五八頁
第三百十五節	牛乳商の競争、牛乳臨時検査の執行。	六五九頁
第三百十六節	精米磨砕使用の弊、磨砕使用の發明者。	六五九頁
第三百十七節	旅宿營業者客引の弊。	六六一頁
第三百十八節	夢の如き生活、風俗壞亂、世上の物騒。	六六二頁
第三百十九節	賈貨の行使、南京町の賭場、貸金催促會社、潜り代言の制限。	六六三頁
第三百二十節	賭博の大流行、地所師の好策。	六六四頁
第三百二十一節	清國人の邪行、下層社會と上流社會の人情、「チーハー」の説明。	六六五頁
第三百二十二節	市内刊行物の消長と意氣の盛衰。	六六七頁
第三百二十三節	土木工事の沿革如何、辨天町の築成。	六六九頁
第三百二十四節	小野渡造船所の建設。	六七〇頁
第三百二十五節	西出町と和田岬海面の埋立。	六七二頁
第三百二十六節	淺東區の高嶺埋立紛議と五郎十郎兩沼池事件。	六七二頁
第三百二十七節	川崎造船所の海面埋立と税關擴張工事。	六七七頁

第三百二十八節	神戸水道工事、其沿革。	六七八頁
第三百二十九節	市内の道路普請、兵庫港海岸石垣工事。	七〇八頁
第三百三十節	道路擴張工事大に起らんとす。	七一〇頁
第三百三十一節	山手新道開鑿の議決、其他の擴張工事。	七二二頁
第三百三十二節	兵庫新市街地設置の大土工。	七二二頁
第三百三十三節	道路延長工事の施工、淺川鐵道隧道成る。	七二七頁
第三百三十四節	明治二十三年以後の國縣里道工事、神戸市の面積。	七二七頁
第三百三十五節	部落の編入と市域の擴張。	七二九頁
第三百三十六節	市街地名稱の新設と變更。	七二一頁
第三百三十七節	溝渠浚渫、市街掃除、家屋取締等の規定。	七二五頁
第三百三十八節	市内重なる公私の建造物。	七二七頁
第三百三十九節	明治十一年市内の諸官衙、山林局と裁判所。	七二八頁
第三百四十節	警察署と議事堂の建築。	七二九頁
第三百四十一節	警察本署と區役所の新築成る。	七三〇頁
第三百四十二節	兵庫村の芝居の改築、市内各劇場沿革。	七三〇頁

第三百四十三節	鐵道局、官林區署、電話交換所、測候所の建設。	七三二頁
第三百四十四節	秀觀堂、和樂園、兵庫諸問屋會所等の新設。	七三三頁
第三百四十五節	大藏省米廩、宮内省御用邸設置。	七三四頁
第三百四十六節	神戸商業會議所の建築。	七三五頁
第三百四十七節	港長局の開設、海軍石炭庫の建設。	七三六頁
第三百四十八節	和田岬の和樂園。	七三六頁
第三百四十九節	和田火藥庫の取除、川崎美術館の開館。	七三七頁
第三百五十節	渡川公園の管理、櫻樹の栽培。	七三八頁
第三百五十一節	石井村監獄成る、避病院敷地の反對運動。	七三九頁
第三百五十二節	神港俱樂部と外人神戸俱樂部の建設、川崎石堡塔燒失す。	七四二頁
第三百五十三節	中華會館の新築。	七四二頁
第三百五十四節	皇典講究所、葉煙草專賣所倉庫、射的會場設置と足切雀。	七四二頁
第三百五十五節	火難は比較的少なり。	七四四頁
第三百五十六節	風水害の紀要。	七四五頁
第三百五十七節	人民の姓名呼稱と下馬下乗の廢止。	七五三頁

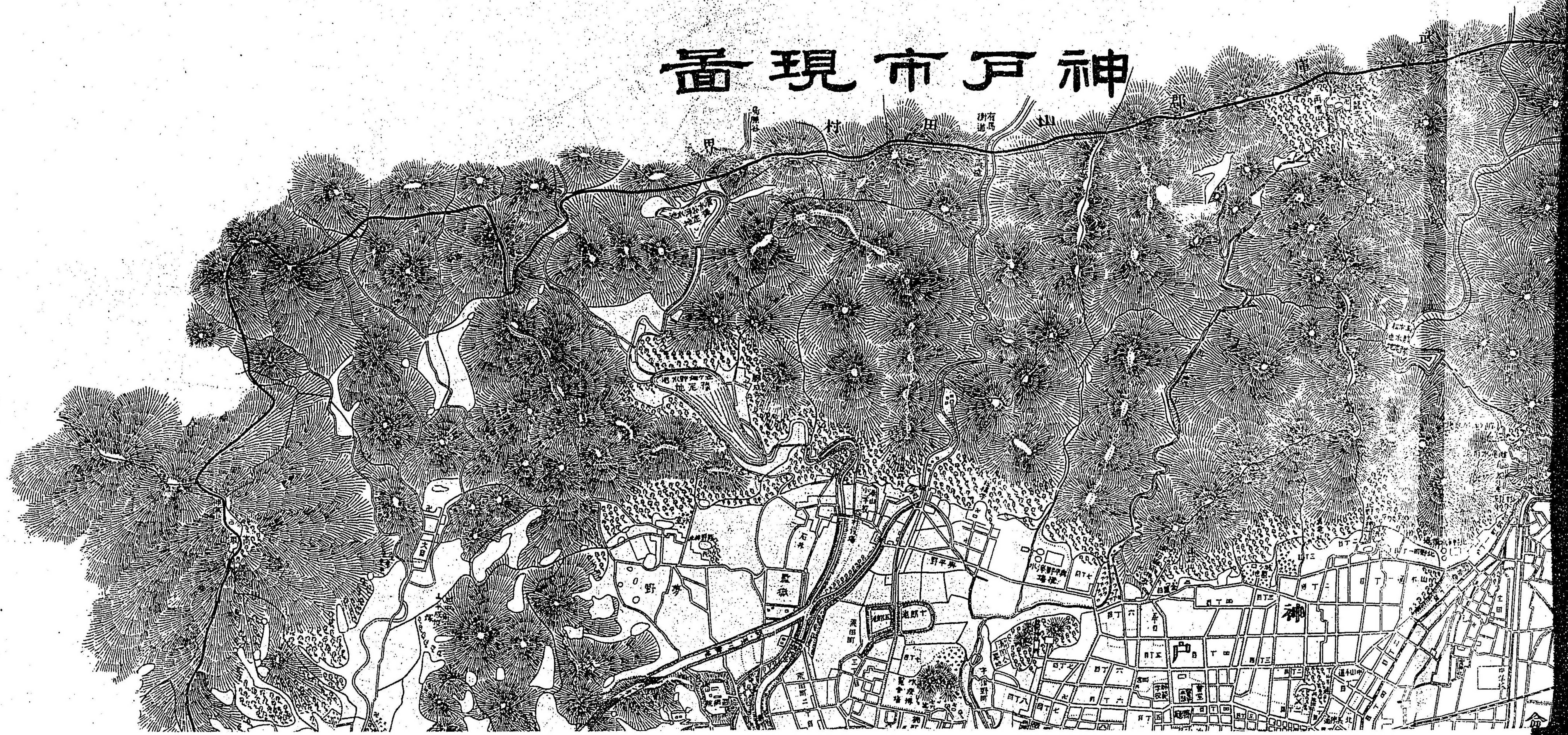
第三百五十八節	雜居地外人の課税。	七五四頁
第三百五十九節	直間稅署と公證役場の設置、浦役場。	七五五頁
第三百六十節	巡查の佩劍、憲兵屯所の創設。	七五五頁
第三百六十一節	街路の撤水と便所、電氣の街燈。	七五六頁
第三百六十二節	居留地の沿革奈何、居留外人數。	七五六頁
第三百六十三節	神戸港の發達と市民將來の義務。	七六〇頁
第五章 重要沿革事類纂		
第一節	貿易五厘金の沿革。	七六一頁
第二節	神戸病院沿革。	七八六頁
第三節	消防組沿革。	七九九頁
第四節	警察制度沿革。	八〇四頁
第五節	水上警察署沿革。	八二八頁
第六節	市行政制度沿革。	八三二頁
第七節	學區制度沿革。	八三八頁
第八節	師範學校の沿革。	八四三頁


神戶市現番



武庫川
西灘村
界

神戶市現番





備考 水道及養川付換工事 並ニ未ダ設置セズ之決定圖言リテ之ヲ加フ

橋	浮橋	水道池	沙濱	地均豫定地	竹藪	立木森林	鉄道線路	外國人居留地	町及大字界	市郡境界
梁	渡	地	濱	地	藪	林	路	地	界	界
人	城	古	墓	古	名	寺	神	燈	停	車
家	趾	墳	地	戰	所	院	社	臺	場	場



備考 水道及湊川付換工事並米多設備七〇番之決定圖言リテ之ヲ加フ

○	浮橋船渡
□	人家
—	橋
—	深



新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新

神戸開港三十年史

神戸開港三十年史

第四章 神戸市發達の諸現象



兵庫開港の名を以て、世界人道の爲めに日本の門戸を開放し、神戸港の創業を終りし明治十年より、明治三十年の今日に至り、堂々たる三法人神戸市の屹然東洋の表に起立せし二十一年間に於ける生長の經歷を探らんと欲せば、先づ須らく日本帝國が世界に對する通商貿易中、神戸港に於て行はれたる其貿易の奈何んより吟味せざるべからず。神戸市が僅々たる年所を以て、遽然として巨人の面貌を具へ、確乎として隆盛の基礎を定めたるものは、職として内外通商貿易の結果なれば也。本史が下巻の筆を神戸港の貿易より起し、尋で明治十一年より今日まで、二十年間に發したる諸現象を仔細に記述せんと欲するもの、蓋し失當の順序ならざるべきを信す。

○第三節、内外貿易増進の割合、輸出入累年統計、抑も神戸港に於て、適當なる意義に於ける内外貿易の行はれたるは、實に明治元年の四月以後にあり。而して明治六年に至る迄の貿易額は、その果して幾何なりしや今日之を詳知するに由なき也。何となれば其當時天下の萬機は總て草創に屬し、事實の證明法たる統計編製の制なかりければなり。神戸港貿易額の、始めて公然統計上に現はれたる

は明治六年にして、同年の貿易額は輸出貳百五拾壹萬六千八百九拾五圓、輸入五百九拾貳萬四千九百七拾四圓、合計八百四拾四萬壹千八百六拾九圓なり。爾來内外の景氣に伴へ、多少の高低波瀾なきに非ずと雖も、概して之を云は、唯、増進の一方にして、明治十一年には輸出入とも各六百萬圓、合計壹千貳百萬圓臺の貿易額に上り、明治二十年には、輸出入とも各、壹千萬圓を遙かに超えて、合計貳千六百餘萬圓となり、明治二十五年には總額六千六百萬餘圓となり、明治二十八年には總額壹億圓臺に達し、明治二十九年には輸出四千參拾壹萬七千八百拾七圓、輸入八千貳百五拾四萬六千五百九拾貳圓、合計壹億貳千貳百八拾六萬四千四百九圓となり、之を明治六年の貿易額に比するに、輸出に於て十六倍強、輸入に於て十四倍強、總額に於て十四倍強の増加にして、又之を明治三十年に比較するも、輸出に於て三倍強、輸入に於て六倍強、總額に於て五倍強の増進なり、請ふ其詳かなることば之を左表に問ふべし。

(第一號表) 神戸港輸出入品價額累年對照表

年次	輸出	輸入	合計
明治六年	二、五二六、八九五	五、九二四、九七四	八、四四一、八六九
明治七年	三、四〇五、五三四	四、七六九、一九四	八、一七四、七二八

年次	輸出	輸入	合計
明治八年	二、八五二、三七九	五、三五四、九一八	八、七〇七、二九七
九年	三、四五〇、二九八	三、七八九、六六八	七、二三九、九六六
十年	四、六五七、一七九	四、二五七、六八八	八、九一四、八六七
十一年	六、五〇五、三七六	六、〇二六、一五九	一二、五三一、五三五
十二年	五、七五〇、二〇三	七、〇六七、一五五	一二、八一七、三五八
十三年	五、六五三、八五三	七、八四八、五三七	一三、五〇二、三九〇
十四年	五、五八八、八〇三	七、三八〇、五二九	一二、九六九、三三二
十五年	六、五一四、九七一	六、三七八、八二〇	一二、八九三、七九一
十六年	五、九七二、六五二	六、九八九、一八九	一二、九六一、八四一
十七年	六、六一〇、七三二	七、九七〇、五三一	一四、四〇一、二六三
十八年	七、二五五、八四四	七、五八四、一四七	一四、八三九、九九一
十九年	九、九三三、六六一	九、四九九、一七一	一九、四三三、八三二
二十年	一一、七七〇、六〇六	一三、八五四、一六〇	二六、六二四、七六六
二十一年	一八、三〇四、〇七〇	二四、六六七、九〇五	四二、九七一、九七五
二十二年	二〇、三三一、五五二	二六、〇三三、三三〇	四六、三六六、八八二
二十三年	一六、九五五、四二三	三三、〇四一、〇〇三	四八、九九六、四一六
二十四年	二二、七三三、七二七	二五、七〇〇、五〇一	四七、四三四、二二八
二十五年	二二、二九五、七四〇	三〇、六九八、二七一	五二、九九三、九一七
二十六年	二四、九六八、九七四	四一、二九四、二七六	六六、二六三、二五〇

明治二十七年	二九、四三八、一一三	五六、九一〇、五〇三	八六、三四八、四一六
同 二十八年	三八、三〇七、九五四	六三、〇九八、四二六	一〇一、四〇六、三八〇
同 二十九年	四〇、三二七、八一七	八二、五四六、五九二	一二二、八六四、四〇九

(備考) 本表は大蔵省編纂の貿易年表に據る、表中の金額は圓位に止め以下其記載を略せり、以下貿易に關する諸表皆右と同じ。但し特に記載法を異にするものは別に備考を掲ぐ。

◎第三節、貿易額真正の比較法、金貨換算統計。右表に掲げたる貿易額は、勿論圓銀を以て計算せしものなり。然るに銀價は明治七年以來、徐々として高低の變動を現はし、明治九年以後は漸く下落の一方にして、明治十九年以後に至り下落の程度は一層甚だしく、明治二十八年に至り、殆んど二分の一の價格を失するに至る。去れば真正に貿易の價額を比考せんと欲せば、必ずや之を金貨相場に換算し、以て彼此對照するを要するなり。因て之を換算するに、其割合は第一號表に比し、大なる差異あるを示すと雖も、而かも尙ほ貿易額は逐年著るしき増加にして、明治二十九年の貿易額を以て、之を明治六年に比する時は、輸出に於て八倍強、輸入に於て七倍強、總額に於て亦七倍強の増加なり。更に明治二十年に比するも、輸出に於て二倍強、輸入に於て四倍強、總額に於て三倍強の増加を見る。去れば神戸港の貿易額は、單に圓銀の計算に於て著るしき増加を致せしのみならず、金貨換算の實際額に於ても、亦大なる増進を證すること左の如くなり。

(第二號表) 神戸港輸出入品價額金貨換算表 (表出△印減)

年次	銀貨二圓 金相場	輸出	前年ニ比 割合	輸入	前年ニ比 割合	合計	前年ニ比 割合
明治六年	一、〇〇〇	二、五一六、八九五	—	五、九二四、九七四	—	八、四四一、八六九	—
同 七年	一、〇三四	三、五二二、三三二	一、三九	四、九三二、三四六	△九一	八、四五二、六七八	一、〇〇
同 八年	一、〇二〇	二、九〇九、四二六	△八三	五、四六二、〇一六	一、一一	八、三七二、四四二	△九九
同 九年	〇、九七〇	三、三四六、七八九	一、一八	三、六七五、九七七	△六七	七、〇二二、七六六	△八四
同 十年	〇、九九四	四、五七九、三三六	一、一六	四、三三二、一四一	一、一五	八、八一三、三七七	一、二五
同 十一年	〇、九四九	六、一七三、六五二	一、八九	五、七七八、八二四	一、三五	一一、八九二、四七六	一、三五
同 十二年	〇、九〇四	五、一九八、一八三	△八四	六、三三八、七二二	一、二二	一一、五八六、八九五	△九七
同 十三年	〇、九三八	五、三〇三、三一四	一、〇二	七、三六一、九二七	一、一五	一二、六六五、二四一	一、〇九
同 十四年	〇、九一九	五、三三六、一〇九	△八一	六、七八二、七〇六	△九二	一一、九一八、七一一	△九四
同 十五年	〇、九二八	六、〇四五、八九三	一、一七	五、九一八、七四四	△八七	一一、九六四、六三七	一、〇〇
同 十六年	〇、九〇七	五、四一七、一九五	△八九	六、三九一、九四四	一、〇七	一一、八〇九、一三九	△九九
同 十七年	〇、八六六	五、九四九、六五八	一、〇九	七、〇一一、四七七	一、二〇	一二、九六一、一三五	一、〇九
同 十八年	〇、八〇二	六、二八三、五六〇	一、〇六	六、五六七、九七二	△九四	一二、八五一、五三二	△九九
同 十九年	〇、七七七	七、九六六、七九六	一、二六	七、六一八、三三五	一、一六	一五、五八五、一三一	一、二一
同 二十年	〇、七五二	九、八四六、一三七	一、二三	一〇、六八一、五五七	一、四〇	二〇、五二七、六九四	一、三三
同 二十一年	〇、七五二	一三、七六四、六六〇	一、四〇	一八、五五〇、二六四	一、七三	三二、三一二、九二四	一、五七

年次	輸出	輸入	總額
二十二年	〇、七六二	一、一三三	一、〇九
二十三年	〇、八三〇	一、九八三	一、〇九
二十四年	〇、七九一	二、六五九	一、一五
二十五年	〇、七〇九	二、〇三三	一、〇九
二十六年	〇、六三二	二、二七六	一、〇九
二十七年	〇、五三三	二、五三〇	一、〇九
二十八年	〇、四八八	二、八六六	一、〇九
二十九年	〇、五二七	三、〇三二	一、〇九

○第四節、每五年内外貿易發達の割合。 神戸港に於ける年々の貿易額は、其増加の割合斯の如く著大なり。今又約ね五年間毎に進歩せる割合を表出せば、即ち左の如くなり(表出△印は減)

比較年次	輸出	輸入	總額
明治六年に比し明治十年の貿易額は増加すること	八割四分強	△二割八分弱	四割八分強
明治十年に比し明治十五年の貿易額は増加すること	三割九分強	四割九分強	四割四分強
明治十五年に比し明治二十年の貿易額は増加すること	九割五分強	十一割七分強	十割六分強
明治二十年に比し明治二十五年の貿易額は増加すること	六割七分強	十二割一分強	九割五分強
明治二十五年に比し明治二十九年の貿易額は増加すること	九割弱	十六割五分強	十三割六分強

○第五節、日本全貿易額の發達と神戸貿易の比較、比較統計三表。 神戸港の貿易は逐年進歩の著しきこと斯の如し、此進歩たるや、本邦全體の貿易額と如何んの割合を保てるか、即ち本邦全貿易額と同一進歩の割合を以て増進せりや。將た又其進歩に及ばざりしものあるか、若くは一層高度の割合に増加せりや。試みに其割合を算出するに、第三表の示すが如く、明治十年以前に於ける神戸港の貿易總額を以て、之を本邦の貿易總額に對照するに、僅に一割四分乃至一割九分を占むるに止まりたりき。明治十一年以後は二割以上を占め、明治二十一年以後は三割以上を占め、明治二十九年に至ては大に増して四割以上を占有するに至りたり。乃ち本邦の全貿易額は、明治六年より同二十九年の間に於て、約ね六倍となりたるに過ぎざれども、神戸港の貿易額は約ね十四倍強の増進なり。去れば神戸港の貿易は、本邦全貿易額増加の度に比して、一層著大の増加たるを見るべし。

(第三號表) 神戸貿易額と本邦貿易額との比較表

年次	輸出		輸入		合計	
	本邦各港	神戸港	本邦各港	神戸港	本邦各港	神戸港
明治六年	三、三三三	二、五二六	二、六〇七	五、九三三	四、九七四	八、九四八
明治七年	三、三三七	三、四〇五	三、三七一	四、七六九	四、七七七	六、一七四

年次	輸出	輸入	合計
明治八年	1,266,111	2,255,000	3,521,111
九年	2,275,111	2,255,000	4,530,111
十年	2,330,000	2,255,000	4,585,000
十一年	2,385,000	2,255,000	4,640,000
十二年	2,440,000	2,255,000	4,695,000
十三年	2,495,000	2,255,000	4,750,000
十四年	2,550,000	2,255,000	4,805,000
十五年	2,605,000	2,255,000	4,860,000
十六年	2,660,000	2,255,000	4,915,000
十七年	2,715,000	2,255,000	4,970,000
十八年	2,770,000	2,255,000	5,025,000
十九年	2,825,000	2,255,000	5,080,000
二十年	2,880,000	2,255,000	5,135,000
二十一年	2,935,000	2,255,000	5,190,000
二十二年	2,990,000	2,255,000	5,245,000
二十三年	3,045,000	2,255,000	5,300,000
二十四年	3,100,000	2,255,000	5,355,000
二十五年	3,155,000	2,255,000	5,410,000
二十六年	3,210,000	2,255,000	5,465,000

八

年次	輸出	輸入	合計
同	1,230,000	2,255,000	3,485,000
同	1,285,000	2,255,000	3,540,000
同	1,340,000	2,255,000	3,595,000

(備考) 表中の金額は、千圓を以て單位とする。

(第四號表) 本邦貿易額と神戸貿易額との累年進歩割合表

年次	輸出		輸入		合計	
	本邦	神戸	本邦	神戸	本邦	神戸
明治七年	90	1,355	83	80	173	1,435
八年	96	1,410	88	85	184	1,495
九年	102	1,465	93	90	195	1,555
十年	108	1,520	98	95	206	1,615
十一年	114	1,575	103	100	217	1,675
十二年	120	1,630	108	105	228	1,735
十三年	126	1,685	113	110	239	1,795
十四年	132	1,740	118	115	250	1,855
十五年	138	1,795	123	120	261	1,915

九

年次	本邦	各港	神戶	港
明治六年	四四	五六	七二	四八
七年	四五	五六	七二	四八
八年	三八	六二	八二	七四
九年	五三	四七	八五	九二
十年	四六	五五	八五	一〇〇
十一年	四四	五六	八八	一〇〇
十二年	四四	五六	八八	一〇〇
十三年	四三	五五	八七	一〇〇
十四年	四九	五一	九九	七六
十五年	五六	四四	七八	一〇四
十六年	五六	四四	七八	一〇四
十七年	五三	四七	八一	九六
十八年	五九	四一	六五	一〇五
十九年	五四	四一	四九	一〇八
二十年	五一	四九	五二	一〇八
二十一年	五二	四八	五八	一〇八
二十二年	四一	四九	五六	一〇八
二十三年	四一	四八	五六	一〇八
二十四年	五六	四四	五九	一〇三

(第五號表) 本邦及神戸港輸出品價額割合表

年次	本邦	各港	神戶	港
明治十六年	九六	九二	一〇九	一〇〇
十七年	九三	一一一	一一一	一一一
十八年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
十九年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十一年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十二年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十三年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十四年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十五年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十六年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十七年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十八年	一一〇	一一〇	九七	一〇五
二十九年	一一〇	一一〇	九七	一〇五

同	同	同	同	同
二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年
五六	五一	四九	五一	四一
四四	四九	五一	四九	五九
一二七	一〇二	九六	一〇二	六九
七八	九九	一〇四	九二	四五
四一	三七	三五	三七	三三
五九	六三	六五	六三	六七
七〇	六〇	五五	六二	四九
一、四四	一、六五	一、八一	一、六二	二〇四

一一一

○第六節、神戸貿易は横濱を凌ぐ、其證明。日本帝國に於ける貿易港を稱する者は、先づ指を横濱港に屈し、神戸港を第二位に置くを以て常と爲す。寔に然り、神戸港の貿易の、未だ横濱港に凌駕し能はざるは事實なり。然れども其進歩の度に至ては、遙かに横濱港を凌げるを見る。神戸港の横濱港に對する割合は、明治六年に在ては輸出に於て一割五分、輸入に於て三割、總額に於て二割四分に過ぎざりしが、爾後逐年其割合を増加し、明治二十年には輸出に於て六割五分、輸入に於て三割八分、總額に於て五割一分、總額に於て四割四分となる。同二十九年には輸出に於て六割五分、輸入に於て十二割三分、總額に於て九割一分に當るなり、即ち殆んど對等の地位に立てるものとす。尙ほ本邦の貿易額に對する横濱の割合を以て、之を神戸の本邦貿易額に對する割合と比較せば、如何に此兩港に於ける貿易の進歩に、遅速の存するかを明瞭ならしむるを得ん。若し夫れ既往を以て將來を推すの想像を許さば、神戸港は久からずして遙かに横濱港を凌ぎ、全國第一位の貿易港たらんとす。左に掲ぐる第六號表に據て、横濱港に對する神戸港の地位を判すべし。

(第六號表) 神戸横濱兩港貿易品價額比較表

年次	輸出		輸入		合計	
	價額	割合	價額	割合	價額	割合
明治六年	一五、六九四	一、五	一九、七四二	三、〇	三五、四三六	二、四
八年	一二、九七〇	二、二	二二、五三九	二、四	三五、五一〇	二、四
十年	一五、九一六	二、九	二二、〇二八	二、〇	三六、九四五	二、四
十三年	一八、九八四	三、〇	二六、三三四	三、〇	四五、三〇八	三、〇
十五年	二六、九二五	二、四	二〇、三三二	三、一	四七、二七九	二、七
十八年	二四、二二四	三、〇	一九、〇〇四	四、〇	四三、二二九	三、四
二十年	三三、七七五	三、八	二七、一七四	五、一	六〇、九五〇	四、四
二十三年	三三、三三一	五、二	四〇、六四五	七、九	七二、九七六	六、七
二十五年	六一、五五二	三、四	三三、三二八	九、七	九二、八八一	五、六
二十六年	五五、二〇九	四、五	三六、三〇五	一一、三	九一、五一四	七、二
二十七年	七三、〇一五	四、〇	五〇、四四七	一一、三	一二三、四六三	七、〇
二十八年	八四、七九一	四、五	五六、〇九五	一一、二	一四〇、八八七	七、二
二十九年	六一、六九六	六、五	七二、八〇三	一一、三	一三四、四九九	九、一

一一一

○第七節、神戸は輸入港たり、其原因。貿易上に於ける輸出入の割合は、元來内外經濟の事情と
 狀勢とによつて變動し、或ひは輸出の輸入に超過する年あり、或は輸入の輸出に超過を來すの年あり
 て、一進一退波瀾一なること能はず。本邦の貿易は、幾回か此波瀾變動の形跡を示すなり。然るに奇
 なるは神戸港の貿易にして、第五號表に示せしが如く、神戸港の貿易は年々輸入超過の一方にして、
 明治六年以來、僅に只明治十年、同十一年、同十五年及び同十九年を除けば、輸入は常に輸出の額を
 超え、明治二十九年に至ては、殆んど其極點に達したり。而して神戸港の輸入超過は、單に本邦全貿
 易額に於て輸入超過を現はせし時のみに限らざるなり。本邦の貿易は輸出超過を示せる年に於ても、
 神戸港の貿易は尙ほ且つ輸入の超過を現はせり。然れば神戸港は、恰も輸入港たるの性質を有するも
 のに似たり。今其然る所以の主原を列擧すれば、概ね左の如く思はるゝ也。

(一)神戸港は、我日本帝國に對して輸入の地位にある諸國、即ち印度、支那、香港、英國、日耳曼
 等と最も關係を深うせり、是れ常に輸入超過の事實ある一原因ならん。

(二)我日本帝國の主要物産たる生糸の輸出は、單に横濱港のみに行はれ、關西地方の産出に係るも
 のと雖も皆横濱に運搬され、神戸港より輸出する者極めて微少なり、寧ろ毫も輸出なしと云はん。
 又羽二重其他の絹織物も、其過半は横濱港より輸出され、神戸港より輸出せらるゝもの少なし、是
 れ神戸港に於ける輸出額は、常に輸入額に及ばざる一原因にして、且つ又神戸港の輸入額は、既に

横濱港を凌駕するに拘はらず、輸出額の遙に横濱に及ばざる所以ならん。

(三)關西地方に於ける工業の勃興は、之を關東地方に比して遙かに上位に在り、而して其勃興と共
 に之に使用する諸器械及び用材は、海外輸入に係る者多きに居る、是れ亦神戸港をして輸入港たらし
 めたる一原因ならん。

(四)關西地方の一大工業と稱すべきものは紡績業なり、此紡績業は、悉く原料を外國に仰ぐ、而し
 て其製品(單に綿織糸のみならず綿布類一切)は、専ら輸出のみに供せらるゝに非らずして、内地の
 需用に供せらるゝ額や夥多なり。故に原料輸入金額と、製糸輸出金額との間に於て、大なる差異あ
 るを免かれず、是れ亦神戸港の輸入は、常に輸出に超過する一原因ならん。

此四原因中、第二及び第三の如きは、今後遠からずして消滅するの期あるべし。即ち生糸輸出の事た
 る機會既に熟し、生糸貿易の機關も漸く興起するに至りたれば、幾何ならずして取引の開始を見て、
 漸次此貿易の發達を見るべく。又羽二重其他絹織物の如きは、其取引開始以來日尙ほ淺きに拘らず、
 逐年著大の増加を現はして、今や漸く神戸港の重要輸出品たらんとするに至れり。次に又從來勃興せ
 る諸工業は、次第に其歩を進めて業務を開始し、是れまで諸外國より輸入せる、固定資本を償ふに至
 るべければなり。然らば則ち神戸港の將來に於ては、輸出大に増加して、從來の奇現象たる輸入の額
 を減じ、輸出入の割合を一變せしむるやも知るべからず。要するに従前神戸港に於て、輸入の常に輸

出を超過したるは、輸出機關の完備せざるに原因せり、神戸港の性質豊に輸入港たるにあらんや。機關全備の日に到らば、輸出大に増加して、輸出入額共に横濱港を凌ぐに至らんこと必せり。

○第八節、輸出入貿易品の種類、其價格と進歩、證明。開港の當初に在ては、貿易額の小さなのみにはあらざりし、輸出入品の種類も亦極めて少なく、明治六年の統計を見るに、一品にして壹萬圓以上の貿易額に達せしものは、輸出に於て綠茶、銅、其他の金屬及び金屬器、木蠟、米の數品に止まり、輸入に於ては綿織糸、羅紗、其他毛織物類、木綿類、雜布類、染料及彩料、鐵類、機械、器具等の數種に過ぎざりき。然るに爾後年を逐ふて各品の貿易額を増加し、加ふるに新たに貿易場裡に上る物品は續々として其種類を増加し、今や重要輸出入品として目すべきもの、輸出入共に幾十種の多さを見る、其種類、價格及び進歩の度は、左表に示すが如くなり。

(第七號表)

神戸港重要輸出入品價額對照表

品名	六年	十五年	十八年	廿年	廿三年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年
書籍及紙類	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
參腦	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
人參	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

出	六年	十五年	十八年	廿年	廿三年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年
五倍子	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他藥品及染料彩料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
寒天	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
錫	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
蝦	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
椎茸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
昆布類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
米	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他穀物及食物類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
安母尼	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生銅及熟銅	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他ノ金屬及金屬器	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
木蠟	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他ノ蠟及油類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生糸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
屑糸及鬘斗糸	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
繭及真綿類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
綠茶	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其他ノ茶類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

之

洋傘	屏風	竹材	木材	構材	扇子及團扇	石炭類	煙草類	皮毛角類	雜布帛及衣裳類	其他ノ絹布及糊製品	絹手巾	羽二重	其他ノ綿布類	手拭地	綿ノラナル糸	綿織類	地氈類	地氈
10,000	20,000	15,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000

麥稈	竹器類	玻璃器類	漆磁器類	陶磁器類	屑磁器類	再輸出品	合計
100,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000

以上は是れ十ヶ年間、各種輸出品の金額にして、圓位に止めたるものなり。而して又輸入品の同年間於ける金額は、左表に據て明かなるべし。

年次	品物		六	十	五	十	八	二	十	三	五	六	七	八	九
	紡績機	其他機械器具													
六年	100,000	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000

入	
砂糖類	1,000,000
酒類	1,200,000
米類	1,500,000
豆類	1,800,000
麥粉類	2,000,000
其他穀物類	2,200,000
其他食物類	2,500,000
書籍及文具	2,800,000
衣服及附屬品	3,000,000
林登兒酸刺萬亞斯	3,200,000
赤性曹達	3,500,000
苛性曹達	3,800,000
其他藥品類	4,000,000
アニリンタイス	4,200,000
其他染料及彩料	4,500,000
玻璃類	4,800,000
道鋼及道鐵	5,000,000
鐵道用材類	5,200,000
板鐵	5,500,000

之	
鐵釘	1,000,000
其他鐵及鋼及其器類	1,200,000
亞鉛類	1,500,000
其他金屬及金屬品	1,800,000
綠綿	2,000,000
生綿	2,200,000
綿織糸	2,500,000
綿織糸	2,800,000
生金	3,000,000
其他ノ金巾類	3,200,000
更紗	3,500,000
其他綿布類	3,800,000
毛織子	4,000,000
縮緬吳呂	4,200,000
羅紗類	4,500,000
フランケトル	4,800,000
羊毛	5,000,000
其他毛織物及材料	5,200,000

部	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年	明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年
絹布及材料	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
麻布及材料	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
雜布類	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
煙草類	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
油類	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
石油	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
無味香油及香蠟	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
其他油及蠟類	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
角牙皮毛類	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
再輸入品	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
其他諸品	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000

111

○第九節、輸出重要品の變遷と神戸占有の割合。 斯の如く幾多の重要輸出入品中に就て、其最も注目すべき物品に付、その變遷の狀を略述せんに、先づ之を輸出品に就て云はん。

(一)樟腦。 由來神戸港獨占の貿易品なりと稱するも可ならん、即ち全國の總輸出額中に於て其十分の九以上は、神戸港に於て之を占む、樟腦の輸出は明治六年以前に於て、僅々貳萬圓以上に過ぎざりしが、漸次増加して明治十五年に至ては、其額九拾八萬餘圓となり、而して明治二十三年に至て

は、百六拾六萬餘圓の額となる。爾後多少の増減ありて、明治二十九年に至り壹百九萬餘圓となり、之を明治五六年に比較せば、凡そ七十倍の増額なりとす。

(二)寒天と錫。 海産物中の第一位を占むるものは寒天にして、錫は第二位に立つ。而して寒天は明治八九年の頃迄は、其輸出額壹萬圓以下にして、未だ重要品を以て目するに足らざりしが、明治二十五年に至ては五拾餘萬圓となり、明治二十九年には五拾參萬圓と爲れり。錫の輸出額も其進歩著しく、明治六年には僅に貳千餘圓に過ぎざりしに、明治十八年拾四萬圓となり、同二十九年には三拾萬圓と爲りたり。去れども概して之れを云へば海産物は明治二十年以後二十五年に於て、著るしく其額を増加したるに拘はらず、爾後寧ろ退歩の傾きあるものゝ如し。海産物中殊に昆布類は其進歩の度極めて遅々たり、否な、寧ろ他品に比して之れを云は、大いに減退の狀ありとす。是れ北海道より直接輸出するに原因する者にして、神戸港に於ける海産貿易は、自今以後有望の貿易たる能はざるに似たり。

(三)輸出米。 輸出米の起原に就ては他に之を詳記せん、爰には輸出額増加の趨勢を云はん、明治六年輸出解禁の令出で、同年八月より十二月迄に四拾餘萬圓の輸出を見き、爾後年の豊凶、價格の高低等によつて輸出に多少の増減ありしと雖も、其大體に於ては著るしき増加を致し、明治二十年には百七拾餘萬圓の輸出を見たり。此年迄米の輸出は殆んど神戸港獨占の貿易品にして、輸出の全部

111

は神戸港に在りしと云ふ可なり。明治二十一年特別輸出港の開始ありて、馬關、門司、口ノ津等より輸出を見るに至れりと雖も、而かも神戸港は其影響を感せざるもの、如く、逐年輸出の額を増して明治二十八年には六百貳拾萬餘圓の額となり、同二十九年には五百七拾參萬餘圓の輸出を見る。斯の如く幾多の輸出品中第一位を占め、而して日本帝國の輸出来中、神戸港は實に其九割を占むるの狀勢なり。

(四)銅類。開港の當時は銅も輸出禁制品中に在りき、其輸出されたるは密賣買にして、明治二年解禁の令は出でたりき。元來銅は關西地方に於て産出尠ならず、而して其當時神戸港には製銅所の設けありて、銅の集散に使あり、之が爲めに輸出解禁と共に公然輸出の業は開始され、神戸港の貿易品中早く重要品たるの地位に坐し、明治六年既に貳拾六萬餘圓の輸出あるに至りたり。其後増加の一方にして、特に明治二十年以後に至て長足の進歩を現はし、明治二十六年には貳百貳拾六萬餘圓となり、同二十九年に至りては貳百八拾五萬餘圓の輸出となる。

(五)木蠟。開港の當初に於て既に一重要の輸出品なりき、而して爾後逐年増加したりと雖も、而かも其増加の勢ひは寧ろ遲緩にして、明治二十九年の輸出額を以て明治六年に比較するに、僅に五割を増せしのみ、蓋し産額に限りあるが故なるべし。

(六)蠶絲類。關西地方の養蠶業は開港當時微々として振起せず、養蠶地として目すべきは只因但地方に限られたり、かるが故に、神戸港に於ける輸出額亦極めて少なく、之を横濱に比すれば云ふに足らず、其後養蠶業漸く關西地方に勃興し、蠶絲の製産額年々増加の勢ひを現はせり、然るに神戸港に於る輸出額は、敢て増額せざるのみならず寧ろ却て減少の一方にして、明治二十八年以後、生系の如きは其取引を全減したり、是れ關西の生糸は皆横濱港に出荷さるゝに因る、即ち神戸港は生糸取引機關の備はらざるが爲めに、全く横濱港の特占する所となれるなり。内外貿易上、將來神戸港が日本第一の港たるを否とは、此貿易の興否奈何に在て存するを知る。

(七)製茶類。製茶は開港當初よりの一重要輸出品なり、而して明治五六年の頃迄は、神戸港輸出品總價格中、其三分の一は製茶の占むる有様なりけり。去れども之を全國製茶輸出額に比する時は、神戸港より輸出するもの、約ね五分の一内外に當れる割合に過ぎず、其後京都府及び三重縣下等に於て盛んに輸出向の茶を製造し、次で關西各府縣の製茶業大に發達したれば、神戸港の輸出額は單に大なる増加を爲せしのみならず、全國の輸出額に對する割合をも増加し、明治十五年には其額貳百四拾萬餘圓となりて、全國製茶輸出額の三割以上を占め、同二十八年には參百四拾壹萬餘圓となりて四割以上を占むるに至れり。爾來製茶は全國の總輸出額より、其増加左まで著大ならずと雖も、而かも神戸港に於ける輸出額の増加著るしきものを云はゞ、製茶は確かに其一として許さるべからず。

(八)地蓆。開港以後大凡二十年間は、地蓆の輸出殆んど之れなかりしなり。明治二十年頃より關

山縣に華産製造の事業起り、茲に海外輸入は開始されぬ、是より各縣下に續々斯業の起るありて、急激突飛の進歩を來し、明治二十五年には百拾六萬餘圓の輸出を見、同二十八年には參百四拾五萬餘圓となりぬ。然るに粗製濫造の弊起りて、明治二十九年には貳百九拾七萬餘圓に減少せり。而かも神戸港に於ける一大重要輸出品にして、之を全國に於ける同品輸出總額に對照すれば、神戸港は殆んど其全部を占むるを見る也。神戸港に於ける特種の輸出重要品を問ふものあらば、蓋し第一に華産を以て之に答ふべきなり。

(九)地氈類。地氈類の貿易市場に上りたるは實に明治二十年以後の事に屬す、其以前に在ては輸出額壹萬圓に上らざりき。爾後堺地方に於て製造頗る發達し、市場に出るの額漸々大なり。明治二十五年には拾七萬餘圓、同二十六年には參拾八萬餘圓の輸出ありて、茲に重要品たるの地位を占むるに至る。越いて明治二十七年には百拾萬餘圓の急進を爲せり。同二十八年百六拾萬餘圓の輸出ありしと雖も、粗製濫造亦此急速の進歩に伴ふて發生し、明治二十九年には百拾參萬餘圓に減じたり。然りと雖も此商品の將來を案するに、尙は益々進歩増額の運命を有するものたるを疑はざるなり。

(十)綿織糸。創りて神戸港の輸出貿易場に上りたるは明治二十五年に在り、是より先き數年前に大阪等に於て紡績事業を企るものあり、稍、綿糸の輸出を見るの機運を開けりと雖も、而かも明治二十七年以前迄は、猶ほ僅々たる額に過ぎず、征清の役後に至て紡績會社各所に勃興し、製造産額頗る増加して、隨て輸出の額は急激なる増加を現はしたり。明治二十八年六拾六萬餘圓となり、同二十九年三百拾萬餘圓の巨額に上る、此に於てか神戸港重要輸出品として指數さるゝに至る。

(十一)綿布類。綿布中最とも多額を占むるものを綿「フラネル」と爲す、綿「フラネル」は重みに和歌山縣の産出に係り、其製造業の起りたるは極めて近年の事なりとす。神戸港に於て、始めて壹萬圓以上の輸出ありしは明治二十四年なり。爾來急速なる進歩の狀を呈し、明治二十八年には參拾萬餘圓と爲り、同二十九年には貳拾九萬餘圓の輸出あるに至れり。次に金巾其他の綿布類も、明治二十年以前に於ては僅に五萬圓以内に過ぎずして、殆んど貿易品として數ふるに足らざるの品なりしが、漸次其輸出の額を加へ、特に同品の輸出先は朝鮮國なるを以て明治二十七年戦争開始の以來、著るしく其輸出の増額を來し、明治二十九年には八拾九萬餘圓の輸出あるに至れり。

(十二)絹布及絹製品類。是れ日本の貿易品中大重要な輸出品にて、今日の輸出額は、實に日本總物品の輸出額に對して十分の一を占む。然れども神戸港に於ては、其額未だ大なりと云ふべからず。且つ其貿易の開始を見たるも誠に近年の事に屬するなり、即ち羽二重は明治二十五年頃より始めて輸出場に上り、同二十九年には參拾八萬餘圓の輸出ありき、之を全國の同品輸出額に比ぶれば、僅に二十分の一に當らずと雖も、其進歩の度に於ては著るしからずと云ふべからず。次に絹手巾の始めて輸出場に入り來れるは明治十八九年の頃にして、明治二十九年には九萬餘圓の輸出あり、然れども之

を全國の同品輸出額に比較すれば、僅々五十分の一に當るのみ、且つ又其進歩の速度も全國の進歩と相伴はざるの感あり、其他幾多の絹布類も亦全國の輸出額に比して、其占むる所の割合甚だ少なく、神戸港に於ける絹織物貿易は、要するに進歩の程度甚だ遅緩なりと謂ふべし。

(十三) 燐寸。輸入の一たりし燐寸が、神戸港に於て輸出品たるに至れる發端は明治十二年に在りき。此頃より燐寸製造は兵神兩地に於ける、唯一の製造事業たるの基礎を置くに至り、其後製造益、隆盛にして輸出愈々増加し、明治二十三年には百參拾九萬餘圓の巨額に達す、更に明治二十九年となりや四百八拾四萬餘圓となり、神戸港屈指の重要輸出品となれり。而して此燐寸輸出は殆んど神戸港獨占の輸出品と稱するを得べく、全國の輸出額中九割以上を輸出するものなり。

(十四) 竹材。是れ亦神戸港獨占の輸出品たり、全國の輸出額中九割以上は神戸港の輸出に係る。明治六年の頃より輸出の端を開けりと雖も、而かも明治十六七年に至りて、漸く壹萬圓以上に達せしに過ぎず、然るに明治二十三年に至て拾萬圓以上となる。

(十五) 竹器類。明治十年前後に當り輸出品として市場に入り來れる竹器の類は、漸次其額を増加して明治二十九年には參拾參萬餘圓の輸出を見たり、是れ亦神戸港特有の輸出品なりとす。

(十六) 洋傘。燐寸と同じく初は輸入品の一たりしが、後大阪に於て製造起り、輸入の地位を一變して輸出品となりき。明治二十年神戸港より貳萬餘圓の輸出あり、而して輸出の結果は良好なりしより、逐年非常の進歩を現はし、明治二十六年には五拾萬餘圓となり、同二十八年には六拾八萬餘圓の輸出を見るに至る。

(十七) 麥稈異田。此製造の我國に起りたるは極めて晩近の事にして、初めて神戸港の輸出品と爲りたるは明治十九年の頃に在りき。然るに其後長足の進歩を爲し、特に明治二十六年以後に於ては、最も著るしき發達にして、明治二十七年には輸出參拾貳萬圓となり、同二十九年には百貳拾萬餘圓となる、而して産地は岡山縣其他關西府縣に於て其業最も盛んなれば、隨て神戸港は全國輸出總額中の六割以上を占む。

(十八) 陶磁器。陶磁器の輸出は既に上卷に記るせし如く、神戸港の市場に上るや久し、爾來徐々として輸出の額を増加し、明治二十年以後に於ては最も目覺ましき増加を來して、明治二十九年には百拾六萬餘圓の巨額に達するに至れり。同品の産出は重もに關西地方に多きを以て、全國輸出額中、神戸港は實に其六割以上を領有せり。

(十九) 漆器。是れ亦神戸港當初よりの貿易品たりしなり、而かも輸出進歩の割合は遅緩にして神戸港の輸出品中未だ幼弱の齒列に在りて、全國の同輸出額中、僅に五分の一を占むるに過ぎず。

(二十) 扇子團扇及屏風。此等の物品は、其産地關西なるを以て、概ね神戸港の輸出に係り、殆ど神戸特占の輸出品たり、而して其進歩の度は左迄急速ならずと雖も、而も敢て甚だ遅々たるにあらず。

(二十一) 玻璃器。是れ亦洋傘、燐寸等と同じく、最初は外國輸入の物品たりき、製造の大阪に起りしより、輸出品として明治十八年始めて輸出場理に來る、爾後著るしく進歩して明治二十九年には輸出額四拾參萬餘圓に達せり。

○第十節、神戸港と輸入品の關係、全國輸入高との比較割合。神戸港と輸出品との關係は、其重なるもの斯の如くなり、更に觀察を轉じて、神戸港と輸入品との關係の過路を見ん。

(一) 紡績機械。明治十六年の頃より、大阪等に於て紡績事業の興起するや、紡績機械は神戸港に於ける重要な輸入品となりぬ。去れども明治十八年には其輸入額、猶ほ僅に拾五萬餘圓を出でざりけり。然るに其後各地に於て紡績工場の勃興あり、明治二十六年以後は特に著るしく増加を致し、明治二十九年貳百六拾餘萬圓の紡績機械の輸入あり、其他の機械器具類は開港當時より重要輸入品たりしと雖も、明治二十年以前に於ては、其額僅に參拾萬圓以内に止りき。其後輸入の勢ひ漸く増して、明治二十六年以後に至ては其増加極めて急激なり、即ち明治二十九年には貳百九拾九萬餘圓の輸入となる、斯の如き急激なる進歩を爲したる所以のものは、各地に於て諸種の工業勃興したるに由れり。

(二) 砂糖類。神戸港の開かれたるより明治十六七年迄は、其輸入額參拾萬圓以内なりき、其後年を逐ふて著大の増加を現はし、明治二十年には百參萬餘圓、明治二十九年には四百四拾壹萬餘圓の輸入額となる。砂糖類の輸入増加は全國各港同一にして、敢て神戸港のみ輸入を増加せしにはあらず、

蓋し一般國民の生計が漸く其度を高めたるの結果ならん。

(三) 輸入米。輸出米の主位に立てる神戸港は、輸入米に就ても亦全國輸入額の過半を占む。抑も外國米の創りて神戸港輸入場理に入り來れるは明治十五年にして、同年は僅に壹千圓以内に止まりしが、爾來著るしく其輸入を増加し、特に明治二十三年の如きは、内地不作の結果として、米價頗る沸騰したりしより、四百七拾五萬餘圓の多きに達したり。其後、年の豊凶に隨つて増減せしは勿論なりしと雖も、明治二十五年を除きては、各年百萬圓以内に下りたることなし、而して明治二十九年の如きは貳百七拾八萬餘圓の輸入たり。

(四) 豆類。産地は朝鮮及び支那なるを以て、同品の輸入は神戸港と最も關係厚く、全國の同品輸入額中の七割内外は、即ち神戸港より輸入さるゝ所たり。已に明治の初年より輸入されたりきとは雖も、而かも重要輸入品たるに至れるは明治二十二年以後の事に屬せり、明治二十三年には百壹萬餘圓の輸入にして、同二十九年には貳百貳拾八萬餘圓の巨額に到る。

(五) 鐵類。鐵類中には幾多の種別なきにあらず、而かも概して之を云はば、全國の同輸入額中、神戸港の占むる所頗る多く、其進歩は著名なるものとして數ふべきもの一たり。

(六) 綿花。綿花の輸入は、最初日常用品として輸入されしに過ぎざりしが、明治二十一年の頃より紡績事業の漸く盛なる結果として、其原料の輸入額に増加し、其後各地に紡績會社續々として起り

たるが爲めに、輸入増加の度は益々甚だしく明治二十六年には壹千拾壹萬餘圓に達し、而して征清戦後紡績業の勃興に加ふるに輸入税免除の事ありしかば、明治二十九年に於ては貳千六百貳萬餘圓の巨額に上り、實に神戸港第一の輸入品となる。而して此神戸港に於ける輸入額の割合は、全國總輸入の八割以上を占むるなり、之を神戸港特占の輸入品と云ふ、豈過言なりとせんや。

(七)綿布類。是れ開港當初より重要輸入品の一なり、其額亦頗る多きに居りたる事なるが、金巾の如きは明治二十三年以後、朝鮮等に對して再輸出の商業起り、一層其輸入額を増加せり、而して現今諸綿布の輸入額は、神戸港に於ける各種總輸入額の十分の一以上を占むるなり。

(八)毛織物類。開港數年後に至るまで、神戸港重要輸入品中第一位を占めたるものを問はば、即ち毛織物なりき。神戸港の輸入品は、半ば洋反物即ち毛織物たる有様なりしなり。爾後他の諸物品の輸入増加せしを以て、之に對する毛織物の輸入額は多少減少したりと雖も、而かも其輸入の度は逐年著るしく増加して、今日總輸入額中の五分の一は、即ち毛織物の占むる所なり。而して毛織物中最も其増加の著るしく、且つ其額の大なるものは縮緬吳縞及び毛織子にして、其輸入支那人なるが爲に、神戸港とは關係最も厚く、日本に於ける同輸入額中、五割以上は神戸港の占むる所とす。

(九)羊毛。開港以後十數年間は、羊毛の輸入皆無の姿にして、明治十八九年より始めて輸入場裡に上りたり。而かも明治二十年頃迄は其額僅少にして云ふに足らず、然るに濠洲貿易の開けたると、

本邦に於て毛織物製造業の漸く興るに至りしが爲め、漸次に其輸入の額を増進し、加之、明治二十九年には關稅廢止の事ありしより、一層其輸入を増加して同年の輸入額は拾壹萬餘圓に達せり、之を他の輸入品に比すれば、未だ甚だ少額なりと雖も、想ふに將來屈指の輸入品たらんとするの望みあり。

(十)油槽。此輸入の始めて起りたるは、明治十五六年以後なりき。然れども輸入開始の後數年間は、猶ほ微々不振の有様にして、明治二十三年に至ても七萬餘圓の輸入額に過ぎざりしなり。其後輸入品の需用は次第に加はり、且つ牛莊航路等の開始されたる後は、輸入は著るしき進歩を爲し、日清戦後は其勢益々増加して、明治二十九年に至ては貳百四拾四萬餘圓の輸入を見る。産地は支那國にして且つ關西地方に需用多きがため、神戸港とは最も厚き輸入の關係あり。故に本邦に於て輸入する同品の總額中、神戸港の輸入に係る所實に七割以上なり。

(十一)石油。是れ開港後十數年よりして已に重要輸入品たりしなり、而かも其最初は僅少の額なりしと雖も、洋燈の行はるゝ、都鄙に普きを致せると共に、逐年輸入増加の一方にして、明治二十三年には貳百六拾貳萬圓の輸入あり、而して獨り米油のみならず、露油の油槽を見るに至て其額益々多くなり、明治二十九年には參百九萬圓の輸入額となり、神戸港屈指の輸入品たる一坐を占領せり。

○第十一節、日本貿易の發達と神戸、神戸の發達と關西。要するに神戸港に於ける輸入品は、何れも逐年著るしき進歩の狀を現はし、而して其進歩の度は、常に日本帝國の貿易の進歩に後れざりし

のみならず、日本の貿易進歩の速度よりは寧ろ遙かに勝りたる速度を以て増額せり。輸入と云ひ輸出と云ふ、神戸貿易の進歩せし有様は、日本貿易の進歩せし速度に勝れる中に於て、獨り神戸港に於ける貿易進歩の伴ふ能はざりしものは蠶絲の輸出なり。蠶絲は本邦全體の貿易に在ては、非常迅速の増進を爲せしに拘はらず、神戸港に於ては却て退歩せりと云はざるを得ず、是れ實に神戸貿易の一例外なり。其他の貨物に至ては、一として著大の進歩を現はさざるはなし。蓋し神戸港の貿易が斯の如く著大の進歩發達を現はし、本邦の貿易進歩よりは寧ろ遙かに勝れる速度を以て進めるは、地位の好適なると、關西地方工業の發達は、關東其他に比して勝れるの故ならん、換言せば關西工業の發達は、神戸港をして他の諸港よりも優勢の速度を以て進歩せしめ、而して神戸港貿易の進歩發達は、關西諸地方の工業をして、全國一般よりも優勢なる速度を以て進歩せしめたるものと謂つべし。即ち關西工業の發達と、神戸港の進歩とは、互に原因結果の大關係を有するなり。

○第十二節、神戸の輸出貿易は何ものにて最も發達せしか。神戸港に於ける貿易は、如何なる物品に於て最も長足の進歩を致し、且つ全國に於ける各物品の貿易額中、幾何の割合を占むるかに就ては、前既に之を明かにせり。而かも尙ほ神戸港に於る内外貿易の發達を、一層明かに胸中に描き出さんが爲めには、本史を讀む者、左表に向て諦視する所なかるべからず。

(第八號表) 神戸港輸出入品別割合表

品名	十一年		十一年		十一年		十一年	
	全國	神戸	全國	神戸	全國	神戸	全國	神戸
書籍及紙類	11,740	1,151	11,740	1,151	11,740	1,151	11,740	1,151
藥品及染料彩料	1,170	111	1,170	111	1,170	111	1,170	111
穀物及飲食物類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
金屬及金屬器類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
蠶絲及蠶綿類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
皮毛甲角類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
油及蠟類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
製茶類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
布帛及其材料	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
煙草類	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
雜貨	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
其(一)未製品	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
其(二)加工品	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111
再輸出品	1,000	111	1,000	111	1,000	111	1,000	111

右の表に據て考ふれば、神戸港に於て取扱はれたる輸出品中、之を全國の貿易額に比して最も多くの割合を占むるものは、穀物其他の飲食物類にして、金屬及び金屬器、油及び蠟類は之に次ぐ。而して其割合の最も少なきは、蠶絲及び蠶綿類、藥品及び染料、彩料類なり。就中蠶絲は明治十五年に於ても、又明治二十年に於ても、之を全國の輸出額に比較すれば、實に零のみ。明治二十九年に至て、僅に百分の一に當るに過ぎず。之に反して増加進歩の度の最も迅速なるは、皮毛、甲角類及び煙草類に若くものなきなり。

○第十三節、神戸港輸入品中發達迅速なる物は何か。 神戸港の輸出貿易品か、日本全國に於ける輸出貿易品に對するもの斯くの如し、然らば則ち輸入貿易品の關係は奈何ん、之を左表の數字に問ふべし。

品名	輸 入 之 部			
	十 五 年	二 十 年	二 十 五 年	二 十 九 年
諸機械及器具類	10,325	22,570	41,115	110,075
飲食物類	1,000	10,000	15,000	25,000
書籍及文具類	2,000	3,000	4,000	5,000
全國神戸ノ割合	100	100	100	100

品名	輸 入 之 部			
	十 五 年	二 十 年	二 十 五 年	二 十 九 年
衣服及附屬品類	1,000	2,000	3,000	4,000
藥品類	1,000	2,000	3,000	4,000
染料及彩料類	1,000	2,000	3,000	4,000
玻璃類	1,000	2,000	3,000	4,000
穀物及種子類	1,000	2,000	3,000	4,000
角牙皮毛類	1,000	2,000	3,000	4,000
油及蠟類	1,000	2,000	3,000	4,000
砂糖類	1,000	2,000	3,000	4,000
金屬及金屬器類	1,000	2,000	3,000	4,000
其一(鐵)	1,000	2,000	3,000	4,000
其二(鐵以外)	1,000	2,000	3,000	4,000
布帛及其材料類	1,000	2,000	3,000	4,000
其一(木綿)	1,000	2,000	3,000	4,000
其二(毛織)	1,000	2,000	3,000	4,000
其三(絹)	1,000	2,000	3,000	4,000
其四(麻)	1,000	2,000	3,000	4,000
其五(雜)	1,000	2,000	3,000	4,000
煙草類	1,000	2,000	3,000	4,000
酒類	1,000	2,000	3,000	4,000

再輸入品	雜貨		其(一)未製品		其(二)加工器	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
	1,000	1%	500	5%	1,500	15%
	2,000	2%	1,000	10%	3,000	30%
	3,000	3%	1,500	15%	4,500	45%
	4,000	4%	2,000	20%	6,000	60%
	5,000	5%	2,500	25%	7,500	75%
	6,000	6%	3,000	30%	9,000	90%
	7,000	7%	3,500	35%	10,500	105%
	8,000	8%	4,000	40%	12,000	120%
	9,000	9%	4,500	45%	13,500	135%
	10,000	10%	5,000	50%	15,000	150%

即ち布帛及び其材料、就中木綿物最も其割合の多きを見るべく、明治十五年に於て二割一分に過ぎざりしもの、明治二十九年に至ては六割四分となれり。而して其他毛織物と云ひ、麻布と云ひ、雑布と云ひ、何れも其占むる所多く且つ著るしく割合の増加せしを見るべし。布帛に次で割合多きは穀物、種子類、未製雜貨、藥品類、諸機械、諸器具類、油及び蠟類にして、何れも本邦全輸入額中の半ばは神戸港より輸入さるゝの有様なり。就中未製の雜貨、諸機械及び器具類の如きは、僅かに數年乃至十數年間に於て、非常に其割合を増加せり。又砂糖の如きは明治二十五年以前に於ては、全額中神戸港の輸入に係るもの、僅に百分の二に過ぎざりしが、爾後非常の増加を致し、明治二十九年に在ては、神戸の輸入に係るもの實に三割三分の多きを占むるに至れり。尙正直なる右の表を仔細に點檢せば、神戸港の貿易が、如何なる物品に於て最も進歩發達したるかを充分に悟了するを得ん。

○第十四節、金銀輸出入上神戸港の一特質。 外國貿易の上にては、金銀も亦一の物品と見做し得るなり。而して神戸港に於ける金銀輸出入額如何んと云ふは、元來金銀の輸出入は、貿易の景況奈

何んによりて増減するものなれども、解説を後にして先づ其出入統計を左に示さん。

(第九號表) 神戸港出入金銀價額累年統計表

年次	輸出		輸入	
	金	銀	金	銀
明治十一年	1,500	1,500	1,500	1,500
十二年	1,500	1,500	1,500	1,500
十三年	1,500	1,500	1,500	1,500
十四年	1,500	1,500	1,500	1,500
十五年	1,500	1,500	1,500	1,500
十六年	1,500	1,500	1,500	1,500
十七年	1,500	1,500	1,500	1,500
十八年	1,500	1,500	1,500	1,500
十九年	1,500	1,500	1,500	1,500
二十年	1,500	1,500	1,500	1,500
二十一年	1,500	1,500	1,500	1,500
二十二年	1,500	1,500	1,500	1,500
二十三年	1,500	1,500	1,500	1,500

同	二十四年	一六九三三	三三〇〇〇	五九二四〇	二〇六二四	一〇九六六〇	一一七五五
同	二十五年	一五四一五	一〇六三二	一六三〇四	一七二五〇	一八七四六	一八五〇四
同	二十六年	一三三三一	四四六〇	五五九六五	二六二三五	九六五〇	九三三四
同	二十七年	一五二六九	一八七五七	二〇七七四	三九二四〇	二四七五六	二四六四八
同	二十八年	一六〇六六	二二六四一	二二九〇六	二二二六七	二二二九六	三二六九二
同	二十九年	一四四〇九	六一〇一三	六九四二九	一〇二七九	二七二〇六	三三三三六

四〇

神戸港金銀輸出入額たるや斯の如し、而して之を全國の輸出入額と對照するに、神戸港の特質と見るべき點なきにあらず、即ち其點を指摘せば左の如し。

神戸港は殆んど輸入港と稱すべき性質を有し、物品の輸入は、常に輸出に超過するを以て、金銀の輸出は亦輸入に超過すべきの理なり。然るに之を統計表に徴すれば、明治十五年以後明治二十六年迄金銀の輸入は常に輸出を越ゆるのみならず、全國に於ける金銀輸入額の過半は、神戸港より輸入するの有様なり。而して其輸出は、概ね全國輸出額の三分之一以下に止まれり。

抑も此事たる、神戸港の一特質なるが如きの感なき能はざるべし。依て思ふに、是れ貿易上輸出入の差は、爲替を以て全國の上に平均せられ、而して尙ほ其差の不足を補ふべき金銀は、重むに横濱港より輸出せらるゝものなるべし。斯くて神戸貿易の上より見れば、物品の輸入超過を補ふが爲めに、金

銀輸出の必要あるべきに、而かも輸出の割合少なき此現象を呈する者ならん。將又金銀輸入の多き所以は、附近に大坂造幣局の存するが爲め、我邦に輸入せらるゝ金銀の過半は、神戸港を通過する爲めなるべし。乃ちその證としては貨幣制度の變改後、特に甚だしきを見るなり。而して明治二十七年乃至二十八年に於て例外の現象を示し、全國金銀輸出額の半數以上が、神戸港より輸出されたる所以のもの、是れ朝鮮及び戦地へ向けて輸出せしもの、通過したるに因るものなり。若し夫れ金銀を以て一商品と見做し、神戸港輸出入の金銀額を取て、之を物品輸出入額に合算すれば、神戸港の輸出入額は、明治二十七年後横濱港を凌駕して、既に日本全帝國中第一位の貿易港たりと稱するを得るなり。

○第十五節、神戸港は貿易品噸數上日本第一也。尙ほ貿易發達の程度を見んと欲せば、輸出入品の重量鑑査を一の必要條件と爲す。然らば神戸港に於ける貿易は、其重量上に於て如何に増加を致したるや、又他の各港に比して如何なる割合を保てるかを見ざるべからず。然るに明治二十二年以前に於ける、此必要條件を検査すべきの統計を存せざるなり。故に己むことを得ず明治二十二年以後の統計に徴すれば、神戸港の貿易は重量上に於ても、亦年を逐ふて増加したるを示す。乃ち明治二十九年の輸出入物品噸數は、合計百三十六萬噸に達したり。是れ神戸港の重なる貿易品中には、米及び金屬の如き。又輸入品中には鐵類、米、豆、油糟等の如き重量大なるもの、比較的多數なるに由ると雖も、而かも噸數上より之を云ふ時は、神戸港の貿易は、既に全國中の第一位を占むるものとす。今其重量累

四一

年表を掲ぐれば、即ち左の如し。

(第十號表) 神戸港輸出入貨物重量累年統計表

年次	輸 出		輸 入		合 計
	噸	石	噸	石	
明治二十二年	577,386	338,031	350,769	481,948	928,154
同 二十三年	338,031	434,520	481,948	372,727	879,979
同 二十四年	434,520	382,230	393,104	538,222	807,247
同 二十五年	382,230	440,197	538,222	754,166	978,409
同 二十六年	440,197	492,737	677,802	776,197	1,246,903
同 二十七年	492,737	582,799	677,802	776,197	1,250,601
同 二十八年	582,799	585,819	776,197		1,364,216
同 二十九年	585,819				

(備考) 表中順以下の噸數は四捨五入せり。

○第十六節、日本と世界貿易、世界貿易と神戸、神戸貿易と日本。神戸港の貿易は、何れの國と如何なる關係を有し、而して本邦の各國に對する貿易割合に比して、如何なる地位に在るか、且つ又開港以來今日迄、各外國と如何の貿易を爲し來れるか、先づ左に二表を示さん。

(第十一號表) 神戸港輸出入品價額國別表

國名	年次		六 年		廿二年		廿五年		廿六年		廿七年		廿八年		廿九年	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
支那	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210	2,255,210	1,626,210
朝鮮	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
英領印度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
香港	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
比律賓群島	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
露領亞細亞	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
澳地利	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

英領亞米利加	北米合衆國	瑞西	伊太利	和蘭	英吉利	獨逸	佛蘭西	白耳義	年次	
									入	出
1,000	2,000	500	1,500	1,200	3,000	1,800	1,000	1,500	1,000	1,000
1,500	2,500	600	1,600	1,300	3,500	2,000	1,200	1,800	1,200	1,200
2,000	3,000	700	1,700	1,400	4,000	2,500	1,500	2,000	1,500	1,500
2,500	3,500	800	1,800	1,500	4,500	3,000	1,800	2,500	2,000	2,000
3,000	4,000	900	1,900	1,600	5,000	3,500	2,000	3,000	2,500	2,500
3,500	4,500	1,000	2,000	1,700	5,500	4,000	2,200	3,500	3,000	3,000
4,000	5,000	1,100	2,100	1,800	6,000	4,500	2,500	4,000	3,500	3,500
4,500	5,500	1,200	2,200	1,900	6,500	5,000	2,800	4,500	4,000	4,000
5,000	6,000	1,300	2,300	2,000	7,000	5,500	3,000	5,000	4,500	4,500
5,500	6,500	1,400	2,400	2,100	7,500	6,000	3,200	5,500	5,000	5,000
6,000	7,000	1,500	2,500	2,200	8,000	6,500	3,500	6,000	5,500	5,500

四四

(第十二號表) 輸出入品價額國別割合表

朝鮮	支那	國名	年次	濠太刺利		布哇	佛領印度	其他諸國
				入	出			
計入出	計入出	本邦輸出入額	六	同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
計入出	計入出	本邦輸出入額	廿二	同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
計入出	計入出	本邦輸出入額	廿五	同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
計入出	計入出	本邦輸出入額	廿九	同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上
				同上	同上	同上	同上	同上

四五

獨逸	佛蘭西	白耳義	澳地利	露領亞細亞	比律賓群島	佛領印度	英領印度	香港
計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出
1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000	1,900,000
2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000	2,900,000
3,100,000	3,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000	3,600,000	3,700,000	3,800,000	3,900,000
4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,600,000	4,700,000	4,800,000	4,900,000
5,100,000	5,200,000	5,300,000	5,400,000	5,500,000	5,600,000	5,700,000	5,800,000	5,900,000
6,100,000	6,200,000	6,300,000	6,400,000	6,500,000	6,600,000	6,700,000	6,800,000	6,900,000
7,100,000	7,200,000	7,300,000	7,400,000	7,500,000	7,600,000	7,700,000	7,800,000	7,900,000
8,100,000	8,200,000	8,300,000	8,400,000	8,500,000	8,600,000	8,700,000	8,800,000	8,900,000
9,100,000	9,200,000	9,300,000	9,400,000	9,500,000	9,600,000	9,700,000	9,800,000	9,900,000
10,100,000	10,200,000	10,300,000	10,400,000	10,500,000	10,600,000	10,700,000	10,800,000	10,900,000

英吉利	和蘭	伊太利	瑞西	北米合衆國	英領亞米利加	濠太刺利	布哇
計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出	計入出
1,100,000	1,200,000	1,300,000	1,400,000	1,500,000	1,600,000	1,700,000	1,800,000
2,100,000	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000	2,800,000
3,100,000	3,200,000	3,300,000	3,400,000	3,500,000	3,600,000	3,700,000	3,800,000
4,100,000	4,200,000	4,300,000	4,400,000	4,500,000	4,600,000	4,700,000	4,800,000
5,100,000	5,200,000	5,300,000	5,400,000	5,500,000	5,600,000	5,700,000	5,800,000
6,100,000	6,200,000	6,300,000	6,400,000	6,500,000	6,600,000	6,700,000	6,800,000
7,100,000	7,200,000	7,300,000	7,400,000	7,500,000	7,600,000	7,700,000	7,800,000
8,100,000	8,200,000	8,300,000	8,400,000	8,500,000	8,600,000	8,700,000	8,800,000
9,100,000	9,200,000	9,300,000	9,400,000	9,500,000	9,600,000	9,700,000	9,800,000
10,100,000	10,200,000	10,300,000	10,400,000	10,500,000	10,600,000	10,700,000	10,800,000

右の二表を仔細に點檢せば、前記の疑問は明かに解知し得べきなり。然れども試みに其重なるもの
に就て、左に其要概を述べし。

○第十七節、神戸港と清國の關係。 清國に對する貿易は、開港當初より最も多きを占めたるが如し。降て明治五六年、英國は第一位を占むるに至れりと雖も、清國の貿易も亦逐年其額を増加し、現今に至る迄、英國貿易に次ぐものは實に支那貿易にして、神戸港の最も關係深き對手なりとす。現に輸入の如きは、神戸港全輸入額の五分の一は、實に支那の占むる所なり。而して本邦の支那に對する貿易中、神戸港の占領する所幾何なるやを見るに、明治六年には僅かに二割強に過ぎざりしが、漸次に其割合を増加して、明治二十九年に至ては六割餘を占むるに至りぬ、即ち日本國の清國に對する貿易の過半は、神戸港に於て行はるゝものなり。

○第十八節、朝鮮國に對する神戸港。 日韓貿易の始めて開かれたるは、明治十八年以後の事なり。然るに其後漸々貿易の額を増加し、神戸港のみにては、明治二十九年の輸出入總額は三百餘萬圓に達したり。而して日韓貿易は、當初神戸港を経て輸出入するもの最も多きに居り、明治二十二年には四割六分を占めたり。然れども元來同國との貿易は、重もに大阪との間に關係を有する者なるを以て明治二十三年大阪朝鮮間の航路開始せらるゝや、從前神戸港を經過したる者は、直接大阪に輸出入するに至り、神戸港の朝鮮に對する貿易額は、俄然として減少の事實を現はしたり。蓋し其後に至り更に増加の傾向ありと雖も、而かも其割合は明治二十九年に於て、猶ほ三割九分に當るに過ぎず。

○第十九節、英領印度と神戸港。 英領印度は、本邦第一の輸入品たる、かの綿花の産出地なり、

而して綿花の輸入は、神戸港の最も多額を占むる所なれば、神戸港の印度に對する關係は頗る深く且つ大なり、特に輸入に於ては、同國より我帝國に對する全輸入額中の七割以上は、神戸港を通過するの状態にして其割合は今尙ほ年々増加の傾きあり。

○第二十節、佛領印度と神戸港。 佛領印度との間に我貿易の開始されたるは、極めて近年にして且つ其貿易額も未だ甚だ多きに至らずと雖も、而かも神戸港の之に對する關係は淺しと云ふべからず、既に輸入に於ては、同國より我國への全輸入額中、神戸港を通過するもの六割を占む。

○第二十一節、香港との貿易。 香港貿易は最初より其額多く、其關係頗る深し、而して尙年を加へて増加の勢ひ駁々たりとす。本邦の同地へ對する全貿易額中、神戸港の輸出入に係るもの明治二十九年に於て五割四分の多額なり、特に輸出のみを以て云はゞ、神戸港は實に其六割六分を占めたり。

○第二十二節、佛蘭西國と神戸港。 佛蘭西國に對する貿易も、逐年著るしく増加せり、而して輸入に在ては其増額特に著るしく、且つ本邦の同國より輸入する總額中、其二分の一は神戸港關係の取引と爲す。輸出は極めて少額にして、本邦より同國に對する總輸出額中、僅かに百分の五に當らず、且つや其割合は増加の兆あるを見るなり、是れ本邦より佛國に對する輸出貿易は、生糸其大部分を占むるものなるに、神戸港は生糸貿易未だ行はれざるに困れる也。

○第二十三節、英獨二國と神戸港との關係。 英吉利國との貿易は、開港以來其關係最も厚く、其

貿易額は始め支那の下位に在りしが、明治五六年より次第に増加して支那を凌ぎ、爾後神戸港との貿易は英國常に主位を占め、明治二十九年の統計に據れば、神戸港の全貿易額中、英國との貿易は實に其二割を占むるの有様となる。又獨逸に對する貿易は、逐年増加の勢ひにして其額亦頗る多し、而して本邦の同國に對する通商總額中、神戸港よりの輸出入に係る割合は益々増加の一方にして、明治二十九年に於て四割以上を占むるなり。

○第二十四節、米國に對する神戸港。北米合衆國と本邦との貿易は、其關係の厚き、其通商額の大きなるものあるに拘はらず、神戸港と米國との關係は左まで厚きに至らざるなり。明治十年以前に於て、其額五拾萬圓に達せざりしが、爾後年々増加して明治二十九年には、輸出入總額千五百九拾餘萬圓の巨額に達せり、即ち神戸港全輸出入貿易額中の一割二歩は米國に對する貿易なり。然れども之を本邦と米國との貿易額に對照すれば、神戸港の占むる割合は寧ろ多しと云ふべからず、特に輸出に於ては其割合極めて少額なり。抑も本邦の米國に對する通商は、全く輸出國たるの地位に立つものにして、米國よりの輸入は極めて少額なり、故に輸入上に於て本邦の米國に對する關係は甚だ輕き有様なるに、神戸港の米國に對する關係は全く之と正反對にして、輸入の割合多くして輸出は割合に少なきなり、故に本邦の米國へ對する輸出貿易額に對して、神戸港の占むる所の割合は常に二割以下の低度に在り、明治二十九年の如きは頗る其割合を高めたりと雖も、而かも尙ほ且つ三割三分に過ぎず。是

れ本邦の米國に對する輸出貿易は、生糸其大部分を占むるに拘はらず、神戸港に生糸貿易の行はれざるに原けるなり。

○第二十五節、英領亞米利加濠州と神戸港。英領亞米利加との貿易は、開始の日未だ遠からず、然れども通商の額は漸く多きを加へ、明治二十九年には八拾餘萬圓の貿易を見る、而して本邦の同國に對する貿易額より割合を取らば、神戸港は其全貿易額の四割を占むるなり。而して濠州貿易も亦開始後數年に過ぎざれども神戸港を通過せし貿易額は、明治二十九年百五拾餘萬圓に達せり、而して之を本邦と濠州との貿易總額に對すれば、實に六割六分に當れるなり。取りも直さず日濠貿易は、大半神戸港の占領する所とす。

○第二十六節、神戸港と直輸出入の關係。以上は神戸港に於ける内外貿易發達の情勢を、各種の點より觀察せし者なり。而して尙ほ一の査檢すべきもの、存するあり、之を神戸港の直輸出入に對する關係とす。抑日本帝國の通商上、直輸出入の稍々見るべきものあるに至れるは實に最近の事にして、現今に至るも其額未だ甚だ大なるにわらず、是を以て神戸港に於ても亦其額の微々たるや勿論なり、神戸港に於ては明治八九年の頃より、直輸出入と名付くべき通商なきにあらざりしと雖も、而かも其直輸出入は唯、香港及び支那に限れるの有様なりき、明治十七八年以後に至り漸く其區域を擴張し、且つ其額をも増加せしこと、左表を以て知り得べし。

(第十三號表)

神戸港直輸出入品價額累年統計表

年	直 輸 出		直 輸 入		直輸合計
	内國産	外國産	内國産	外國産	
明治七年以前	不詳				
同八年乃至十年	1,015,066				1,015,066
同十一年	1,575,000				1,575,000
同十二年	1,067,000				1,067,000
同十三年	1,640,000				1,640,000
同十四年	不詳				
同十五年乃至廿一年	不詳				
同二十二年	1,332,766	1,330,000	612,000	4,874,000	5,204,766
同二十三年	1,038,766	9,550,000	3,550,000	4,333,101	10,361,867
同二十四年	5,760,000	2,550,000	4,110,000	4,110,000	9,870,000
同二十五年	1,011,000	3,312,000	6,370,000	7,382,000	8,393,000
同二十六年	2,565,000	2,660,000	1,240,000	9,150,000	11,515,000
同二十七年	4,656,371	1,666,666	1,762,000	1,867,371	6,523,742
同二十八年	6,390,226	3,423,222	1,940,000	1,940,000	10,353,448
同二十九年	6,457,955	1,966,666	3,550,000	2,750,000	10,214,621

即ち明治二十六年に於ては千百餘萬圓に達し、同二十九年には三千六百餘萬圓に及べり。而して其物品に就て見るに、輸出に於ては米、綿糸及び朝鮮向雜貨を主とし、輸入に於ては綿花、穀物等を主とするものとし、其營業者は、重もに大坂商人なりと云ふて可なり。さて又神戸港の關係を有する直輸出入額は、本邦全體の直輸出入額に對し幾何の割合を有するかを見るに、即ち左表の如くなり。

(第十四號表)

本邦直輸出入品價額ト神戸港直輸出入品價額トノ割合表

年	直 輸 出		直 輸 入		合計
	本邦直輸出額	同上ニ對スル神戸ノ割合	本邦直輸入額	同上ニ對スル神戸ノ割合	
明治七年	1,015,066	100%	1,015,066	100%	1,015,066
同十一年	1,575,000	100%	1,575,000	100%	1,575,000
同十二年	1,110,000	100%	1,110,000	100%	1,110,000
同十三年	1,067,000	100%	1,067,000	100%	1,067,000
同十四年	1,640,000	100%	1,640,000	100%	1,640,000
同二十二年	2,867,766	100%	2,867,766	100%	2,867,766
同二十三年	11,588,766	100%	11,588,766	100%	11,588,766
同二十四年	8,316,000	100%	8,316,000	100%	8,316,000
同二十五年	15,165,000	100%	15,165,000	100%	15,165,000
同二十六年	18,681,371	100%	18,681,371	100%	18,681,371
同二十七年	10,817,000	100%	10,817,000	100%	10,817,000
同二十八年	16,773,448	100%	16,773,448	100%	16,773,448
同二十九年	17,174,621	100%	17,174,621	100%	17,174,621

同	二十五	同	同	同	同	同	同
同	二十六	同	同	同	同	同	同
同	二十七	同	同	同	同	同	同
同	二十八	同	同	同	同	同	同
同	二十九	同	同	同	同	同	同

五四

即ち明治十四年の頃迄は百分の四以下に止まりしが、漸次其割合を増加して、近年は百分の四以上を占むるの地位に發達せり。斯かれば全額に對して極めて少額なりと云ふべからざるも、而かも之を神戸港の輸出入總額に對照して云はゞ、未だ三分の一にだも満たず、亦以て發達の幼稚なるを知るべし。況んや其直輸出入と稱するもの、内には單に名義のみに止まれるものあり又大なる商賈一二の業たるに於てをや。神戸港の内外貿易進歩の過路は斯の如くなりき、然らば則ち此内外貿易の行はるゝ間に於て、神戸兵庫の兩港は、過去二十年間如何んの市況を現はしたる乎。

○第二十七節、明治十四五年兵神兩港の市況、兵庫肥料の沿革。 明治十年西南の叛亂は、明治八九年來の商況不振に一大打撃を受け、菜色を帶たる市民をして稍、生氣を回復せしめたり。征討出師の根據地となり、海運陸送の處務要地となりたる神戸市民が、此事變の爲めに利益せしこと、決して尠少ならざりき。戰爭前に於ける兵神兩港の商人は、確實なる商業の不振なりしが爲めに、米穀、實

綿、木綿、薪炭、其他あらゆる物品に就て相場取引と唱へ、限月を定めて空物を賣買し、恰も賭博と商業とを同視するの氣風となり、小賣商人は種々なる奸策を構へて不良品を販賣する等の惡弊を生じ、最も忌まはしき現象多かりしなり。西南の戰爭は、一時投機の熱度を高からしめたりしと雖も、是れ商界の常狀として已むべからざるの勢ひたりき。兎にも角にも市内の小賣商人と、餘儀なく懶怠に流れたる勞働者は、之が爲に益する所多くして市況甚だ殷賑なるを見たりき。而かも中流以上の階級に在ては、依然不況の内に立ちて、商勢回復の一日も速かならんことを希望せしに、明治十一年以後に在ては不換紙幣増發の結果、漸く物價の上に大作用を現はし、全國の製造家は、製品の價格は製造中に騰貴するの勢ひなるを喜び、商人は、貨物の庫中に在て其價格を増せるを賀し、農業家は、收穫農産物の高價に賣行けるを祝し、勞力は需用の途を見出すに難からざるを樂み、一時世を擧げて夢幻的天地と化したりしかば、内外貨物の需用は大に起り、各家各人名目的收入の増加に眩惑して、商工業の勃興を豫期したりき、何を圖らん、不換紙幣の魔術は忽ち其通力を失ひ、快夢未だ醒ならざるに、國民早くも物價暴騰の聲に醒覺せんとは、爾來物價の騰貴益々甚だしくして、購買力薄弱なる通貨の増收入は、到底安すくと生活の安心を得せしめざるなり。是れより世は復た失望、落膽、苦悶、呻吟の聲を聞くに至り、金融騰躍して實業家の信用地底に落ち、日本帝國の經濟界は秩序を亂し、日本政府の財政は、其基礎を失ふたり。其慘狀は、明治十四五年に至て極點に達したり。當時兵庫港の商

業は、米穀、肥料等古來の貨物取扱ひにして、銀紙の差價に輸贏を決するの機會は稍、少なりしと雖も、肥料商業の衰微は、兵庫商人をして不景氣に泣かしめたり。神戸港の商業家は、賣買共に銀紙の差價を以て損益を採らざるを得ず、去れば内外貿易すらも、投機商業の性質を帯ふるに至りぬ。已にして明治十五年政府は紙價回復の策として、兌換の政策を決し、松方正義は銳意此政策の實行に勉めしより、兌換の弊は忽ち銀落紙騰の勢ひを呈し、明治十六年に至ては、紙幣の價格漸く回復の方向に進み、銀價の低落、徐々として市場の實勢上に現はる。

(補)肥料集散の要地として、兵庫港は古き歴史を有するなり。今を去ること殆んど二百年、享保元年の頃かどよ、兵庫商人は海産肥料の輸入販賣を開始せり。降て安永の初年まで、中國四國九州地方の肥料は、多く兵庫の津に輸送し、然る後各地の需用に應じて散せり。安永三年高田屋嘉兵衛、始めて北海道肥料を輸入し、以て兵庫に北海肥料商業の基礎を据えしめたりき。高田屋嘉兵衛は、兵庫人士の決して譲るべからざる恩人なり。其後商業に時々の消長ありしと雖も、肥料集散地たるの名聲は、他に奪れずして兵庫に存したり。然れども其最初の輸入額は、之を較近に比較すれば甚だ微々たるものにして、僅かに百石内外に止まれり。享和年間に至ては、毎年三千石以上の輸入あり。文化年度には更に一進して三倍となり、天保初年には十萬石を超過するの盛況となる。此時代に至ては、關西地方の需用に向て供給せしのみならず、遠く關東地方に對する供給をも爲せり。嘉

永七年の頃は、干鰯の輸入を増加せしこと空前と稱す。蓋し販路を關東地方に得たるものにして、之を關東時代と稱するに至れり。降て慶應年間まで十數年の間は、年々輸入に左までの相違なく、累年平準的商勢を維持したりき。明治初年より干鰯の輸入は大に減退し、同十四五年に至ては、兵庫肥料の商況、殆んど往年の觀なし。是れ交通の便開けたるため、需用地と供給地を近接せしめたるに、各地比年不漁にして、肥料産額の減せしとに由れるなり。是に於て朝鮮肥料の輸入あり、然るに奸商ありて、朝鮮肥料を唱へ、極めて粗悪なるものを販賣せしより、兵庫肥料は一時に其聲價を失ひたり。其後明治二十年の頃代用肥料を輸入するに至り、肥料商業上の信用を回復し、明治二十九年度には、其輸入額は頗る増加の勢ひとなりぬ。

○第二十八節、外商の商策、朝鮮騒動、明治十五年の商界。此際居留地の外商は、最も狡猾なる商戰を試みぬ、彼等は物品賣買にのみ満足せず、株式取引所に向て其巨手を伸ばしたり、斯くて物品を買ふの一方には銀を賣り、銀を賣るの一方には物品を注文す、即ち銀相場に失敗せば、物品に於て利を博し、物品買入に失敗せば、銀相場の賣崩に益せんとの、所謂天秤商策に出でたりしかば、商業經濟の理に盲目なる内商は、之が爲めに全然敗戦の地位に立ち、蹣跚踉蹌として尙ほ洋銀相場に落日を返へさんと勉め、負傷愈、重きを加へて、市況は終に闕然として閉却せり。已にして同年七月朝鮮守舊主義の老雄大院君、不平の兵卒を煽動し、王宮を襲撃せしめし亂起り、陸軍教師として韓廷に履

はれ居たる堀本禮造等七人、暴兵の爲めに殺害せられ、剩へ我公使館に火を放ち、駐劄辨理公使花房義質等、奮戦格闘、纔かに圍を衝き、辛うじて濟物浦より海に逃れ、偶々英國測量船の救ふ所となり、長崎に歸着せりとの變報に接し、政府は外務卿井上馨を下の關に派遣し、急に軍艦を朝鮮に送りて我居留民を保護せしめ、陸軍少將高島勲之助、海軍少將仁禮景範は、二中隊の兵を率ゐて、京城に進入する場合となりたれば、内地の人心は最早戦争を速了し、物價俄然として昂騰す。此に於て商家は物貨の仕人に躊躇せず、投機商業頗る活氣を帯び洋銀相場市場の如きは、奮撃突戦の現象を發せしむ。日韓の交渉は將さに破裂せんとして纔に輾りたれば、八月以降は物價下落の景勢となりて失望者多かりき。而して春來不振なりし茶貿易は、季末に至て賣買手合せの聲を聞くに至り、七月中は製茶荷嵩みの爲めに金融逼迫し、日歩六錢以上に高まりしもの、年末に近づくに隨ふて、寧ろ緩漫の傾向を見たり。

○第二十九節、不景氣の諸現象、投機氣風の増長。商家一般多くは失望を以て明治十五年を送り、今年こそとて迎へたる明治十六年は、御慶を述る舌を以て、先づ不景氣を訴ふるの有様なり。紙幣の價格回復するに隨ふて、物價は日々に低落を告げ、兵庫の肥料商の如きは、頗る痛心の境に立つ。穀の下落は細民の賀する所なりと雖も、物價下落は地方多數の農民をして、節儉禁奢の氣風を生せしめ、商賈之が爲めに振はず、事業之が爲めに興らず、需用外に投げ出されたる勞力者は、行く行く苦

吟の聲を放たんとするの狀ありき。金融市場に於ては、當座預金の多きこと前年に増し、而かも商家の信用頗る薄さに至りたれば、毫も信用貸の行はるゝを見ず、確實なる抵當物品に向て、日歩九文の貸出しに競ふ。斯れば兵神兩地の市中は寂寥を免かるゝこと能はず、回漕荷客取扱業者は業務の閑なるを啣ち、裁判所に於ける廷丁は、勸解出願人の呼出に忙はし、人力車夫等は乗客の少なさに落膽し、軌道に花崗石を埋積して列車を轉覆し、以て不平の腹癢せを爲さんとの悪行を企る者あり。下半期に至ては、不景氣の嘆聲益々高く、營業鑑札を納付する者千人以上、商業仲買にして休業する者四千餘名に及ぶ。職工等は賃銀を直下げて需用を求め、散髪五錢、髭剃壹錢、結髮參錢、湯錢五厘に減價して物價の低落に應ずと雖も、而かも來客の少なきを歎く。上半期に於ける兵神兩市の行商者は、總數六百餘人を出でざりしに、八月に入ては九百餘人の多きに至り、前年二百十餘人なりし辻商人は今年増加して四百名以上となりぬ。店頭に貨物を駢べて三々五々の來客を待つにもどかしく、小商賈人は家賃の儉約を謀り、正札賣買の勸商場は、靡然として一時の流行となり、霜枯れ時に似もやらず、相生町其他の各所に於て、勸商場なる者の開業を見ること、恰も滋雨に春草の萌ゆるが如し。斯の如き不振の市況なれば、柳原、福原、榮町等の檢番藝妓等は、専ら娼嬰の主義を取りて、日に米櫃の輕さを嘆せんよりは、寧ろ進んで景氣回復の策を取らんと評決し、紅裙の色褪めたる氣色を白粉に塗抹粉飾し、芝居手踊等を催ふせるを見き。歳末に至て市中の各商家の店頭には、例の如く美々しく燈

火を点せられ、售らん哉と客を招けども、素見の客の多さに反し、真に購買力を有する者は稀にして、空しく燈火を眺めて燈油代を惜むの風情あり。實業不振の時期に臨み、常に随伴して發生する者は投機的氣風なり。去れば明治十六年の商勢不振と市況の寂寥とは、多少の資力ある商賈を驅て、洋銀相場々裡の勇者たらしめたり、即ち兩替仲間集會所は、此等勇士の決戦場なりき。今左に明治十三四年以來の洋銀相場事件を記すべし。

○第三十節、兩替仲間集會所、空相場の告發。

抑も兩替仲間集會所は、明治十四年六月四日從來洋銀兩替に従事したる者、及び貿易商中の有志相協同し、各自五拾圓以上の身元保證金を醸出し、恰も株式取引所の如き組織を爲して數十條の規約を設け、區役所を経て縣廳の問濟を經、明治初年より兩替に従事したる堀儀助等を首となして、榮町三丁目に設置したる者なり。其設置の口實は、廣く通商貿易に従事する者の爲めに、兩替融通の利便を興ふと云ふにあれども、其實株式取引所の如く、洋銀定期買買類の取引を以て主眼とせり。然るに金銀定期買買に就ては、明治十一年株式取引所條例及び出願手續等の發布ありて、東京、大坂、横濱の如きは、明治十二年末株式所設立、金銀貨幣定期買買の許可を得て盛に其取引を行ひたれども、神戸に於ては未だ此取引所設置の出願を爲すに至らず、而かも實際に於ては貨幣の相場を賭する事當に十五年朝鮮事件の發起したるが爲め、遽然投機の風潮を來し、以て洋銀相場を爲すに至りたるのみにあらず、既に久しき以前より賭博的空相場は實行され居たりき。其取引の勢ひは、紙幣増發の結果として、漸く銀紙の差價を生じたる十二年の頃より次第に熾盛を致し、朝鮮の變事に接して愈、投棄の人心を煽揚したるに過ぎず。斯くて十五年八月二十三日朝鮮の暴徒日本公使館を襲ひ、花房公使等處に免かれて仁川に引揚げたりとの報道あるや、内外人の前途に對する豫想は區々に別れ、風説紛々巷途に奔る。此時外人亦頻りに洋銀買占の策に出しより、大坂、東京を始め、各地共に物價の騰貴と洋銀相場の亂高下との事相を呈し各人一攫萬金の時機こそ到來したれど爲し、神戸兩替商集會所に於て幾多の人々群集して、盛んに輸贏を争ふの狀、實に商戰の名に背かず、宛も兵士が野戰に死生を争ふに勢揃たり。萬金を得んと欲して失敗し、全く其産を傾る者あれば、一瞬時間に千金を懐にして、并舞雀躍する者あり、日々の取組高は非常の巨額に上り、各種の商業者、滔々相率ゐて投機熱の感染者と變ず。此時に方り、神戸代言人社會に於て、突飛の稱ある品川政藏、加藤政徳は、八月二十一日を以て、兩替商集會所に入入する人々をば、明治十三年第二十八號布告に背き、金銀貨幣の空買買を營む者として告發せり、神戸地方裁判所檢事は、書記警官等を伴ふて集會所に臨みて所門を閉鎖し、其場に在りたる者三十餘名を尋問し、諸帳簿を差押へて起訴の手續に及びぬ。此に於て關係者五十餘名は、裁判所公判廷の審問を受けるに至り、遂に證據不充分の故を以て免訴となれりと雖も、檢事は此裁判を不當として輕罪裁判所會議局に上訴するや、同局は會議の上、十五年十二月二十七日を以て有罪の宣告を與ふ、然るに集會所員は此宣告に對して不服を唱へ、

六二

更に上告の手續に及びたりき。

(補)明治十八年六月二十九日に至り、此上告に對するの宣告あり、而して被告は五十七名にして左の如し

神戸下山手通六丁目株式仲買	堀 静太郎	同元町通二丁目兩替商	小林 島平
同 下山手通六丁目兩替商	杉 谷 豊太郎	同下山手通六丁目兩替商	杉 田 常三郎
同 北長狹通四丁目株式仲買	岩 下 精三郎	同海岸通三丁目株式仲買	平 井 長四郎
同 北長狹通四丁目株式仲買	神 吉 利 助	同榮町通四丁目兩替商	鈴 木 岩次郎
同 榮町通二丁目兩替商	中 島 保之助	同榮町通五丁目茶商	笹 井 一郎兵衛
同 元町通一丁目呉服商	森 田 源 七	同元町通二丁目兩替商	森 田 常 助
同 元町通一丁目酒造商	森 本 六兵衛	同元町通二丁目兩替商	山 形 清兵衛
同 元町通二丁目兩替商	東 郷 久 吉	同北長狹通一丁目兩替商	佐々木 久 平
同 榮町通三丁目茶商	岸 善 七	同 榮町通三丁目貿易商	平 野 重太郎
同 元町通一丁目貿易商	改 口 其 助	同榮町通三丁目無職業	寺 島 伊兵衛
同 榮町通三丁目貿易商	内 根 佐 平	同下山手通六丁目株式取引所取	堀 官 三
同 元町通五丁目株式仲買	北 川 仲 助	同榮町通三丁目兩替商	柴 田 文 助

同 榮町通五丁目茶商	並 木 末 吉	同榮町通茶商	山 家 貞次郎
同 元町通二丁目酒商	鳴 尾 吉 藏	同元町通五丁目	竹 田 喜兵衛
同下山手通六丁目兩替商	關 原 文次郎	同榮町通三丁目貿易商	花 崎 新 七
同 榮町通六丁目海軍造船所雇	川 上 美 和	同下山手通六丁目兩替商	松 井 力 藏
同 元町通三丁目兩替商	柳 原 佐太郎	同元町通三丁目兩替商	中 尾 吉之助
同 海岸通四丁目兩替商	渡 邊 限太郎	同元町通六丁目兩替商	濱 野 久次郎
同 元町通一丁目兩替商	麻 生 紋三郎	兵庫東川崎町兩替商	西 田 仲左衛門
兵庫永澤町兩替商	谷 利 七	同東川崎町株式仲買	村 木 鐵之助
同濱宇治野町石炭商	井 上 保 平	同 兩替商	井 上 保 藏
同 兩替商	國 島 芳三郎	同 金銀賣買商	村 貴 三郎兵衛
同 奉公稼	松 村 彌兵衛	同坂本村小賣商	月 岡 正
大阪北區富島町紙商	大 西 正 策	同東區平野町四丁目運漕業	賀 川 純 一
同北區會根崎三丁目兩替商	高 木 吉次郎	同北區滝屋町一丁目貨物商	堀 市 松
同瓦屋町株式仲買	杉 村 忠 七	同會根崎砂糖商	吉 田 庄十郎
阿波國名東郡佐古村	近 藤 庄三郎	同富田浦	古 松 直 方

大阪東區鞆南通三丁目茶商 池田 伊兵衛 京都上京區惠美須町米商 齋藤 千助
横濱市相生町奉公稼 若葉 徳五郎

而して當時の宣告文を閱讀するに、如何に空相場取引の盛んなりしかを想像するに足る者あり。曰く『金銀買買犯則の被告事件審理を遂る所、被告の内堀謙太郎外五十名、又小田一郎後見人川上美和、藤井鹿之助後見人國島芳三郎、古松寅太郎後見人古松直方、田村助三郎後見人渡邊隈太郎、吉田梅太郎後見人吉田庄十郎、高田利兵衛支配人麻生紋三郎は、神戸株式取引所設置以前、即ち明治十四年六月四日舞津國神戸市榮町三丁目二十番地兩替商仲間集會所を設けし以來、明治十五年八月二十一日迄、該集會所に於て尙に金銀貨幣の現場(定期より起る)賣買に類似の取引を爲したる事實は云々、一日の取引高一箇店に於て、其多きは七八萬弗にして、寡きも二千枚以上なること、又各被告の日記帳簿及び集會所備付場口錢、徴收簿に照し視るに、一日の取引高合せて百九拾壹萬弗餘の多額なること云々』と、夫れ一日貳百萬弗の取組を見る、其決戦の激烈なりしことを察すべし、而して此宣告に於ても、各被告人は、拾圓以下七圓五拾錢までの罰金に處せられたり。

○第三十一節、兩替商と貿易商との軋轢、村野山人の調停。 此告發事件の發するや、豫て其間柄に於て、兩替商と感情の一致せざる貿易商一派は、兩替商と分離して洋銀取引所を設くるの協議を決し、武田九右衛門、池田其兵衛、山本龜太郎、光村彌兵衛外十二名の連署を以て、縣會に對し左の稟

許願書を呈出せり。

近來洋銀紙幣に差異有之候より彼是損害を蒙り加之引換上實に種々の不都合有之益困難不抄依之色々工夫を凝し候得共洋銀を扱ひ不申ては貿易を營み候事も不三相成候事故兼て貿易商一統の者は此損害を逃れんと日頃熱心罷在候得共頗る良法も無之今日迄其儘に流れ候事に御座候處幸に是に有志の同意に依り資本金拾壹萬圓を募り備居候に付是を御應に預け置候間何卒同營業の者の難澁篤と御憐察の上洋銀のみの取引所を設立仕度此義御聞濟に相成候へば該取引所設立方法等は追て委細相認御届可仕候

此出願に先立ちて、兩替商等は條例を奉じ、一の株式取引所を設立せんと欲し、既に其手續に及びたるに、今亦貿易商等が別に洋銀取引所の設立を出願せんとするを見て、兩派の感情面白からず、漸く軋轢の度を高め、告發事件の爲めに一時取引を停止せし間に於て、判然兩派分裂の形勢となる、其後兩替商は集會所に、貿易商は海岸通貿易會所樓上に於て、各、洋銀直接交換所を設け、盛んに賣買相場を立るに至れり。斯くて兩者の軋轢は到底和解の狀なくして、互に其出願の許可を豫期するの姿なりしかば、區長村野山人は之を兩者の爲めに不利なりとし、貿易商五十餘名、兩替商七十餘名を花隈町吟松亭に會し、種々調停和解の勞を執り、遂に株式取引所許可の上は、兩者合併して設立員たることに決し、首尾克く懇親の盃を擧げて散じたり。

○第三十二節、兩替商集會所、貿易商出張所の解散。 已にして明治十六年一月二日、舊臘和親の結果として、貿易兩替の二商は、榮町なる舊集會所に會合し、初相場取引を行ふたる後、諏訪山常盤樓に新年宴會を催はし、縣官も亦其席に臨みて總員百數十名の列席者を見たり。此日正副頭取及び總代を選定せんとの發議あり、貿易商間には、豫て謀合はせし所ありしものか、一員の發言によりて、頭取を武田九右衛門、副頭取を堀寬藏、總代を小林島平、副總代を山本龜太郎と指名せり。此指名に對しては異議を挾める者ありしかども、結局此事に決し、右重役は更に委員十二名を指定し、尙ほ重役月給七拾五圓宛、委員中取締一人は五拾圓と定め、且つ所員の身元金を參百圓とし、此金は確實なる所に預け、尙ほ身元差入者をして、其預證を流用せざらしめんが爲めに、預り證は附與せざる事に定めたり。然るに此日の取極に對して不服の輩は、期日に至るも身元金を納めず、其約束を履みたる者は只五十餘名のみ、斯の如くなりしかば、前決議を改めんと欲する者出で、一月二十一日新たに總會を開き、數個條の決議を爲して之を重役に協議せり、而して重役の未だ其決議に對し、決答を與へざる二十三日、一片の達書は兩替商集會所及び貿易出張所に到來せり、其達書に曰く、

其集會所設立の義明治十四年第五月並に明治十一年一月十二日貿易商出張所設立の義開置候指令は更に取消し候條速かに解散可致候事

神戸區役所より此の達書の送致あるや、斯く解散を命せられたる上は、賣買の解合をなさざるを得ず、

身元金の返却も爲さざるを得ずとて、會所の混雜、各人の狼狽數日に亘る。已にして貿易兩替通信所の名義を以て、更に同一營業を爲さんと欲し、兩商協議の上、洋銀紙幣交換の爲めと稱し、其筋へ届出の上、日々會合して取引を爲し居たるに、五月七日に至り、復た左の如き達あり、

神戸貿易兩替商通信所

其通信所設立に付本年二月五日及四月二十六日を以て開置候義に有之候處右者今般其筋より内達之次第も有之追て何分相違候迄兩商共其所に集會不相成候條此旨相違候事

明治十六年五月七日

神戸區長村野山人

此に於て洋銀賣買の集會所は、表面全く其形を認めざるに至りたり。

○第三十三節、洋銀相場所不二舎の手入。 神戸貿易兩替商通信所の解散を達せらるゝや、同月十日榮町三丁目には、不二舎なる招牌の掲げらるゝを見たり、是れ兩替貿易兩商の分離せしより、豫て兩替商と感情の和合せざる貿易商は、金山春吉の名義を以て兩替營業の許可を受けしめ、以て不二舎と稱せしめたるものにして、即ち不二舎は貿易商の洋銀相場所なりとす。此に於て表面上個人營業なる不二舎の門前には、日々の來客頗る多し。區長は此有様を見て、直ちに其招牌取除けを命せしと雖も、其實際に於ける洋銀賣買は、依然として前日に異なるなし。斯くて二十三日午前十時頃、神戸警察署小林警部及び長谷川、千々巖兩警部補は、巡查三十名を引率して突然不二舎に闖入せり、蓋し斯く早

朝を以て闖入せしは、洋銀空相場を營める事實を確めんが爲めに、豫め巡查等をして平人體に扮装せしめ、其動靜を窺はしめ居たるなりき。此に於て集會者の狼狽は譬ふるに物なく、各人遁路を求めて道れんとする有様、眞に噴飯に堪はざる者あり、隣家に潜む者、街道を奔る者、隣地石油商社の如きは、逃避者の潜伏せんとして飛込みたる者多かりしより、遂に嫌疑の及ばんことを恐れ、翌日の新聞紙上に、同社は此事件に無關係なりとの廣告を出すに至りき。斯の如く逃避者ありしに拘はらず、諸帳簿類と共に引致さるゝ者八十餘名に及びたり。六月二日に至り神戸輕罪裁判所は、鈴木岩次郎、金山春吉、武田貞吉、平野重太郎等三十八名に對し、窃に洋銀空相場を爲せし者なりと宣告し、明治十三年第二十一號布告に照し、罰金拾圓以上貳百圓以下の所犯者なりとして、各式拾圓以内の罰金を科すと宣告したり。

○第三十四節、洋銀空相場の取締、嫌疑者大阪に逃る。 不二舎事件の發せし後、一方なる兩替商等は、榮町二丁目に於て、兩替仲間假協議所なる者を設けんとして出願す、許可なし。洋銀空相場事件は、前年來斯の如く續發したりと雖も、其取引は尙ほ未だ衰へず。十一月に及ては、居留地八十一番トムチーの發起にて、八十二番館内に洋銀買賣集會所を設け、同月五日貿易及び兩替兩商を招きて開業の式を擧げぬ(同所は身元金百圓を差入るゝ者に限り取引に従事せしむ)。而して此頃兩替商は、集會所に在て依然空相場を營み居れば、同月六日代言人品川政藏、岩谷徳隣の爲めに復た又告發せ

らる。檢事は告發書を神戸警察署に同附し、以て其取調を爲さしめたり。此に於て警察署は、十三日を以て帳簿類を引揚げ、集會所書記等を拘引して専ら取調ぶる所あり。斯く告發の爲めに場崩となりたる結果は、計算等の爲めに營業を休止せざるを得ずして、兩替商は日々吟松亭に會合し、種々の協議に餘念なし。而して警察署は日々數名の巡查を集會所近傍に張番せしめ、密に兩替商等の舉動に注意し、尙ほ十一月二十九日には巡查探偵を不二舎に派遣し、其帳簿類を引上げしむる等、洋銀空相場の取締及び犯者の搜索に向て頗る嚴重の處置を爲せり。已にして十二月十六日警部巡查十數名は、貿易及び兩替の兩商を始め、洋銀買賣に關係したる者の私宅へ出張し、毎戸諸帳簿類を引上げ、或は之を點檢する等の事ありしかば、其騷擾殆んど名狀すべからず。此時拘引さるゝ者百六十餘名なり。此に至て洋銀買賣に關係ある者は愈々戰慄し、身を大阪に潜むる者尠なからざりしより、神戸警察の探偵は、大阪に赴きて其隱匿所を探るに至る。斯く洋銀空相場に告發者を出す時は、空米相場の告發騒動も起りたりき。

○第三十五節、神戸株式取引所の創立。 斯る間に、神戸株式取引所は開業の運びとなる。既に記せし如く十五年九月中、兩替商派の株式取引所と貿易商派の洋銀取引所の出願ありて、兩派一時反目の姿なりしも、區長村野山人仲裁の勞によりて一旦和解し、其後再び分離して洋銀買賣を營み居たるに、明治十六年七月三十日太政大臣三條實美、農商務大臣西郷從道の名を以て、神戸株式取引所の設

立を許可せり、

第二十四號、明治十一年五月第八號布告株式取引所設立の儀更に今般兵庫縣下神戸港に於て一個所を許可す、

第二十五號、神戸株式取引所に於て當分の内金銀貨幣取引を差許候事、

此に於て仲買人姓名届出を爲すの運びに至らんとするや、豫て折合惡しき貿易兩替の兩商間には、取引所株分配に就て異論百出せり。當時一株を百圓と定めたるに、百四五拾圓を以て望む者甚だ多かりき。斯かれば兩商協議の上、各人總て一株を有する事とし、漸く仲買姓名を届出で、海岸三丁目貿易會所樓上を以て創立事務所とせり。營業人は貿易商百四十餘人、兩替商八十餘名にして、九月四日役員選舉を行ひ、頭取武田九右衛門、肝煎堀官三、小林島平、山本龜太郎、池田貫兵衛と決定す。然るに此日兩替商中選舉時刻に後れて來る者、此選舉に異議を挟み、將に一場の紛議を醸さんとするや、光村彌兵衛、其間を調停し、以て事なきことを得たり。然れども感情上の不和は、貿易兩替兩商間に蟠り居たれば、頭取武田九右衛門は其任を辭し、情實纏綿の爲めに容易く開業の運びに進まず。十一月に至り偶、鈴木農商務大書記官の來神ありて、堀、山本、小林等を招き懇諭する所あり、遂に十一月初旬堀官三を頭取に、小林島平を商議掛に、武田九右衛門を出納掛に、池田貫兵衛を検査掛に、山本龜太郎を徵稅掛に定め、四月十九日榮町三丁目舊兩替商仲間集會所に株主總會を開き、十二月十二日に

至り左の如く廣告するに至りぬ。

神戸榮町三丁目神戸株式取引所

當株式取引所本月十五日を以て當分畫面の個所に於て開業す依て成規に基き左に開業免狀並に創立證書の寫を添へ此段廣告候也、

十二月十二日

而して添書に於ては、開業免狀下附の十月六日なる事、營業年限の五ヶ年なる事、資本金の拾萬圓(一、株百圓)なる事等を記す。然るに開業後商況極めて不振にして、殆んど休業の姿なりき。

(沿)明治十七年二月第二回定式株主總會を開きて肝煎五名を選舉し、光村彌兵衛、武田貞吉、山本龜太郎、池田貫兵衛、堀官三其選に當る。同年十二月營業不振の爲め存廢の協議あり、種々討議の末、尙ほ一ヶ年間仲買身元金利子を以て維持するに決し、明治十八年に至ては不振愈々甚だしく、仲買二十八名中、轉業して米商仲買たる者あり。是より先き明治十七年東川崎町に取引所の建築ありしも、取引所前は、眞に雀羅を張るべきの姿なり。而して洋銀賣買を行ふものは、重もに兩替店に走れり、蓋し輸贏を争ふの差小なるが爲めに、手数料を厭ふが故なりき。斯くて十八年七月十五日の總會に於ては、愈々解散に決し、農商務大臣へ任意解散する旨を具申し、八月十日解散の認可ありて、九月一日より堀官三、長谷川一彦、山川勇木の三名を殘務委員と定め、遂に一株に付百貳

圓壹錢五厘宛を割戻し、神戸株式取引所は此に終りを告げ、附近の料理店、人力車夫、湯屋、散髪店の如き迄其影響を受け、一大狼狽の状を呈したり。

然るに同年九月に至り、十菱常七、平井長次郎、中島保之助、香川純一、西田仲右衛門、村上鐵之助、高嶺榮次郎、杉谷豊太郎等は、更に東川崎町舊取引所跡に於て、株式取引所の再設を企てたりと雖も成らず、取引所建物は、明治十九年二月翌行館と稱し、一時貸席集會所となりて井上保藏の所有に歸す、同年十月井上は兵庫米商會所に賣買し、同月十六日米商會所の移轉を見たり。

(沿)米商會所は、明治二十年神戸取引所設立と共に廢業し、米穀取引は取引所の營業と爲り、二十一年三月海岸三丁目十二番地へ移轉す。其の頃兵庫の市民は、兵庫に米會所なきを以て遺憾とするの情あり、此に於て北風正造、柏木莊兵衛、前田又吉等、兵庫米商會所の再設を企て、同年十二月取引所に向て交渉を開き、故障の有無を問ふ。時に取引所理事加藤政徳(下野壬生の人、明治二十四年六月取引所の金圓私消の事ありて自殺)は、痛く北風等の交渉を嘲弄し、その交渉を斥けたれば、兵庫米商會所再設の企ては立消となりぬ。此頃は取引所の景況不振にして月々經費の損毛を告げられたるも、明治二十二年四五月に至ては、取引所活潑にして稍、純益を見るに至る。六月に至り其筋の許可を得て、兵庫鍛冶屋町元總會所跡に移轉せしより定期米取引益、盛んなり。取引所附近宮内町、富屋町、松屋町、匠町等には、取引所相場を基礎とせる空相場所續々起り、條例違犯の拘留者、日に

四十餘名を出せし事あり。明治二十五年四五月の頃、亦活潑なる景況を見たりき、同年六月一日より石油定期買買を開市せり、石油は横濱、神戸兩港の在荷其數限りあるを以て、若し商館にして二百萬の買注文を爲さんには、忽ち場崩れの不幸あるべしとの噂さなりしが、果せる哉此取引は好結果を收むること能はず。二十六年八九月定期米取引甚だ盛んなり、此に於て三宮穴門筋及び東川崎町舊取引所跡に於て、現物取引名義の市場起り、取引所は大に其影響を蒙りて不振なりき。明治二十九年組織變更後、東川崎町へ株式取引分市場を建築し、十一月一日より開市せり。明治三十年に至り、兵庫羽坂通三丁目へ取引所家屋の新築を爲し、七月四日新市場に移る。

○第三十六節、十六年の生糸取引、勞銀と米價。斯の如く明治十六年は、洋銀若くは米穀空相場取引の外は、商況不振なりしに拘はらず、特に珍らしく覺ふるは生糸取引の事なり。抑も生糸取引は既に十數年來中絶して、殆んど一斤の賣込みだも見聞せず。斯れば神戸貿易商中大に此貿易の行はれざるを慨嘆する者ありて、久しく心志を勞する所なりしが、此年居留地外商館は、日本商賈にして生糸貿易を開始せんとの確志あらば、外商亦能く買受業を開かんと云ふ者あり、乃ち内外商賈の商議此に成りて、十月一日貿易商近藤慶次郎より、但馬器械製二百九十一斤をば、銀貨五百八十四枚を以て百十番館へ賣込たり、此價格は横濱に輸送して、五百九十二枚に取引したる割合に相當せしとなり。

(補)明治十六年に於ける、各種勞働の平均賃錢は左の如し、但し表中仕立職と僕婢給は月額なり。

職名	上等	中等	下等	職名	上等	中等	下等
農夫	拾錢			僕	貳圓	壹圓五拾錢	壹圓
同女	拾錢			婢	壹圓	七拾五錢	五拾錢
大工	五拾錢	四拾八錢	四拾五錢	石工	五拾錢	四拾五錢	四拾錢
鍛冶	壹圓五拾錢	六拾五錢	參拾錢	左官	四拾五錢	參拾參錢	貳拾貳錢
建具	四拾八錢	四拾參錢	參拾八錢	墨刺	參拾八錢	參拾參錢	貳拾六錢
指物	四拾八錢	四拾參錢	參拾八錢	機織女	拾四錢		
雇男	參拾錢	貳拾八錢	貳拾五錢	同女	七錢		
本仕立	七圓	五圓	參圓	洋仕立	八圓	六錢	五錢

而して明治元年以來此年に至るまで、米價の高低變動は左の如くなりき。

明治元年	最高	最低	同	同	同
二年	同上	同上	同上	同上	同上
三年	同上	同上	同上	同上	同上
四年	同上	同上	同上	同上	同上
七年	同上	同上	同上	同上	同上
八年	同上	同上	同上	同上	同上
九年	同上	同上	同上	同上	同上
十年	同上	同上	同上	同上	同上
十一年	同上	同上	同上	同上	同上
十二年	同上	同上	同上	同上	同上
十三年	同上	同上	同上	同上	同上
十四年	同上	同上	同上	同上	同上
十五年	同上	同上	同上	同上	同上
十六年	同上	同上	同上	同上	同上
十七年	同上	同上	同上	同上	同上

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十八	一十一	一十六	一十四	一十一	一十七	一十二	一十九	一十二	一十一	一十一	一十八
月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月
四圓貳拾八錢	參圓六拾八錢	六圓拾貳錢	參圓六拾八錢	八圓貳拾五錢	五圓六拾四錢	八圓五錢	五圓七拾四錢	四圓四拾三錢	五圓六拾五錢	六圓貳拾五錢	七圓九拾八錢
六十二	八十一	一十六	一十三	一十九	九二	一十一	二九	六十二	六四	一十一	十三
月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月
壹圓六錢六厘	九拾六錢五厘	壹圓六錢四厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘	壹圓四錢七厘

○第三十七節、商勢萎縮、朝鮮の變報、日用品の價格。商況の回復は明治十七年一陽來復の時に至りて尙は見ること能はざりき。紙幣の價格回復の結果として、諸物價は下落の一方なりしかば、商買にして物品買入に着手する者なく、只管貯藏の貨物を見事賣逃げんと焦慮るのみ、一月中に於ける米穀市場の取引の如きも、一日僅に二三枚の賣買に過ぎず。

(補)此年四月二日兩替商五十二名は同盟協議の上、榮町通三丁目松原某の家を借入れ、兩替仲間電報縦覽所なる者を設置せり、已にして同月十日神戸警察署の警官は突然同所に出張し、空相場の嫌疑を以て島田健三郎外四十名を拘引せり、蓋し神戸裁判所検事局へ告發者ありしに由ると云ふ。斯くて同年六月二日神戸輕罪裁判所は四十一名の被告に對し、罰金を科するの宣告を爲せり。然るに各被告人は、此宣告を不當となして大審院に上告し、明治十九年三月に至り、同院に於ては原裁判破棄の宣告を與へて曰く「本賣買の性質は、限月又は定期より起りたる、現物賣買なるや否の事實を明示すること緊要なりとす、然るに原判決は、洋銀現場賣買類似の所業を爲すべき目的を以て名を電報縦覽所と稱し、現に島田健三郎外數十名の者、其賣買を爲さしめしとのみにて、如何なる賣買が法律に觸れたるものなるや、犯罪たること明ならず云々」と、依て治罪法第三百四條に違背する不法の裁判として、更に大阪輕罪裁判所に移して覆審せしむ、大阪輕罪裁判所は同年十一月二十六日遂に無罪の宣告を與へたり。

不景氣の聲は、旅行の要務ある人をして、汽車汽船の賃を儉約せしめ、大阪通ひの早船は、安價なりとして繁昌するまで消極的の人氣に陥りたり、流行するは賭博と放火と淫賣とのみ、質商は流質多きに苦み、勸商場は正札價格を維持する能はず、正札二割引と爲して不信の端を開く。道線三昧の事業家は最早其表面を繕ふこと能はず、孰れも破綻を現はして、商工業界は不信用の空氣を以て滿たされ、九三銀行の閉店も此年に在りし也(九三銀行は元町に在り、預り金に對し高利を附し、一時盛に營業せり、閉店の爲めに、神戸市中三四の商家、大なる迷惑を受けぬ)。清佛の戦争は、日清貿易に影響し、一時百石八百圓の昆布は、參百貳拾五六圓を以て賣行かざる姿なれば、其他の商況推して知るべく、株式取引所は不振にして、十二月二十日の總會に、唯一の問題として存廢を議するに至る。斯かる折しも一大警事は傳はりぬ、亦は朝鮮京城に於て、日清兩國兵の衝突事件なりき。同年十二月四日京城郵政局開設されて、各國公使及び韓廷の重臣等、皆一堂に會して祝宴を開けるを幸機となし、朝鮮開國黨と聞ゆる金玉均、洪英植、朴永孝等の徒、俄に起て事大黨を襲ひ、閔臺鎬等數人を斬て政治改革の實效を奏せんとせり。當時我公使館の衛兵は、韓廷の依頼を以て韓兵と共に王城を守護し居たるに、清將袁世凱は二千の兵を以て王宮に迫り、日韓の衛兵と砲彈を交ゆるに至る。已にして國王竊に逃がれて清兵に投じられたれば、我兵最早王宮を守護するの必要なきなり、乃ち我公使兵を率ひて公使館に歸らんとすれば、清韓兩國の軍兵は、遂に我兵を邀撃して殺傷相當る、我兵辛うじて公使館

に入るや糧食の永く支ふべきなし。京城在留の邦民は、殺戮侮辱、清兵の暴虐に委せられ、同月八日
公使等逃て仁川に至る、此變報は同月十三日日本に達せり。此に於て政府は取り敢へず外務書記官栗
野愼一郎、議官井上毅を仁川に派遣し、次で陸軍中將高島勲之助、海軍大輔樺山資紀、二大隊の兵を
引率して特派全權大使外務卿井上馨と共に出發し、清國亦吳大澂をして陸海二軍を率ゐて京城に入ら
しむるの大變となりければ、我國民は一般に以爲く、今回こそは日清の交戦なれど、此に於て物價下
落の氣勢は挫け、稍、見込買を試むる者出しかば、商況之が爲めに少しく活氣を呈せんとす。

(補)明治十七年一月調査に係る、兵庫に於る日常需用の豊なる物品の價格を記せば概ね左の如し。
米(播磨)四圓五拾錢。麥(播州)貳圓八拾錢。醬油(神戸)六圓。酒(神戸)八圓參拾錢。大豆(肥後)四
圓。砂糖(讃州)五圓五拾錢。油(和泉堺)一石拾六圓。煙草(豊後)拾貳圓。炭(播州)六貫五百目拾七
錢。椎茸(日向)四拾八圓。綿(播州西宮)大土印一貫目壹圓五錢。茶(山城)百斤參拾五圓。鯉節(土
州)貳圓貳錢。鷄卵(淡州)千個拾貳圓四拾錢。薪(播州)八百貫目七圓。昂布(函館)四百貫九百五拾
圓。砂糖(臺灣)參圓八拾錢。鰻(土州)百斤參拾壹圓。鹽(播州)二百俵貳拾參圓。銅(伊豫)百斤貳拾
貳圓六拾錢(鐵)十貫目貳圓參拾錢。鉛百斤五圓六拾錢。硫黃百斤に付貳圓五拾錢。石灰(肥前)五圓
五拾錢。切石延(播州)拾六錢。切石板(廣)拾七錢。石炭油一箱に付壹圓九拾錢。木綿糸一番二十、百
五拾圓。生金巾七斤物一反參圓。縮緬吳呂一碼に付拾七錢五厘。杉六分板(肥州)貳拾貳錢。松六分

板(龜山)貳拾八錢。

○第三十八節、不景氣の極底、下級社會は魔界と變ず。明くれば明治十八年、朝鮮事件は穩かな
る談判成り、韓廷我に對して修信使を送て謝罪し、我の受たる損害は辨償するに決せしかば、稍、奮
起せんとせし國民は、再び力なく其頭を垂れて、嗚呼と不景氣を嘆ずるのみ。此時銀紙の差價は愈々
接近し、前年末に於ては、朝鮮京城變亂の聲に醒覺され、投機の氣風復た起らんとして、洋銀相場を
試むる者なきにあらざりしも、程なく平和の報道の爲めに投機心を挫かれ、一人の洋銀相場を顧みる
者なく、銀紙の差價に六七錢となりぬ。然れども不景氣は最早其極點に達したり、細民の困難は、最
早典物に供するの品なく、彼等の救濟主として頼める機寸業者は、藥品缺乏と稱して休業する者多し。
茶焙賃銀は前年に比して、更に參四錢の下落を來し、茶撰一貫目の賃七錢にして、一日三貫目の茶撰
は易々たる勞にわらず、此勞働すら需用に限りありて、就業者競争の有様なれば、勞力を有する者に
して、勞働の外に徘徊する者其數擧げて算ふべからず。人力車夫は日々増加すと雖も、乘客は日々減
するの現況たり。加ふるに地方一般の不景氣なれば、兵神の間に糊口の途を求めんとして、雇人口入
營業者の門に集る田舎漢は、口入營業者を困却せしむる迄多し。米價の下落に拘はらず、勞力需用の
漸次に減少するや、監獄署の罪囚百三十餘名をして、機寸製造に就役せしむるを見て、細民は常人の
業を奪ふ者なりと批難するに至りき。斯かる有様なれば、兵神の兩市中には、鐘を叩て布施を強請す

る賈坊主あれば、賊者なり盲目なりと偽りて憐憫を求むる巧兒あり、非人乞食の戸に立もの一日幾十人、是れ尙ほ恕すべきの輩なり、其横着なる者に至ては、當時の賄料米代六厘八毛、雜費四厘八毛を以て一日の生命を維持しむる、かの獄舎に入るを氣安しと爲し、故さら賭博の罪を犯して、入獄を所望する族らを出し、犯罪者の數益多きを加るを以て、官は己むを得ずして行政處分を施し、以て監獄經費を節省せざるを得ざるに至る。花柳社會の如きは、殆んで見ざる影もなき不況にて、新川妓樓は十三戸に減じ、福原は娼妓四人に對し遊客一人の割合なりと傳ふ。藝妓は藝をひさかす色を賣り、貧家の婦女は辻若と變じ、下流社會の廉耻心は頽然として毀れぬ。芝居、寄席、浴場等、種々に客足を引かんと勉むれども、損益の計算より云ふ時は、寧ろ休業の優れるに若かずと唱ふる者多し。市中の小賣商業は孰れも餘義なき競争を以て客を引き、賭博的街道商ひは、各種の工夫を凝らして利益を僥倖せんと試み、警察の賭博狩、地獄狩を行ふや、獲物は直に拘留場を充すに至れり。南京町には「チーハ」盛行し、再度山道には間々白晝追刺の難に罹る者あり、下流社會の狀況は、今や惡徳兇行の魔界となれり。恒産恒心ある中等社會の人々は、不景氣の聲に打たれて只管退嬰保守となり、進みて爲すべきの思案をなさず入るを謀らず出さざらんとのみ願ふ。去れば此時神戸小學校建築の事ありて、既に一旦寄附金の承諾を興へたる者にして、集金に應せざる者すらありき。新在家の村民が、向ふ五個年間、冠婚葬祭に禮物贈答の見合を誓約したるを見て、町民も亦其例に倣はんと發議する者あり。

株式市場は寂寥として雀羅を張るべく、而かも空相場に萬一の博利を僥倖せんと欲する者少なからずして、手数料を吝みて兩替店に輸贏を争ふ者多からずとせず。米穀市場は稍、人影の往返を認めれども、皆薄資の投機心ある冒險者にして、仲買店に就て正式の賣買を爲すに非ず、多くは所謂呑屋の華客にして、違法の呑屋は十六七軒の開業を見たり。斯かる經濟界の有様なれば、資本家は資本を投するに逡巡し、稍、土地に向て着目する者あり、之が爲めに熊内村の土地に於てすら、一坪壹圓五六拾錢の賣買あるに至りぬ。

○第三十九節、紙價の回復、空米相場の流行。

明治十八年の年越と共に、貿易の萎靡、市況の不振は明治十九年に持越されたり。前年以來、紙幣は全く其價格を回復し、正月早々洋銀一弗の相場は九拾八錢なりき。此に至て洋銀空相場は、最早之を試むるの餘地を存せず、七十餘名の兩替商は、僅かに十二名に減じ、僥倖心は空米相場に移る。此年二月十八日、兵庫米商仲買人營業法違反嫌疑の事ありて、仲買總員二十八名の内、村鐵、村木三、小泉正、澤定、寺伊、井阪、三ツ芳、飯新、伊竹、最上、岡田へ警官出張して、本人又は手代等十八名を引致し、帳簿を差押へ、更に各自の本宅へ出張して帳簿を引揚げ、尙ほ會所の現場に居りたる三十餘名の客をも拘引する等の出來事ありき。三月二十七日神戸輕罪裁判所は、兵庫湊町平民常時問屋町寄留飲食店徳島友吉、淡路國志筑左海富三郎、兵庫川崎町八尾新治郎、播州赤穂郡山下甚兵衛、播州菟原郡岡本村松下龜吉、兵庫今出在家町前田長藏

等の犯罪事件を審理して曰く、

八二

限月米賣買に類似の取引を爲したる被告事件審理を遂る處、各被告竝に官許外、即ち攝津國神戸區兵庫問屋町徳島清五郎宅に於て、明治十九年一月より二月に至る迄の間、被告龜吉は問屋の姿となり、新治郎甚兵衛龜吉長藏等は客となり、兵庫米商會所寄付又は後場の米相場を目的とし、該相場の高下に從ひ其損得を計算し、以て定期より起る賣買に類似の所業を爲し、被告友吉は前記の賣買に關し客取の周旋を爲し以て賣買を誘助し云々、

即ち當時公許の場所以外に於て、所謂香屋營業を企てたる者にて、仲買口錢を避けて輸贏を争ふ空相場を爲す者多かりしを證すべし。尙ほ同一の犯罪事件は、幾回か裁判所の審理を煩はすを見たり。

○第四十節、細民の増加、商況回復、虎病の猖獗、官民夜會の嚆矢。 此年上半年は兵神兩港へ移住し來る者多く、彼等の多數は人力車夫となれり日雇人足となれり、兵神兩市の人口は之が爲めに増加せり。彼等は市況不振の兩市に向ひ、何が爲めに移住せしか。明治十五年來地方の不景氣は、彼等をして墳墓の地を離れ、運命を移住地に求めんと決意せしめしなり、然れども來て見れば聞きしより低し富士の山、此時兵神の兩市況も、尙未だ回復の時期には達せざりき。半期營業税の滞納者は、神戸に於て二百四十五人、兵庫に於て六十人、仲町部に於て二百餘名あり、斷然營業停止の嚴命に接し、始めて餘義なく上納の才覺を爲すの世態たり、移住者の失望亦察せざるべからず。金融は緩漫にして

利子の引下げを以て需用者を求め、當座預金利子は二分となる。已にして下半年となるや、大阪、京都地方に於て、洋反物の品拂底を告げ、内外商人の手合は、一日貳萬弗以上に及び、銀に對する紙幣の打歩は、百弗に付壹圓となりき。七八月の候に至ては、麥作豐饒の聞の高く、各種の商業稍、活氣を呈す。而して其内外貿易は輸入品類百二十八種の内、減額する者二十三種、輸出品類四十七種に止りしもの、五十二種を増加して七十一種となる。樺寸の輸出亦前年に一倍し、不振の内、獨り前年に於て得意の春を占めたりし屏風と竹材商業は、此年に至て益、法文の入來るあり。然れども同業競争の激烈なる、互に利益を外商に捧げ、彼等が營利の犠牲となつて惜悔せざるの弊を生ぜり。若し悉々たる細貧の市民は、其狀態如何んと顧みんか。彼等は數年間の貧乏神に折檻せられ、今は甚だ勤儉の風を増せり。而して樺寸製造業の復活と、五月以降九月に至る迄は、製茶再製の就業を得て痛苦少く寛ろぎたり。然るに前年來の不景氣は、地方の茶業家をして意外に早く出荷せしめ、細民は、生活三要件の一なる、冬衣の用意にかゝらんとする秋風の立初むるのころ、既に再製茶業に放たれて、市内貧民窟に充溢せり。而かも幸ひにして勤儉の風を高めし結果は、此時に至て其實相を質商の店舗に示し、戻質大に増加して流質頗る減す。而して此年市民一般をして、恐怖と苦情と迷惑とを感せしめたるものは、虎列刺病の流行なりき。六七月の比一日の患者少なきは二十名、多きは五六十名を出せしかば、人心畏懼沮喪して業務を擲つに至る。加之病毒激烈にして死者比較的によく、消毒豫防の費

八三

用は、一時町村費支辨の方法を取りたれども、町村の費用遂に支ふること能はず、後には斃死者の遺族に負擔せしめ、更に進て家主地主に負擔せしむるの已むを得ざるに至る。此に於て檢疫規則に對する不平は轟々然として起り、苦情百端、殆んど制抑すべからず。檢疫委員等頗る其處置に苦み、市政有司と相談して、國庫地方税の補助を請願するの議を立てるに至れり。就中惡疫流行の影響を蒙るるは、輸入商、回漕問屋、古着商及び各種の飲食店なり。檢疫の煩を厭ふて、横濱港に直航する航海船多く、荷物は横濱港より神戸港へ轉送する姿となりしかば、輸入品取扱高は、商機を失すること數ばなりしなり。十一月に至て病毒消滅し、人心稍安堵の思ひを爲せし頃は、人は猶ほ口に不景氣を唱ふと雖も、而かも其實際に於ては銀紙の差價既に止んで、物價の動搖亦安定したるが爲めに、物價前年の比にあらず。去れば天長の佳節を祝せんが爲め、縣知事内海夫婦の催にて、夜會は縣會議事堂に開かれ、各國領事を始め、百名内外の外人と、市内の紳士淑女二百餘名とは一堂に會し、君が代は千代に八千代と祝ふたり。而して是れ實に神戸に於ける、官民混合夜會の嚆矢なりとす。

○第四十一節、内商踴ぶらる、物價下落の傾向、不景氣の嘆聲稍減す。明治二十年となるや、不換紙幣償却の結果は、紙價全く回復して、一旦氣息奄々たりし經濟界は、今や幸にして健康體に復したり。而して紙幣下落の爲めに暴騰したりし諸物價は、漸次低落したるが爲めに、海外輸出は之が爲めに獎勵され、改新早々貨物の神戸港に運搬さるゝ者尠なしとせず。然るに居留地外商は、内地の實業

家が、數年の間不景氣の大打撃を受け、内實頗る困迫の事情あるを洞見し、泰然見送りの態度を取て買ひ進まず。其偶、買入に着手せんとするや、彼等は先づ思ふ存分に内商を踴ぶるなり。其輸入品を賣放たんとするや、彼等は先づ洋銀を買ひ占むるなり。是を以て内商は、輸入品取引の場合毎に歩合の損毛を免かれざりき。商業の驅引運鈍にして、經濟の理合に暗昧なる内商は、彼れ外商の爲めには、賣込取引どもに侮弄し去らるゝを免かれず。燐寸竹器は他品に比して、上半期に於て好況を呈せりと雖も、明治十九年以來、燐寸製業者の増加は轉た同業競争の弊を増進し、各自の得益漸々薄きを加ふるの情況と變じたり。製茶の下落は當業者の損失を招き、隨て從業者の不利たらざる能はざりき。而かも前年度に於ける麥作の豐饒は、兵神兩市の小賣諸營業に向て少なからざる影響を興へ、市況恢復の現象は、歴々として各般の事實に現はれぬ。下半期に移り幸に惡疫の流行なく、市民安堵の思ひを爲せり。中産以上の住民は、商況稍回復したるが爲めに、薄利ながらも營業の閉却を啣たず。各種の勞働、特に獨立の木工左官等に至ては、市内の資本家、資本投下の途なきに苦み、人口増加の爲めに、需用漸く多からんとする家屋建設に意を傾けしより、土木頻々として興るに至りしかば、彼等の口癖となりたる不景氣の聲は、其舌端より漏れずなりぬ。極貧者に至ては、年末に迫るに従て燐寸の手合せなく、當業者は荷嵩みの故を以て、其休業を告るに至りければ、朝たに夕べを待て生活する細民を嘆息せしめたり。而かも質商に流の少なかりし事實を見れば、甚だしき苦痛の狀況にはあらず

しなり。内外貿易は上半期に比すれば、下半期は痛く沈滞の姿を示し、樟腦、玄米、銅を除きては、殆んど賣込なき有様となり、輸出屏風は依然商勢を維持したりと雖も、輸出の多額なる割合には其利多からざりしなり、蓋し是れ亦年々製造業者の競争甚だしきを加へたるに由る。

(補)此年茶焙人賃錢、男一日拾貳錢、女一日九錢。人力車賃の定めは、一人乗十町以内參錢、以上は五錢、一里以内七錢、十二時間雇切四拾錢、待料は三十分以上三十分毎に壹錢五厘。二人乗は同上五錢、同上七錢、同上拾壹錢、同上六拾錢、同上貳錢なりき。

○第四十二節、明治二十一年の内外取引、企業心動く、勞力の需用大に起る。明治二十一年玄米の輸出は前年に三倍し、銅の輸出亦少額に非ず。樟腦、真綿、木蠟、屏風は輸出の額を減せりと雖も、燐寸の商況は稍、氣勢を得たりき。取引品に於て増加せしは、支那綿、総糸に過ぎざりしかば、銀貨は市場に溢れて、紙幣に對して百枚貳拾錢の交換歩合を拂ふ。製茶は當業者競争の結果として、高直を以て地方製茶家を迎へたれば、横濱廻の荷物までも引付たり。八月に至ては、高知、三重、大分、福岡、宮崎各縣の製造に係る出荷、一日六萬斤に達せんとすと聞ひたり、然るに賣込手合は僅に八千斤なりしかば、賣込高は痛く苦悶の状ありき。其他の賣込品も、持久の戰略に出で、商談を試むるの餘力なく、殆んど投資一般の取引を爲せり。而かも由來神戸港の貿易商は、外商に對立して彼等の利を殺ぐ伎倆なく、其利とする所は、寧ろ製産家を苦めて、以て自から利するの諍りを免かれざれば、其

取扱高の増加は彼等の満足する所、故に斯かる不活潑不満足の取引も、彼等に取ては左まで不満足の状態にあらず。此年物價は一割前後の高進を示し、前途尙ほ沸騰の商勢なりしかば、過去數年の間墊伏したる企業心は、今や勃然として興起する所あらんとし、密雲將さに晴れんとして、雲脚動搖の風情ありて、會社事業の企圖、製造工場的设计等は、各人の胸底に描かるゝの機運となりたれば、金利は早くも人心歸嚮の羅針盤となつて騰上し、前途の晴天を表示せり。市中家屋の建築は、一日平均十餘軒の多きに至り、神戸に在ては上下山手通、坂本村、生田の近傍、兵庫に在ては西柳原等、斧鑿の音塵々として揚がる、大工左官等の職業は、最早前年の菜色なし。而して無修練なる裸體勞力は、鐵道工事、道路普請、造船場、燐寸工場等に需用の起るを見る。蓋し兵神兩市に於て、裸體勞力即ち技術熟練を要せざる、細民男女の生活事情を知らんとせば、燐寸、石鹼、茶焙、造船事業の盛衰を問はざるを得ず。此等の諸事業は、眞に兵神兩市に群捷する、貧民救済の事業なれば也。此年燐寸製造工場に於てのみ使役せし、裸體勞働者の員數は、實に三十九萬七千四百七十二人に達せり。今一日の勞働賃銀貳拾錢乃至拾參四錢とせば、此勞働者の生活事情が、市況に關係すること亦言を俟たざるべし。

○第四十三節、上半期の好況下半期の大不安、職工賃錢、米價の沸騰。内外貿易の不活潑なる景勢は、孰れの年まで繼續せんとするか。爰に明治二十二年の陽春を迎へたれども、初取引に於て稍、見るべきの景況を呈せしは、輸出に於て只精米あるのみ。輸入に於て只砂糖、綿糸あるのみ。其他は總

て不味たるを造るゝこと能はず。而して精米は百斤二枚七分五厘、玄米は二枚二三歩の相場なりき。下半年に至ては、天候不順にして各地に霖雨の被害あり。之が爲めに農作の豫想は、萬人齊しく凶なりと語る。米穀の商界登に紛亂せざるを得んや。相場は亂高下となり、定期現米共に騰貴の一方となり、此に於てか米の輸出は全く絶ゆ。細民七分を以て充たされたる市中は、米價騰貴の餘響を受け、一般の市況寂寥たり。然れども上下兩期の市況に就て見る時は、上半期に於ては土地の賣買盛んに行はれ、金融圓滑にして日歩參錢貳厘なりき。製造事業は一般に進みて産額増進の事實あり。物價下落の際に於ては、商家の買ひ扣ひ、製造家の休業等を常となせども、物價騰貴の際には其現象之に反す。故に今は物價日に騰貴すと雖も、各人其職業を失ふ者尠なし。中産以上の者に在ては、氣勢大に活氣を生じ、中檢藝妓の玉數の如き、六月中の賣上十三萬餘本に上る。東海道鐵道開通の結果、製茶の出港益、増加して、四五月の候、茶焙労働者を使役すること甚だ多く、六厘の入浴料は壹錢となり、米價一升拾錢五六厘に高まると雖も、生計左まで必迫の狀を示さず。況して資本ある者は、創設の會社十數以上を見るの有様なれば、貸出しの途なきを苦まず、今や前年來の不景氣は全く恢復したりと稱して可なるの勢ひありき。然るに下半年に入るや、各地の水害は先づ世間の氣勢を挫き、物價の騰貴は其度を進め、金利は上りて漸く金融の澁滯を來し、上半期の景況順に失せて、前年經驗したる不景氣は、猛然として復た襲來せざるかを氣遣ふ人心となり。

(補)明治二十年に於ける、兵庫神戸兩市の諸職工賃錢割合は、左の如くなりしなり(洋服仕立職は月額にて掲ぐ)。

職名	神戸			兵庫		
	上	中	下	上	中	下
大工	參拾五錢	貳拾五錢	拾五錢	參拾五錢	貳拾五錢	貳拾八錢
建具師	四拾錢	參拾五錢	貳拾錢	參拾五錢	貳拾五錢	貳拾五錢
指物師	參拾錢	貳拾五錢	拾五錢	參拾五錢	貳拾五錢	貳拾五錢
和服立	五拾錢	貳拾錢	拾五錢	參拾五錢	貳拾五錢	拾五錢
洋服立	四拾圓	貳拾四圓	七拾圓	參拾五圓	貳拾五圓	拾五圓
染職	貳拾六錢	貳拾錢	拾五錢	貳拾六錢	貳拾錢	拾五錢
版摺職	貳拾錢	拾五錢	拾五錢	貳拾六錢	拾五錢	拾五錢
船大工	參拾五錢	貳拾五錢	拾五錢	參拾五錢	貳拾五錢	拾五錢
活版職	五拾錢	貳拾五錢	拾五錢	參拾五錢	貳拾八錢	拾五錢

而して此年十月末日の調査に係る區内各種職工數は左の如くなりき。

大工職	四百三十一人	表具職	二十七人	石鹼職	二人	指物職	百〇三人
寫真職	六人	靴職	十八人	紙漉職	九人	竹細工職	三十八人
木挽職	四十五人	縫箔職	二人	製本職	二人	鋸職	五人
家根書職	八人	植木職	十一人	陶器職	九人	硝子職	五人
左官職	百十九人	摺物職	十人	蝙蝠傘職	三人	湯熨斗職	九人
船具職	二人	傘灯燈職	十八人	裁縫職	九十六人	鍛冶職	八十三人
鐘職	二人	桶樽職	六十六人	鑄掛職	三十一人	銀細工職	七人
洗濯職	九十五人	印判職	十四人	染物職	五十五人	石工職	三十六人
井戸堀職	十四人	活版印刷職	十四人	柚職	三十一人	煉化職	一人
武力職	三十二人	壘職	四十五人	塗物職	十六人	鼈甲職	七人

此等の職工は、賃錢彼れが如く、而して米價は間断なく騰貴せり。即ち三月七日より九月十八日まで、小賣相場の騰貴は左の如くなりし。

三月 七日より	上 六錢壹厘	中 五錢九厘	下 五錢七厘
七月 十四日より	上 六錢參厘	中 六錢壹厘	下 五錢九厘

同 十六日より	上 六錢五厘	中 六錢貳厘	下 六錢
同 二十四日より	上 六錢八厘	中 六錢五厘	下 六錢參厘
同 二十八日より	上 七錢	中 六錢七厘	下 六錢五厘
八月 五日より	上 六錢八厘	中 六錢五厘	下 六錢參厘
同 八日より	上 七錢	中 六錢七厘	下 六錢五厘
同 十二日より	上 七錢貳厘	中 六錢九厘	下 六錢七厘
同 二十七日より	上 七錢四厘	中 七錢壹厘	下 六錢九厘
同 三十日より	上 七錢七厘	中 七錢五厘	下 七錢參厘
九月 四日より	上 八錢壹厘	中 七錢九厘	下 七錢壹厘
同 六日より	上 八錢五厘	中 八錢參厘	下 八錢壹厘
同 十六日より	上 八錢八厘	中 八錢六厘	下 八錢四厘
同 十八日より	上 九錢七厘	中 九錢五厘	下 九錢參厘

米價は斯く騰貴を示すの時、日用品中、中酒及び中醬油の相場は、十二月に至り益騰貴して、細民前途の生計に憂慮を抱かしめぬ。今明治十一年以後二十二年に至る、中酒と中醬油の相場を歴記せん。

年次	中 酒 相 場 表			中 醬 油 相 場 表		
	一 月	七 月	十二 月	一 月	七 月	十二 月
明治十一年	一〇、〇〇〇	五、八〇〇	九、二〇〇	四、三三〇	四、〇六〇	四、六六〇
同 十二年	六、二四六	七、五〇〇	八、六五〇	四、四五〇	四、六六〇	四、五六〇
同 十三年	九、〇〇〇	九、七二〇	一二、七七〇	五、八〇〇	六、五〇〇	六、〇〇〇
同 十四年	二、七七〇	一六、〇〇〇	一五、二五〇	七、四〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇
同 十五年	一三、二五〇	一四、三〇〇	一四、〇五〇	五、七〇〇	五、一〇〇	六、一二〇
同 十六年	一四、二八〇	一二、八五五	一一、四二〇	五、二二〇	四、八八〇	四、八一〇
同 十七年	二二、二八六	一一、五〇〇	一五、二〇〇	四、一三〇	四、五八〇	三、九四〇
同 十八年	二二、五〇〇	八、五〇〇	一〇、八〇五	四、一〇〇	三、七〇〇	五、一〇〇
同 十九年	二二、五〇〇	一六、七〇〇	一九、九〇〇	六、五五〇	五、九〇〇	五、八〇〇
同 二十年	一八、二〇〇	一三、二〇〇	一八、〇〇〇	五、四五〇	五、七〇〇	五、六〇〇
同 廿一年	二二、八〇〇	九、五〇〇	一一、五〇〇	四、六四〇	四、八〇〇	五、〇六〇
同 廿二年	二二、七五〇	一三、三〇〇	二五、三〇〇	六、〇九〇	六、三二〇	六、六〇〇

○第四十四節、米價騰貴未曾有なり、外國米の輸入競買。 明治二十三年米價は騰貴して、一石に付九圓六拾錢となるや、維新以來未曾有の珍事として傳唱せられ、細民は生計の困難を叫びて、行く行く俄卒市に滿たんと氣遣はる。會て紙幣増發の結果、一石の米價拾貳圓臺に上りたること之れなき

にわらず、而かも其當時は銀紙の差價六拾錢前後なりしかば、之を此時の通貨に換算せば、七圓五拾錢前後の米價たるに過ぎざりしなり。今一石の價九圓六拾錢を呼ぶに至ては、實際未曾有の珍事と爲さざるを得ず。此に於て騰貴の原因と、救済の策とは、紛然として論議さるゝに至れり。而して實際上大坂に於ては、投機商の買占を企るありて、其影響は桑名、東京其他の米穀市場に及びたり。此際日本銀行は、金融引絞の必要ありと認め、斷然として其策を執行するに至りたれば、通貨缺乏の叫びは漸次商界に高く、各銀行は、抵當貸金の制を嚴重にして萬一を警戒し、株券を以て融通を謀るが如きは、全く其道を杜絶されしより、餘義なく玄米の如き白米の如きを抵當品とせし額尠なしとせず、是れ亦米價騰貴の一原因たりしなり。去れば農商務省に於ても、外米を輸入して米商會所掛米と爲すの利害を當業者に諮問し、地方廳に於ても委員を設け、救済の取調に従事する等、官民焦慮、商界騒然たり。而して此時外國輸入の奨励は唯一の應急救済策として世論の是認する所となる。

(補)米價騰貴は、人々古今未曾有と稱し、騰貴の勢ひは殆んど停止する所を知り難きに至りしかば、政府も最早黙視すること能はず、騰貴の鎮壓策として、大坂、東京を始め、各地米商會所をして其申合規則を改正し、外國米を格付中に加へしむるの策を決し、又政府自から外國米を購入し、之を以て臨時の急を救はんが爲め、此年四月三十日法律第三十三號を以て『政府は國內米穀供給の爲め必要あるときは、中央備荒儲蓄金を以て、米穀購入の資金に運用することを得、此場合に於る損

益は、中央備荒儲蓄金の負擔とす」と公布せり、而して政府は數次外國米競賣を實行する所あり

也。

○第四十五節、有志者貧民に施米す。四月に入ては貧民の困難、最早傍觀すべからざるの狀に迫る。白米施與の美譽は、先づ湊東部有志によりて始められ、即ち部内の貧民を調査して之に施與券を與へ、坂本村元明道協會に於て現物引換方法を取れり。已にして兵庫の小曾根喜一郎は、市内の貧民一人に對し、白米一升宛三十石を惠與せり。個人施與の一例開かるゝや、川崎正造は市役所に託し、市内貧民の數を調べて、普合部一千六百四十六人、神戸部二千七十七人、湊東部四千百十八人、湊西部二千六百六十六人を得たり。正造乃ち一人に付一升宛、一萬人に施米する所あらんとし、施米切符の配與を市役所に依頼し、五月十一日より十三日に至る三日間、彼が工場たる東川崎町川崎造船所裏門に於て施與したり。男女老若一萬の餓鬼は、其疲勞の勇を鼓して施米所に殺到す。

○第四十六節、林縣知事貧民救助策を論告す。兵庫縣私立勸業會は、當時窮民救助の一方法として、縣下資産ある者相合し、土木を起して職業を得せしめんとの議を唱へり。而して兵庫縣令林董、遂に左の訓令を發す。

春來氣候甚だ不順にして、降雨の量平年より多きこと殆んど三倍なり、之を昨年に比すれば三分の一を増加し、爲めに細民の業を失ふ者多く、加之、昨年不作に引續き、春作の豆麥の收穫は五分

に達し難きの虞ありて、米穀の價日に騰貴し、細民は困窮して將に饑餓に類せんとするの狀に有之、地方の慈善者は既に其倉庫を開き、日々數百人乃至數千人の窮民に賑恤を施し候者も少なからず、其志最も嘉稱すべき事に候得とも、其他に其志を同ふして其美譽を贊くる者なき時は、限りあるの資力を以て衆多の窮民を救助し遂げむは至難の事に候、且銘々區々の賑恤は、之を施す者に取ては費用多くして、其澤を蒙むる者に於ては或は普及せざるの恐れなきにあらず、若し慈善に志ある者、此際力を協せ心を同ふして其資を合せ、或は道路、堤防、架橋等の工事を起し、或は新道開鑿等の業を興して細民に業を授け、或は一定の則りを設け以て賑恤を施行せば、則ち其費す所は同ふして其澤の被及する所は却て普かるべくと存候、望らくは此意を以て部内の有志者に協議し、各町村毎に適當の方法を立て、救恤の事を完ふするを得せしめられんことを、常に細民の幸のみならず、有志者の功も亦之れより大なるはなかるべし。

窮民の困難は獨り米價の沸騰せしのみならず、眞に勞力需用の途なかりしによる。而して細民は全國到處に累々たらざるはなかりしを以て、個人施與の到底能く救済すべきにあらざるの事情あり。當時最も慘狀を極めたるは、接近地に於ては淡路三原郡沼島の民なりき、縣會常置委員が、臨時會合を催はし、以て救恤の議を決せしを見るも、其困難なりし慘狀を察するに足るべし。

○第四十七節、全市細民の員數、糊口困難の慘狀。神戸市内の貧民は、是非とも救恤を要すべし

者、果して幾何なりしや之を正確に知ること能はざれども、赤貧者として市役所の統計せし所は、三宮町に九人、坂本村に二十三人、宇治野町に八人、北長狹通に十人、相生町に七十二人、上橋通に八百二十三人、東川崎町に百三人、多聞通に二十六人、荒田町に七十三人、仲町に二十八人、下山手通に八人、山本通に九人、古湊通に九人、和田崎町に五十七人、三川口町一人、南逆瀬川町八人、湊町九人、東出町六人、永澤町十三人、切戸町六人、今出在家町十四人と聞たり。而して最も貧民多き葦合部は、此數以外なり。是等は平生手より直ちに口の生計を營む者、而して燐寸製造の従業者、若くは製茶再製時を安樂時季と爲せる者たり。然るに此等勞力の需用口は、四五月の比は猶ほ未だ其門を開かれず、五月の末より六月に至り、茶焙の事業は開かれたりと雖も、勞力の供給甚だ多くして、前年拾四五錢の賃銀は、今や八錢乃至拾錢に下れり。而して米價は五月中旬白米一升に付、上は拾錢七厘にして最下拾錢壹貳厘、下旬に及んでは拾壹錢なりき。其他の物價亦此に準じれば、細民の生計に苦むもの豈に故なしとせんや。斯かれば細民は廉耻の風全く失せて、人の門戸に立つを耻ざるのみならず、窃盜、拐帶の悪手段に出で、其日を送らんとするもの日々に多く、又婦女の密賣淫を爲す者其數俄然として増加し、三四月の頃各警察署へ拘引さるる者、一夜數十名の多きに及ぶ。今各月に於ける詳かなる統計を得ずと雖も、三月中の拘引數は千七百八十八にして、其内七十四人は賣淫を以て處分せり、四月に至ては、處分に附せし者百二十九人に及びぬ、説諭解放の數亦推想するを得ん。

○第四十八節、有志者の連合救助、貧民堀田さんの健氣さ。小曾根喜一郎、川崎正造が個人施與の先例を開くや、市内屈指の資産家は、果して其例を追ふたるか。彼等は自から施與の程度に迷ふたり、施さんか、貧民の數多きを奈何ん、施さんか、鄙者の營りを招かんことを恐る。斯くて先蹤を追ふ者出でざりしと雖も、救恤の必要は確かに之れわか、此に於て市内有力家の萃を抜きたる市會議員等は、連合救濟の方針を取れり。其人々は山本繁造、瀧本甚右衛門、井上藤次郎、萬谷榮太郎、中西市造、小寺泰次郎、塚本伊左衛門、桑田彌兵衛、生島四郎左衛門、池田貫兵衛、橋本藤左衛門、杉山利介、爲田喜兵衛、森本六兵衛、船井長四郎、直木政之助、松原良太、高德藤五郎、友成徳次郎、中島大二、神田兵右衛門、加藤治郎兵衛、池長通、岡田元太郎、柏木莊兵衛、上田榮次郎、黒田仁兵衛、明石甚八、澤田清兵衛、有馬市太郎、魚住惣左衛門、川西清兵衛、水渡甚左衛門、山本彌兵衛、岸本豊太郎、小曾根喜一郎、小林市次、鳴瀧幸恭等なり。其施與法は就業なきに苦む者一日貳錢、老衰者參錢、疾病者五錢と定む、蓋し専ら濫施に流るゝを戒めたる者の如し。

(補)細民中には生計の苦難に堪はずして、自暴自棄の横着心を發し、悪事の何たるを知らざる者すら生ずるに至りし時、此に感ずべき一話あり、兵庫關屋町に住する堀田さんなる寡婦は、三子を有し、纒にマツチ小函を貼て其日を送るの狀、頗る惘然にして見る人憐情を催はさるはなし。遂に極貧者中に數へて救助金を與へんとするや、さんは感涙を落して其好意を謝し、而かも慇懃に救助

金を辭して曰く、お情けの程は臆に銘じて難し有候へ共、他日小供の生長せし後に至り、あいつはお救ひを受けたやつなりと人様に云はれては、定めて肩身狭く覺て、小供等も親を怨みんことに候へし、私の生きて居る間は、如何様に致しても小供等の命は繋ぎ留め候べく、萬一私の死にました後には只管小供等を御救ひ下されたく、お情けに背き候様なれども、只今の所お救ひ金は御辭退申すと斷絶せり。是れ子を思ふ親心、寔に無理ならぬ健氣の心懸けと云はまし。

○第四十九節、貧民救濟義會、米價下落、孤兒院の濫觴、佛經米高經。尙ほ細民救恤の目的を以て、貧民救濟義會なる者も起りたり、攝陽青年會の發起する所にして、所謂壯士を以て指目せらるゝ人々會員中に多し、間人市三郎、吉田淺太郎、鶴野保造、大井直三等委員たり。而して縣知事林董及び自由黨總理板垣退助亦名譽會員たるを許るせり。委員は富家の義捐金を募集せんが爲めに、公會演説を試みたり、直接勸誘に勉めたり、婦人にして同盟員たるの申込みを爲す者あり、薄資にして尙ほ能く義捐金を投ずる者あり。外人フオーズの如きは同會の擧を賛成し、茶焙人として同會の鑑札を有する貧民を使用すべきを約したり。神戸青年會も亦贊助の力を與へ、義捐の金品尠ならず。已にして六月中旬となるや、市内貧民にして、全く自治の力なき者は、神戸部三十九人、葦合部五十人、湊東部百五人、湊西部百二十一人に減じ、六月二十六日より、政府は外國米入札拂下を執行し、七月初旬に及びて梅雨後の氣候適順に復したれば、定期米市場は人氣漸く弱く、現米も之に續きて下落を致

し、攝津上米九圓九拾錢より九圓六拾錢前後となり、古米上物拾圓より九圓七拾八九錢に下落せり。斯くて八月中旬となるや、細民稍々勢力を賣るの途開け、施米を要する者は全市内僅に三百名内外となる。此頃貧民救濟義會は、募集の義捐金を以て葦合村に貧民授産場の家屋を建築し、八月十七日を以て試業式を擧ぐ。爾來鶴野保造、大井直三、吉川襄、吉川龜、三瀬耕作、徳岡卷之丞、衣笠某等、貧民救濟の業を持続したりと雖も、遂に同盟員中慈善家義捐の金品を浪費する者出で、授産場は私利を謀り虚名を貪る惡徳場と化せんとす。此に於て今井太左衛門、土井一郎、飯田勇記等は其後を承ぎ、孤兒を救養する方法を設く、是れ實に神戸孤兒院の濫觴なり。

(補)當時神戸又新日報の紙上に、佛經米高經なる二篇の戯文を掲げて曰く「米價が高くなるに連れて貧民が多くなり、貧民が多くなるに連れて物賈ひ殖む、種々様々の奴が門邊に立ち、何を囁ぶるかと思へば、佛說米高經なり、その又物賈ひは、海岸の倍弊和尙と云ふものにて、自から作て自ら囁ぶる、お經の文句はこれから下です」とて左の文句を掲げたりき。

エー、エー、エー、談じ上ますお經の文句も、高い聲では云はれぬ一件、ナゼと云ふたらお米が高くて喰へないところから、聲が出ないでしょうと云ふにも、餓れて亡者に、轉籍じやうかど、思案の末からノコノコ出かけて、米屋の門口覗いて見たらば、うまとな顔して、富士のみ山の雪かど見紛ふ中にも南京二三分調合、瘦せた背高も、太つた背低も、ゴツチャになつたら目には立たない。

安い評判却て高いぞ、お腹がすいては誰しもひもじい、一升喰には二升炊ねば割に合はぬと、山の神からボンコツ頂戴、何を抜すか亭主の働き、南京米でも喰はせば上々、奢る女房は久しからずと、頬叩いた昔が戀しく、今では鬼の仲間へ這入て、豆腐の唐穴、夫さへ買へない不景氣續きに、糠と青菜の雑炊喰つたら、腹に力がないくお願ひ、親子五人が飢渴泣いて死ぬると、人の門邊に小腰をかゝめて、強請て見たとて出してはくれない、問口は廣くて、物品澤山、手代に番頭はあまた居れども、商法不景氣、金融閉塞、お米は高くて、下男や下女まで、養ひ切れない、口を糊しに出て来たお三も、口は呉れいで、お腹を呉れては、差向上口、養ふ爲めとて、下の口を娼法稼ぎに、暗い道筋怪しい藝道、果ては白首退治の縛繩、腰にくるりと、拘留に苦役で、監獄繁昌米から原因、其處で貧民救助と出掛けて喰へない奴めが、喰はして貰ふと駄々を打捏ね、忘れてしまつて、毎時までお米が、上るか知らぬが、下つた時にも、働さや出来ない、持つた貧乏、いつまで擔ぐか知らぬが佛の、盛者必衰、モーよいかげんにさがるであらうか、下がれば皆々よかんべー。

○第五十節、對外商況、市内各商業の不振、兵庫の輸出米商。細民の困難斯の如き年に於て、内外貿易の有様は奈何ん、天候温暖、茶葉の發芽例年より早く、二月二日土佐の新茶は神戸に来る。四月中旬に至ては、前年より五六枚安を以て手合せあり、然れども居留地各商館は、進んで買ふの氣勢

を示さざりき。已にして五月爲替相場の高騰するや、彼等は俄然として買進めり。爲替騰貴の日に於て買入を爲す、是れ現象の變と見做さざるべからず。蓋し米國市場に於て日本製茶の需用多からんとする豫想と、外國銀行と各商館との爲替取組豫約期限の盡さんとする時に方りて、爲替相場の沸騰を來したれば、其規限内に貨物輸送の必要ありて、斯くは遽かに買進みたる者なり。花庭の景氣亦悪からず、二三の商館は、備後地方に人を派し、買入を爲さしむる者ありき、生糸は頗る不況にて、當業者一時三萬梱を抱き、取引皆無にして煩悶の狀あり。兵庫港の輸出米は、四五月の交に當り、氣候の不順、麥作の收穫減少を氣構へ、定期市場の米價頗る高騰せしより、現米の騰貴亦之に伴ふて昇り、輸出は之が爲めに中絶せり。然れども外國米輸入の結果は、幸に米價の沸騰を鎮壓し、秋作の大厄日二百十日の無難なりしより、米價漸く下落の傾きとなりて、外國米の賣逃げ、輸出米の計畫に餘念なき景況とはなりき。隣寸は支那地方の輸出を減せしかどもサイアム、ラングーン、シドニー地方に新販路を開く。故に對外貿易に於ては、敢て落膽すべき事實なかりしと雖も、而かも内地一般、概して不安の經濟事情なりしが爲め、内國の商況は萎靡して振はず、前年に比すれば各商共に二割以上の賣高を減す、市内住民中三百餘人の公賣處分を受ける者を出し、前年參圓以上の賣買ありたる和田崎近傍の土地が、僅に七八拾錢と評價さるゝに至りしを見るも、當年の景勢を察すべきなり。

(補)玄米輸出を扱ふ商店三あり、日本米穀輸出會社、三井物産會社支店及び勝木商店是れなり。而

して日本米穀輸出會社は株式組織にして、最初資本金百萬圓を以て、直輸出をも爲さんと欲して起りしなり。其株主は重に兵庫の土着人より成り、古來米問屋として聞ゆる者多きに居る。然るに設立後參拾萬圓の拂込みを終りたるに拘はらず、直輸出の望み少なしとの議を生じ、資本を減じて貳拾萬圓と爲し、拂込株金額中拾萬圓を割戻し、以て坐商と決したり。而して其營業法は、藤元買の外に馬關及び九州地方に支店を設けて買入を爲せり。勝木商店は、専ら兵庫仲買を相手として手數料を支拂ふの風たり。三井は人を各地に派遣して買集を爲し、又多少委託販賣を爲す。勝木其二の營業は、横濱港に於ける外國某商館と約あり、爲めに商業額は頗る廣大なりと評せらる。而して兵庫港に於ける玄米の授受は、此頃尙は依然として往日の如く、量るに一升小斛を用ふるの習慣を存したりし。

○第五十一節、企業界の不信、人心の小恐慌、米價の下落と其趨勢。内地經濟界不安の形勢は、明治二十四年に繼續せり、而して企業家の信用漸々地に墜ちて、金融市場は緩漫の聲に滿され、事業家は却て資本の缺乏に落膽し、市中五十有餘の會社中、其十三は解社若くは休業を告ぐ。各種の株式下落して、拂込金額の價格を保たんとするも能はず。官衙の經費節減、會社の冗員淘汰、日として之を聞かざるはなし。人々胸中に小恐慌を起して、些少の預金も銀行より引出し、只管萬一の警戒に汲々たり。上半期に於て、米價は前年の最高時期に比較し、一石に付四圓以上の低落を告げぬ、然るに

九月大暴風の變ありて、定期市場の呼聲忽ち九圓臺に上り、白米小賣相場は之れに準じて騰貴せしかば、下層社會の市民に在ては、復た又生計の苦悶を感じ、車税の未納者甚だ多し。而して外國爲替の變動常なきが爲めに、製茶賣込を除くの外は、内外貿易不振にして、商賈の店頭轉た閑なり。輸入物品は不捌けにして、輸入商の損失蓋し少額なりとせず。十數年來神戸港重要商品の一となれる石炭は、門司の輸出港となれるが爲めに、大に其取扱の高を減じ、左視右顧、各業一として盛榮なるを見ず。斯かれば土地の如きも、賣買減すると共に其價を低落して、前年一坪四五圓と聞ゆる葺合地方の土地は、評價壹圓參拾錢、人猶ほ高きに失せりと云ふに至る。

(補)明治二十三年米價未曾有の沸騰を爲し、今明治二十四年に至ては果然其反動の來りたること、本文中に見ゆる所の如し、是より後明治二十八年に至る迄、兵庫の米價は左の如き奔りを爲せり。

月次	明治二十八年	同二十七年	同二十六年	同二十五年	同二十四年
一月	八、二二五	八、一四二	六、六九三	七、三九六	六、二四〇
二月	八、二三〇	八、〇〇三	六、七一七	七、〇七三	六、二二五
三月	八、四二〇	八、二〇〇	六、八一七	七、九九九	六、五三〇
四月	八、五〇〇	八、一八六	六、七〇〇	七、〇八四	六、五六〇
五月	八、四八〇	八、〇九一	六、七〇〇	七、一七七	六、二九〇

平	十	十	九	八	七	六
均	二	一	月	月	月	月
八、六〇〇	八、九八六	八、八二二	八、七四〇	九、〇五〇	九、一〇〇	八、二七〇
八、七一六	八、二八五	九、〇四〇	九、八八〇	九、八三三	九、五八三	八、二八〇
七、三六八	八、六〇〇	八、八〇〇	七、八一〇	七、八五七	七、六三〇	六、七五〇
六、八七三	六、五四四	六、六〇五	六、五三一	六、八八〇	六、九四一	六、六三〇
六、六七〇	七、六七〇	七、七八〇	六、七八〇	六、六七〇	六、五二〇	六、三二〇

○第五十二節、米穀、花菱、製茶の好況、磷寸製造の商略的休業。
 斯かる形勢より移りたる明治二十五年の上半期は、米穀市場に於て取組盛んなるを見たり、三備地方製産の花菱は好況を呈したり、製茶の産額は減少したりと雖も、品質改良の結果は價格挽回の商況となり、只兵庫に於て干鰯肥料の停滯は、當業者苦悶の状なき能はざりき。下半期に於ける内外貿易は、製茶生糸の外は輸出の貨物を見ず。輸入品に於ては支那綿のみ其價格を高めたれば、豫め取引約定を締結し置たる者は、得る所の利益尠ならず、而かもその博利者は神戸商人にはあらざるなり。金融は頗る緩漫にして、上半期に於ては日歩貳錢八九厘を往來し、下半期に至ては貳錢貳厘となる。歳末に至ては磷寸製造業者は、益酸加里の價格暴騰を口實となし、同盟休業を約して製品の價格を引上げんと試む。抑も磷寸製造業は

同業者年に増加して競争愈々加はり、且つ製産力は各工場に程度ありて、海外輸出の商權は清商の握る所なれば、製造荷嵩みと見るや、清商忽ち價格踏付けの商略を試む、此時に當り、製造業者中の薄資者は、製品貯藏の苦痛に堪はず、勢ひ其駆引たるを知りつゝも、投資せざるを得ざる者あり、其弊遂に同業間の賣込競争となるを免かれず、斯かれば製業者も、清商の商略に對する駆引として、價格引上の目的を達せんが爲めには、組合中に同盟休業の約を定め、藥品騰貴其他の口實を以て、休業を實行するの例を開き、近年此商略を利用すること屢なれば、休業は強ち製造不引合との見難き者あるなり、故に此際の休業も其間僅に數日にして、歳末に至ては製造盛んにして従業者の越年を安からしめぬ。

○五十三節、茶商の恐慌、外國爲替の下落、移住市民の増加。
 明治二十六年、印度、支那内地に磷寸の需用大に起り、輸出未曾有と稱せらる、故に梅雨の候も製造に休止なく、市内及び接近地に於て十五箇所の新工場起るを見たり。十月香港荷支へ、原料騰貴の聞ありて、當業者は恐慌の狀に陥る。輸出米は前年末の活潑なりし結果、上半期は商勢沈靜なり、已にして九州地方水害の事あり、豊年の唱は忽ち消れて、上米九圓五拾錢となり、前期の最低價格に比せば、參圓以上の高價と變ず、輸出の絶無知るべきのみ。斯くて新米出るや、種質不良にして輸出に適せず、輸出米は遂に盛況を呈する能はず、而して九州水害の噂は、噂さ程にはあらざりしかば、歳末に及びては米價に變動なき

ど、川崎町及び三宮町に米穀市場の設立ありて、定期米市場をして不活潑ならしめたり。製茶は五六枚高を以て開市され、六月に至りて六七弗の下落となる、然るに七月に至り、歐洲に佛通交渉の事起り、米國に「シャーマン」購銀條例廢棄の議あり、之が爲めに同月二十六日には、倫敦爲替相場二志八片四分一と報せられ、一日内に二片の下落を致し、居留地商館の恐慌となつて、彼等會合協議の上、全く製茶の買入を中止し、違約者をして千弗の科料を出さしむ、故に前月迄は頗る強硬の高直を主張したる製造者及び賣込商は、今や在荷の多額なるに堪はずして、遂に投賣を試みんと欲するも、外商尙ほ之に應せず、問屋の難澁言語に絶す。九月以後漸く手合を見るに至りたれども、十一月に至りて纔に平年の輸出額を見しのみ、茶商に取ては十數年來會て見ざるの恐慌時なりき。輸入品は綿綿、紡績器械類非常に多く、七月中の關稅拾九萬圓餘、眞に空前と言ひ難ざる。其他の内外貿易は、上半期に於ては氣配甚だ悪しきにあらざりしも、下半期に於ける外國爲替の變動は、百般貿易の不振を致さしめき。貿易の狀勢斯の如くにして、一般商工業亦興起の事實を認めず。中産以上の市民は徒然に苦み、一として喜色を呈せしむるの現象なし。而かも此年神戸に移住する者四千九百三十七人、家屋の建築九百餘戸、其移住者は概ね近國無産の徒輩にして、勞力の供給者多きに居る。故に燐寸製造、茶焙勞動の工場より擲け出されたる貧民は、無慮六七千の多きありて、生計の困難を感せざるを得ざる年柄なりし。特に二三月の交には赤痢の流行甚だしく、一千八百十七名餘の患者ありて、就中患者は細

貧者中に多かりし。年末に至り金融必迫を告げ、淋しき景況は、神戸の暮を包みて暮れぬ。

○第五十四節、日清戦争と内外貿易、市内戸口の増加。 明れば軍國多事の明治二十七年なり、而して外國爲替の低落益、甚しく、二月二十二日倫敦參着三志〇片八分一となる。茶貿易は六月以後に至りて沈靜を極め、香港黒死病の流行は燐寸輸出に影響し、其他の商況亦思はしからず。已にして日清韓三國交渉の大事變發するや、日清貿易は清國商人の見込買ひに活氣を現はせりと雖も、一般の商工業に至りては、萎靡不振の内情を免かれざるなり。斯くて八九月に至るや、廣東省は日本雜貨の輸入禁止となり、清商は續々相率ゐて歸國せり。米價は沸騰して拾圓以上となり、運賃は騰貴して出港の貨物なし。此商況をして平常、事なき時ならしめば、如何に落膽、失望、苦悶の聲を發せしめたるべきか。然れども國家存亡の大事變は、俄然人心を奮興せしめ、業務閉却を訴ふるの聲を轉じて、戦争談に専らならしめたり。而して市内は軍人軍屬の群集に賑を増し、恒産なき者は軍夫其他に勞力の需用ありて、殆んど遊手徒食の徒を見出さず。去れば此年戸數の増加は二千七百十六戸、人口一萬有餘の増殖を見たり。然れども中産以上の市民に至ては、其業體の商たり工たるを問はず、内實前途に對する不安の念を、目前に於ける不況の嘆なき能はず。

○第五十五節、製茶燐寸の好況、勞働者の腹便々たり。 戦争は人心を元氣付しめ、市民は恤兵義捐の事に走りて、軍隊優遇の勞を辭せず、公義の感念は愁訴の聲を發せしめざるなり。斯くて連戰連

勝の結果は、二十八年五月馬關の講和條約となり、平和の商戰時期となりたれば、下半期に至ては、商界の局面一變して特に隆盛の狀となる、輸出機寸の如き、前年清商歸國の際、居留地の英米人は、此機に乗じて機寸輸出の商權を奪はんと試みたれども、六七月に至て清國人の再び入國するや、忽ち従前の商權を取返へし、他外國人は不慣の商業に手を焼くを欲せずして取扱ひを廢止せり、此に於て清商等は上海、香港等の品不足地に向て輸出を企てたれば、取引甚だ活潑なる景況となりき。然れども物價騰貴、賃銀沸騰、同業競争は、製造家の萬歳を唱ふるを許さず。茶は百斤參拾圓以上を以て賣買を開き、五月爲替騰貴の結果、一時外商の買叩に出會せしも、六月以降各商館の買ひ込多く、遂に在荷の拂底を告げて、製造家の利益甚だ大なり。定期米市場は四月以降頗る活潑にして、軍用米の買上亦此際に起りたれば、市場俄然として不穩の狀を呈せり。下半期に於ては兵阪の在米潤澤なるに拘はらず、買占め起て亂戰紛闘の景況となり、騰貴、益、騰貴、而かも下層社會の人民は、威海衛臺灣等に勢力の輸出ありて、内地の需用亦盛んに起り、參拾四五錢の貨錢は五拾錢となり、拾五六錢の勞働賃は貳拾五六錢となり、通貨の増加は各人の收入を加倍せしめ、諸物價騰貴を意となさず、生計の程度は進みて奢侈に流れんとするの有様なれば、各種の需用増加して、獨り質商をして不況を囑たしむるあるのみ。

○第五十六節、對外貿易の不振、經濟界の警戒、土地價格の變遷、物品需用の増加と日々物價の

高進とは、戰爭の結果たる通貨膨脹の爲めに、殆んど其底止する所を知らざる有様となりたれば、明治二十九年となるや、企業熱勃興の兆候を示せり。然れども日本對外貿易の大華主たる米國に於ては、大統領選舉の時期に近付て、金黨銀黨錮を削る政事的紛擾を發し、其波動は太平洋を横切て日本の商勢に影響し、神戸港に於ける製茶貿易は、當業者をして落涙せしむるの不振となり。花菴は七萬本の停滯を致して、粗製濫造品を燒棄すべしと論ずる者あるに至りき。其他各種貿易貨物の停滯を告るありて、通商貿易甚だ振はず。此に於て貿易商中には、本業を捨て、専ら新企業に、僥倖の利を得んと狂奔する者あるに至れり。此と同時に土地の思惑買を爲す者出で、製造會社の敷地たらんと噂する土地の如きは、驚くべき不相當の價を以て賣買され、脇の濱々地一坪拾貳圓五拾錢にあらざれば、賣却せずと云ふ者ありき。然るに是より先き、戰後經濟の議論は砲聲未だ止まざるの日に於て、早く識者の筆舌に上りし事なれば、今は警戒頗る嚴重にして、銀行家は資金抵當として、土地家屋を肯がはざるに至り、土地の思惑買を試みたる者は勿論、堂々たる實業家にして、僅に千金の融通に苦む歲末の狀況となれり。而して下民は前年思慮なき奢侈の習慣を養ひたれば、昨夢漸く醒め來て、今は生計の苦痛を感ずるの狀あり。

(補)土地賣買の景況は、明治二十四五年以來特に盛んなるを見たり。明治二十五年乃至二十八年の賣買件數を舉示すれば、左の如くなり。

月次	明治二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年
一月	四〇	六五	五二	四〇
二月	六七	七三	七五	三五
三月	八五	一〇八	七六	七八
四月	六〇	七八	一九	七五
五月	七四	六五	七八	四七
六月	五九	七五	七五	六二
七月	五八	六一	七五	四一
八月	六五	四九	一六	八〇
九月	五〇	八二	三九	一六二
十月	八二	九〇	七三	二〇一
合計	六四〇	九一三	八一七	九四九

而して其價格の高低は、一坪當り凡そ左の如くなりき。

場所	明治廿四年十月	同廿五年十月	同廿六年十月	同廿七年十月	同廿八年十月
海岸通	四丁目 二六、一〇〇	四丁目 二六、一〇〇	四丁目 二六、一〇〇	四丁目 二六、一〇〇	五丁目 四五、六三〇

榮町通	三丁目	四二、三〇〇	二丁目	二五、六一〇	四丁目	三八、〇〇〇	三丁目	七七、五八〇	六丁目	七一、三二七
元町通	四丁目	二六、四〇〇	五丁目	三七、五〇〇	四丁目	五三、一〇〇	四丁目	五四、四六〇	二丁目	五六、〇〇〇
多田通	—	—	二丁目	一〇、五〇〇	二丁目	二七、七〇〇	—	—	四丁目	二二、一一一
長狭通	—	—	五丁目	一七、五〇〇	五丁目	二一、三〇〇	五丁目	二〇、二三〇	四丁目	一六、六三〇
下山手通	三丁目	九、四〇〇	六丁目	九、三五〇	三丁目	七、一六〇	七丁目	一〇、七五〇	六丁目	二四、八八五
山本通	一丁目	七、八〇〇	四丁目	五、五〇〇	—	—	四丁目	五、七六〇	四丁目	二〇、五〇〇
相生町通	—	二七、〇〇〇	—	一七、二〇〇	—	—	—	—	—	三二、九八三

右は賣買取引の平均算出に係るものなるが、二十八年の末に於ける騰貴の模様を略記せば、中山手通に於て、二三月の頃拾圓内外の土地は拾五六圓となり、下山手通拾圓の土地は貳拾圓、北長狭通の貳拾圓乃至貳拾參圓の土地は五拾圓乃至五拾五圓、元町一丁目六拾五圓の土地は百圓内外、同五六丁目の四拾五圓乃至四拾五圓の土地は八拾圓乃至八拾五圓、榮町一、二、三、四丁目の百圓内外の土地は百四拾五圓、内海岸通六拾圓内外の土地は百圓内外、海岸通六拾圓内外の土地は百圓を以て實際の取引ありしを見たり。

因に明治二十七年其筋の取調に係る、神戸市土地抵當貸付の實況を左に記るさん、而して其貸付は銀行と銀行以外の貸付營業者とに關す。

銀行以外土地抵當貸付

- 第一 土地抵當貸を業とする者の概数。
- 第二 營業免許證を有する者二名にして、専ら右に従事する者は十六名なり。
- 第三 貸付資金。
- 第四 地所家屋貸付の所得と、銀行及び官業より融通せしむるもの最も多し。
- 第五 營業に非らず、土地抵當として貸付せるの種類。
- 第六 概數四十名許りにして、土地家屋を所有するもののみなり。
- 第七 土地を抵當とせる債務者の種類。
- 第八 借家建築等の目的により借受たるものと、其他單に商人の資本に供するものあり。
- 第九 債務者の使途。
- 第十 第五の通りなり。
- 第十一 通常貸借利率歩合。
- 第十二 日歩は九厘のもの多し。
- 第十三 通常貸借の期限及び借換。
- 第十四 一ヶ年の期限にして、口約にて其儘延期するの例あり。

第九 借換に要する費用。

凡て債務者の負擔。

第十 貸付業者自らの爲め徵求する條件。

支拂利率を定むる事及期限利率を定むる事及び期限には抵當物を賣却せんのみ、其不足を生ずる場合に、保證人に辨償せしむる等なり。普通信用證書文件は公正證書を以てす。

銀行の土地抵當貸付等の實況

- 第一 土地抵當は、次第に増加するの傾向あるか、將大減少するの傾向か。
- 第二 當地方一小部に就て見る時は、土地抵當は次第に減少する傾向あり。
- 第三 抵當となる土地は、主として宅地なるか、將大農作地なるか、併せて其割合如何。
- 第四 當市の商業地に在ては、重んじ商業者に貸付するもの多し、故に都部に關係あるものは、或は耕作地を抵當として貸付る場合も多かりしなれども、先づ當市は悉く宅地と之に附屬する建物なり。
- 第五 宅地抵當と農作地抵當の増減。
- 第六 調査すべき事實なし。
- 第七 第四 銀行は土地抵當を好むや、土地抵當中宅地農作地何れを好むや及其理由。
- 第八 市街宅地は、相當時價を保つ見込のものは好む方なり、農作地は實價を知るに難く、抵當流れ處置方困難なれば好まぬ方也。
- 第九 第五 土地貸付利率の最低、通常のもの、他種抵當の比較。
- 第十 宅地及附屬建物抵當は月一分甚だ、高低差違なし、他物件抵當貸付は、通常貳錢五厘より參錢の間。

- 第六 土地抵當貸付の期限に至り、書換の多少其度如何之を他種類抵當貸付につきて、類はるゝものと比較せば如何。
- 第七 期限に至り書換に證書を新にすると、前證に延期證を付すると、何れか主として行はるゝや、又書換費用は如何。
土地又は建築等書入のものは、何れも登記を経、中には公證を爲す者ありて、十中七は書換を爲せり、是等は前期限同様又は以上の期限を定め約定を改る場合にあり、初め六ヶ月期限後三ヶ月延期の場合に延期證書を附す、他の物品は同一物品を永く据置少きを以て期限返済の者多し、中には物品入換を望む者あり、此場合は追證を以て入替契約を爲すを例とす、書換に要する費用は證券印紙税登記料等にして、皆債務者の負擔なり、又重複利息(俚言オドリ)は、抵當貸付金切替には徴收せざるを通例とす。
- 第八 書換毎に、利子を高くする事實ありや。
- 第九 銀行は地價額の凡幾割迄貸付るや、宅地耕地の差如何。
實地は天災地變の災害に關するより、土地の盛衰により實價の見込を立る者也。農地は水害の有否を識別するは、抵當價位を定むる必要のものにて、又收穫物の如何にも關係すれば地價を以て貸付金の標準と爲し難し、故に其割合を確言し難しと雖も、先づ地價七八割の間にあり、市街宅地は地方の盛衰に因て定むる者なれども、地價五割又は六割増なり。
- 第十 抵當地價額は、如何なる方法により何を標準として見積るや。
其所在及抵當取主の見込に依り、實價を定むる種々なるを以て、一般の標準は定め難けれども、隣地に比較を取り或時は最近賣買價格を標準に取て之を定む。
- 第十一 銀行は抵當として登記せらるゝ土地を、更に抵當として貸付ることありや。
二番抵當は銀行營業に限らず、貸付を好まざれども、抵當物に十分見込あるものは、再抵當として貸付る事あるも至て僅かなり。

- 第十二 抵當流れとなる割合如何、他に比して如何。
- 第十三 抵當流れ、土地賣却の難易及宅地耕地の差。
- 第十四 抵當流れ土地、最初の見積價額に對する貸付金額及公費金額。
- 第十五 右公費處分する時は、如何なる職業の有に歸するか。
銀行に於て、抵當地及物件の抵當流れとなる例少なし、尤も他の物件は貸出の際、販賣又は輸出期滿を待酌し、返済期限を定むるを以て流れ込ばなきなり。
- 第十六 土地抵當貸期限に至り返済なき時は、強制執行を裁判所に仰ぐと、豫め信用證に抵當賣却委任狀を添付せると、孰れか通常なるや。
期限に返済なき時、強制執行を仰ぐが如き兩者の信用上關係からざるを以て、萬止むを得ざる場合にあらざれば仰ぐものなし、從來の習慣は、證文中へ若し期限に返済せざる時は、抵當物は債權者に於て勝手に賣却し、故なき旨を記すは普通なれども、委任狀を附するが如きは未だ行はれず、尤も株券は委任狀を附するを通例とす、土地抵當には前者の方多からん。
- 第十七 銀行にて抵當貸一口幾圓以上なりや、又幾圓迄のもの多きや。
抵當に因て差違あるを以て明白し難し、且銀行は土地抵當貸付少ければ詳細の實況を知るに由なし。
- 第十八 銀行に土地抵當を爲す、債務者は如何なる職業者か。
製茶貿易商、現今の盛にては十中八九を占む。
- 第十九 土地抵當債務者中、如何なる職業増加し、如何なる職業減少するか。
土地抵當者は、期限短きも六ヶ月以上なるを以て、數年間地方銀行の統計を舉るにあらざれば、又口數僅少にて繰還の大要を知

第二十 右貸付金如何なる目的に用ふる者重なるや、借受たる金額を轉貸するが如きあらば、如何の種類なりや。
 第二十一 如何なる使途如何なる職業が、轉換及抵當流れ多きや。
 重に商業資本にて轉貸あらざるべし、轉換十中八九にして抵當流れは極めて少なし。

○第五十七節、芽出たからざる明治三十年。斯くて明治三十年となるや、元旦にも人氣浮き立たず、市中の廻禮者は甚だ稀にして、市中は寂々寥々たり。而して米國の政治上、經濟上の形勢は日米貿易をして全く休止の姿に陥らしめ、製茶貿易の不振、輸出屏風の不況、花菴の不捌、麥稈眞田の荷嵩等、輸出貨物は擧げて沈滞の商況たり。燐寸製造業は、前年既に市内の工場を減じ、其業を維持するものは三十個所に過ぎざりき。而して此年馬尼刺反亂事件、孟買黒死病發生の事ありて、販路杜塞の不幸に會し、同製造業組合中にて使役する、一日九千の男女と商標印刷、軸木製造、小箱製作に従事する三萬の従業者とは、製造休止の厄難に遭遇して、勢力の需用外に投げ出され、只管景氣の回復を待て呻吟するを見るのみ。明治十一年以來の市況を述し來り、今や擱筆せんと欲する明治三十年は、實に斯くの如き芽出たからざる年柄なり。

○第五十八節、神戸市況の消長と移住民増加の關係。夫れ神戸市年々の市況たる、豈に神戸港孤立の狀況ならんや、一地方の商況は全國一般の商勢と相應する者なり、神戸の不況なる時は、他の地

神戸市人口及戸數累年統計表

年次	人口		戸數	
	十二月末現在數	前年に比し増減	十二月末在數	前年に比し増減
明治四年	三六、九五八		一〇、七四四	
同 五年	四〇、九四〇		一六、五四七	
同 六年	三九、五一七	△ 一、四二三	一七、六五九	
同 七年	四〇、一七〇	△ 六五三	一七、九四八	
同 八年	四六、九五四	六、七八四	一八、二二四	
同 九年	五一、五四四	四、五九〇	一八、九七五	
同 十年	四六、九一〇	△ 四、六三四	一九、四五四	
同 十一年	五六、七九〇	九、八八〇	一九、二九一	△
同 十二年	五七、四三三	六四三	一九、四二二	
同 十三年				

方は一層不振の時なりしなり。故に神戸市のみ萎靡不振の年柄多かりしと見るは非にして、神戸市は戸口年に蕃殖し、地域月に擴張せり。而して市況と戸口と如何の關係あるかを知らんとせば、左表を取て歷年の市況と比考すべし、神戸港發達の趨勢は、假令不況の年と雖も、尙ほ他に勝るの狀況ありて、移住者を招致したるを見ん。

年次	本籍計	出寄留等計	入寄留計	現存計
十四年	六〇、二〇三	二、七七〇	二〇、三六一	九四九
十五年	六二、四〇五	二、二〇二	二〇、二四四	一一七
十六年	六二、四一三	八	二〇、四〇一	一五七
十七年	七〇、六七五	八、二六二	一八、六〇九	一、七九二
十八年	七八、二五二	七、五七七	二四、二六八	五、六五九
十九年	九七、一四八	一八、八九六	二六、三六九	二、一〇一
二十年	一〇二、八四一	六、九三三	二六、一六四	八七九
二十一年	一〇三、九七九	一、一三八	二七、三七〇	一、二〇六
二十二年	一三六、九六八	三二、九八九	三五、七二三	八、三五三
二十三年	一三六、〇二二	一、三〇八	三四、〇一〇	九五三
二十四年	一四八、一一九	五、三八二	三四、二一〇	二〇〇
二十五年	一四八、二二〇	六、八二六	三五、五九一	一、三八一
二十六年	一五三、〇五五	四、八三五	三七、〇六七	一、四七六
二十七年	一五八、六九三	五、六三八	三八、五六一	一、四九四
二十八年	一六九、一九三	一〇、五〇〇	三九、七〇一	一、一四〇

(備考) 表中前年に比し、増減の部に於て、数字の上に△印あるは減にして、他皆増加なり。二十年及二十八年には、近村編入の事あり。

年次	本籍計	出寄留等計	入寄留計	現存計
明治十九年	男女三三、七一五	男女五、三三三	男女三五、九六九	男女九五、九〇八
二十年	男女三三、四〇〇	男女五、三三一	男女三五、五二三	男女一〇二、八四一
二十一年	男女三三、六二六	男女五、五六五	男女四三、〇一七	男女一一四、七六〇
二十二年	男女四三、四六二	男女六、七〇三	男女五二、〇四四	男女一三四、七〇四
二十三年	男女四三、七四七	男女七、八七八	男女五〇、九〇四	男女一三六、〇二二
二十四年	男女四九、一三四	男女九、四二三	男女五四、九五六	男女一四一、三九三
二十五年	男女四八、三六九	男女七、三二六	男女五六、五六二	男女一四八、二二〇
二十六年	男女四九、八〇五	男女七、五七三	男女五八、八六五	男女一五三、〇五五
二十七年	男女五三、九六〇	男女八、三四二	男女六一、二二六	男女一五八、六九二
二十八年	男女	男女	男女	男女
二十九年	男女	男女	男女	男女

○第五十九節、市民業體の消長。 戸口増加の趨勢は右の如し。而して今更に市民の業體に就て、其増減消長を表示せば左の如くなりとす。

年次	農業		工業		漁業	
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
明治十二年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十三年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十四年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十五年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十六年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十七年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十八年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
十九年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十一年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十二年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十三年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十四年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
二十五年	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳

年次	問屋		卸賣		仲買		小賣		雜業		雜商	
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
明治十三年												
十四年												
十五年												
十六年												
十七年												
十八年												
十九年												
二十年												
二十一年												
二十二年												
二十三年												
二十四年												
二十五年												
二十六年												
二十七年												
二十八年												

同 二十七年	一八〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	—	一一,〇〇〇	二一,〇〇〇	—	—
--------	---------	--------	--------	--------	---	--------	--------	---	---

更に地方税として負擔せし所を見れば左表の如く、而して地租割税率及び家屋割税率は、表の末段に示すが如くなりき。

年次	地方税		地租割	營業稅	雜種稅	戶數割	家屋稅	地租割及家屋稅率	
	總額	總額						率	率
明治十五年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 十六年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 十七年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 十八年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 十九年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十一年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十二年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十三年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十四年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 二十五年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

○第六十一節、市況の消長に隨伴せし人間の罪惡表。 市況の振不振は市民の生活に關し、生活の難易は倫理の廢頓、風俗の壞亂と表裡の關係を有す。生計の不如意は世に不仁不慈なる父兄を多からしめ、糊口の困難は兇兒奸徒を生み出す。神戸市歷年の市況を知ると共に、市況に伴ふて發生したる人間の罪惡を知らんが爲めに、左に罪惡證明の一表を掲ぐ。

年次	強盜		自殺	年次	強盜		自殺
	被害數	被害數			被害數	被害數	
明治十六年	一	一,八五七	三	二十三年	二	二,四二五	三
同 十七年	一	一,〇七一	四	同 二十四年	七	四,一〇一	五
同 十八年	一	二,一五四	二	同 二十五年	八	四,七三二	三
同 十九年	一	二,一三一	一	同 二十六年	八	四,一六一	四
同 二十年	七	二,三三三	一	同 二十七年	一	四,八〇六	九
同 二十一年	七	二,二二三	一	同 二十八年	三	四,五五四	八
同 二十二年	四	二,七九四	二	同 二十九年	未調	未調	未調

年次	結婚、離婚、配偶、公生兒及死生兒		年末配偶	公生兒	私生兒	公生兒百ニ對スル私生兒		棄兒
	結	離				男	女	
明治十六年	五三九	未詳	九七七〇	一、三〇九	一八五	一四、一三	未詳	未詳
同十七年	六〇五	一四八	一〇、一三九	一、六三二	一九四	一一、八八	三	四
同十八年	四四一	一四四	未詳	一、四〇五	二二一	一五、〇一	五	四
同十九年	七八二	一五二	未詳	未詳	未詳	未詳	六	四
同二十年	七五〇	一七三	九、九一四	一、六六七	三八七	二二、二一	四	一
同二十一年	八一三	一一三	一一、二〇三	一、五四二	四〇四	二六、一九	二	二
同二十二年	八八〇	一九四	一三、四〇六	二、〇一五	五六六	二八、一〇	一	二
同二十三年	六二二	一八二	一三、七四六	一、八九九	五四五	二八、六四	五	二
同二十四年	九〇九	二九七	一四、一四八	一、七九八	四九九	二七、七五	未詳	未詳
同二十五年	八九五	二二八	一三、九六三	一、一三一	六一一	二七、六六	九	一
同二十六年	一、一九四	三三〇	一四、〇二一	二、〇九七	六四一	三〇、四〇	七	六
同二十七年	五八三	一八八	一四、一七一	二、二〇四	三二八	一四、四二	一〇	二
同二十八年	一、〇四六	一七七	一五、〇四〇	二、四六八	七〇九	二八、七二	一〇	五

○第六十二節、會社工場債に數箇所のみ、米商會所の起原。市況の經過は實に斯の如し、此間に於ける商業製造工業等に關する會社の興起、資本の結合等を見るに、金融機關たる第二國立銀行は明治九年九月既に支店を神戸榮町四丁目、三井組は明治九年七月分店(拾五萬圓)を神戸榮町三丁目に設けて其業を營み居たり。明治十一年第三國立銀行(二月兵庫北仲町資本八萬圓)、第七十三國立銀行の起るありて、第七十三國立銀行は本店を兵庫戶場町に、支店を神戸榮町に設けたり。

(補)第七十三國立銀行は、明治十一年十二月大阪西區北堀江町一番地を本店と爲し、最初は八萬圓の資本なりしも、五拾圓株二千八百株として資本を拾四萬圓に増加し、神戸へ支店を置く、明治十二年中の資金運轉は四百萬七百五拾圓餘なりき、同十八年二月兵庫江川町に支店を開けり。運輸營業にては、明治六年四月神戸榮町に支店を置ける内國通運會社ありて、八年八月又兵庫江川町へも分店を設け、依然繼續存在せり。商業會社としては兵庫米商會社あるのみ。

(補)米商會社は、明治九年生島某等、兵神實業振興策十二個條を案出し、之を縣令森岡昌純に建言せり、其十二策中米市場設立の必要を論じ、同年十月十九日更に設立願書を捧呈し、翌十年四月一日兵庫新川に開業す。其當時組合員四十二名にして、仲買人は八十八名の多きに及ぶ。明治十二年の營業高は、定期六十萬八千六百石、現米七百三萬八千六百一石なりしと云ふ。明治十九年十月東川崎町に移轉し、同二十年神戸取引所設立に際して廢所の上、米穀取引は神戸取引所の營業となる。

其後の沿革は、之を神戸取引所の沿革とす。

工場としては、堀江鐵工場（天保五年五月創業、船釘及諸鐵器製造、兵庫西出町）大路茶箱工場（明治三年二月開設、神戸花隈町、二十五年資本壹萬五千圓）戀田屏風工場（明治四年五月開設、神戸榮町三丁目、明治二十五年資本千圓）の外に、米國人の營業に屬する神戸製紙會社（三宮町、明治七年一月開設）、千谷榮吉工場（同三月神戸北長狹通五丁目、靴製造、千五百圓）あり、其他に工場として見るべきもの幾何も存するなし。

○第六十三節、金融機關の増設、組合事業少しく起る。明治十二年第六十五國立銀行起る、資本金拾萬圓にして本社を兵庫戶場町に置く、此年明治社（四月、兵庫湊町、燐寸製造、明治二十五年資本貳萬參千圓）偕行會社（同上、神戸北長狹通六丁目、回漕、資本四千圓）麵包製造所（資本千貳百圓）牛肉罐詰製造所（資本五百圓）、煉牛乳製造所（資本貳百圓）等は、共に神戸に設置され、兵庫には繰綿製造所（資本千參百五十圓）の開業を見え、然れども大資本の組合事業は、一も新設の企てなし。明治十三年七月正金銀行は支店（拾萬圓）を神戸榮町三丁目へ、第五十八國立銀行は支店（十二月、壹萬五千圓）を同海岸通三丁目へ、第三十八國立銀行は支店（八月、五萬圓）を同榮町三丁目へ設けたり。松本屏風製造場（八月、神戸元町六丁目、資本參萬圓、以下各會社工場の下に記す資本金額は、總て明治二十五年末の現在調査に據りたる者と知るべし）、河野船舶機械工場（兵庫東川崎町、貳

千五百圓）、新濱組（喜合村土地家屋賣買）、神港社（神戸海岸通三丁目、五萬圓、汽船貨物取扱）鳴行社（六月、兵庫東川崎町、石鹼製造、壹萬五千圓）、長田工場（喜合村、竹材）、等の設置あり、此他小資本を以て開業せる新規の營業は、漸く企畫されんとするの時期となれり。明治十四年に至ては、諸般の事業將に大に起らんとす。清燈社（五月、燐寸製造、兵庫湊町二丁目、壹萬五千圓）、第二清燈社（同上、三丁目、貳萬圓）、新川精米所（磨擦精米、兵庫南逆瀬川町）、川崎造船所（船艦の製造修履、兵庫東出町）、開通社神戸支店（三月、輸出入貨物取扱、神戸下山手通六丁目）、丸越組海外直賣店（十一月、外國貿易、神戸元町三丁目、四萬圓）井上組（七月、油類販賣、神戸濱宇治野町、壹萬六千圓）、等は、孰れも資本金千圓以上の新創事業とす。

○第六十四節、神戸石油商社の設立。明治十五年一月神戸榮町三丁目に、資本金參萬圓の、神戸石油商會の設立を見る、鈴木岩次郎、杉田常三郎、今井太左衛門、井上善右衛門、吉田久助、柿崎常七、井上保藏、島丸藤左衛門等の發起にして、其設立の趣意に曰く、

舶來石油を費消するや燈火に多く、之を我邦燈油に比すれば數倍の光彩ありて、價格低廉なり。然りと雖も該油質の危険なる、引火疾速にして過害を爲すこと劇烈なり。營業者に於て、豫防に注意せざるべからざるは勿論なり。政府已に石油取締規則を發布せられ、追て實施相成るべきに際し、各自販賣の石油に蓄積の制限あり、各地商人或は商船等に賣渡す物品、出帆の時に臨時搭載すべき

個數に不足を生ずる等、商業上亦差支を生せんも謀るべからず。其れが爲め各自人家遠隔の地に據り、各個不便の置場を設立せんよりは、寧ろ同業結社し、差支なき便利の地に倉庫を設くるに於ては、自他に危険の患害なく、亦同業分離孤立して進退決する所なきを以て、各自同時に外商より買取るに當ては、忽ち價格を騰貴せしめ、終に需用者の費格を増加するに至らん。斯の如き其他の弊害を矯正せんが爲め、同業一致結合し、相共に利益を謀らんことを熱心し、此に其發起となり云々。石油の需用年々増加の時に當り、此企ては機先を制するの見込なりき。且つ當時何種の商業に於ても未だ一致結合の力を以て、共同の利益を謀る手段に出るもの少なかりしが爲めに、各人個々輸入品の買入に競争を惹起し、外商にのみ利せらるるを常とせり。而して石油は入洋時期を豫知し得べきを以て、大資本を投じて着港の現品を買占めなば、内地の販賣權を專占せんことを敢て難しとせざるなり、去れば神戸石油商社の設立あるや、從來京阪の石油商權を握り居たる大阪石油會社の如きは、頗る狼狽の狀なき能はず、乃ち同年九月兵庫宮前町に支店(資千圓)を設け、神戸石油商社に敵對の態度を取れり、而して神戸石油商社に於ても亦此商敵を挫かんと欲し、石油輸入の外商館に就て、一手買占の商談を試みしと雖も、機敏なる外商は、早くも神阪兩石油會社の競争を察し漁夫の利正さに此時に在りとなして此商談に應せず、是より兩商社の間、常に競争の地位に立ち、時に或は外商をして、漁夫の利を得せしめたることなきにあらざれども、他年神戸の商人が、石油の商權を有するの遠源は、實に此時に

開かれたるなり。

○第六十五節、船渠會社と船橋會社、第三波止の船橋。 同三月兵庫西出町に五萬圓の兵庫船渠會社(船舶修繕)起り、六月神戸船橋會社(貳萬五千圓)起る。船橋會社は兵庫の北風正造等の發起にして、神戸港第三波止場に於ける、貿易會社既設船橋の西隣に當りて、長凡九十間、大汽船なれば四艘、小汽船なれば六艘を繋留せしむるを得べき船橋を架設し、乗船の荷物旅客より、通行料を徴收するを目的とせる營業なり。

(補)船橋落成式は同年五月二十七八兩日を以て舉行したり、當日は橋上及び海岸へ數百の球燈を掲げ、頗る華麗の光景を呈す。税關長渡邊牧太の祝辭等ありて、賓客亦甚だ多し、後明治二十二年に至り此船橋は三城彌七外數名の所有に歸し、更に事業を擴張して沖合船客の送迎、貨物積卸を營業の目的と爲し、神戸送迎株式會社を組織す。

○第六十六節、各種の製造所設立を見る。 葦合村には又牧畜會社(八月、資本壹萬圓)を設くる者あり、駒ヶ林に松井段通製造所(三月壹千圓)の建設あり。河内の豪商藤村吉郎は兵庫江川町に木綿會社を設け、河内和泉大和三國の木綿を輸出せんと謀り、兵庫縣大書記官たりし岡本貞は、外國輸出の目的を以て、兵庫川崎町に材木會社を起し、如中源右衛門は兵庫湊町に双子織物製造所を開く。而して神戸榮町五丁目には共立社なる者を設立し、輸出竹杖の製造に従事する者あれば、神戸元町三丁目大

島兵太郎は、碇泊軍艦日用品買入受負業を海岸通二丁目に開く等、新創の營業漸く多きを見るに至る。
 ○第六十七節、外國棧橋の架設成る、新設諸會社。 明治十六年十月、兵庫北仲町に神田銀行(五萬圓)の開業あり。十二月三井物産會社は、兵庫松屋町に支店を設け、米穀其他の商品取扱業を開き、大阪倉庫會社は兵庫宮前町に支店(十二月)を設置して、貸庫營業を始め、神戸小野濱なる「キルビー」商會の造船場、亦此年を以て成る。明治十七年神戸棧橋會社(十一月、神戸加納町貳拾萬圓)起りて、加納町海岸に棧橋の架設を見たり。

(補)加納町海岸の棧橋は、同年十一月十五日の落成にして、俗に外國棧橋と稱す。最初より外國船を繋留せしむる目的に出たるものにて既に十月二十二日英國彼阿會社と締約し、其他汽船の横濱、香港間を定期航海する者と碇繋を約し、每一艘五十弗と定む、尋で佛國郵船會社とも同一の約束を結びたり。其他の外國船舶よりは、皆其船舶の大小に據り、相當の繋留料金を收むるものとす。明治十八年より特約船の外は、搭載貨物五百噸未満は一噸に付十仙、其以上は五仙の割合を以て、本船の積荷及び舳船積卸荷を合算收入する方法と改めたり、其後に至り舳船に屬するものは其料金を全廢す。架設の棧橋は最初長七十五間なりしが、明治二十年八月株主總會を開き、棧橋延長及び上層建築の議を決せり。其延長の理由に曰く、

(前略)棧橋建築の當初に於て調査せしに、神戸港入津の各國商船は、概ね二千噸内外より、最大

なるも二千五百噸、長三百五六十尺を極とせり。而して此船舶は定期郵船にあらざるも、素より歐米直航の船舶にあらすして、香港に於て我國へ輸入する部分の貨物をのみ積載し來るを以て、水入に於て凡三十噸より二十一噸内外を極度とす、故に棧橋建築に於けるも、是等の船舶を容易に繋繋せしむるを得べき構造を爲したりしに、近年世界商船の増加より、隨て歐米の運送船我國に航路を開き、遂に各國商船の來港を増加せしより、各社の間自から競争を生じ、互に運賃を引下げ貨物を競取したるより、隨て收益を減じ、收支相償はざるが故、自から費用を節して此減耗を補填せんとす、爰に於て假令従來十艘の船舶にして、七艘は歐米より香港間を航し、三艘は香港より我國の間を往復せしも、之に換ゆるに大船七艘を以て十艘に代り、香港に於て貨物を轉載分派せず直航するに於ては、大に費途節減の策となるより、各社とも競ふて巨大の船舶を以て貨物を滿載する者の如し。今其實例を舉れば、本年五月十一日入港の「モンモットシャ」號、同二十三日入港の加奈陀郵船「アピシニヤ」號、六月十一日入港の「ブローン」商會引受の「ヘルシヤ」號の如き、孰れも歐米より直航し來り、船體は指して長大ならざるも、貨物滿載の爲め水入二十四噸より二十五噸なりしに依り、終に棧橋に繋繋する能はざる遺憾を見るに至れり。佛國「コム、エム」會社に於ても、此等の策略より、香港に於て貨物轉載の不利を察し、之に代ふるに四百十餘尺内外の巨船數艘を以て定期直航を始むと、已に其一艘は本國を發し、來月上旬は入港すと云々。

斯くて明治二十一年にいたり、九十三呎四吋の延長工事は落成せり、現今同會社の營業種目は、貨物揚卸し及び運搬、倉庫貸付等にして、事務所一棟、煉瓦倉庫四棟、木造上屋二棟、外に建物二個所を有す。

神戸港唯一の此大棧橋は、明治十六年を以て發起されたる者にして、資本金を拾五萬圓と爲し内參萬圓を東京等に、七萬圓を大阪に、五萬圓を神戸に募集するの豫想なりき。然るに神戸に於ては、既に船橋會社の存するを以て、更に棧橋の架設を見るは船橋の不利を來さんことを恐れたる者か、之が募りに應ずる者甚だ少なく、漸く壹萬餘圓を得たるのみなり。會社設立當時の社長は鹽坪恭平にして、副社長は架設工事に専任したる鹿兒島縣人赤星彌之助なり。工事に投入したる資本は拾四萬九千餘圓、十七年十二月十五日開業式を擧げ、盛大なる祝宴を張れり、而して始めて棧橋に繋留したるは彼阿の「シハット」號なりとす。

尙ほ神戸榮町六丁目に五洲社(五月、活版印刷新聞發行壹萬五千圓)、兵庫東川崎町に鳴行社(十一月、スロープロック參千圓)、神戸山本通六丁目には北儀右衛門の陶器畫燒付工場(四月開業、千圓)、神戸三宮町には横山安兵衛の屏風製造工場(五月、四千圓)、神戸下山手二丁目には瀬瀧莊右衛門の屏風製造工場(九月、五千圓)、兵庫今出在家町には前田熊太郎の帆木綿工場(八月)、兵庫東川崎町に有田喜一郎の諸器械工場(十一月、九千五百圓)等續々起れり。

○第六十八節、明治十八九兩年の新設會社。 明治十八年に至り神戸北長狹通三丁目に大橋庄太郎の屏風製造工場(貳萬參千圓)、神戸榮町三丁目に酒類共同合資會社、同三丁目に共商社(五月、酒類販賣四千圓)、上橋通四丁目に日本護謄球製造所(十月、球枕製造)、兵庫湊町二丁目に金子久太郎の活版印刷所、神戸海岸通六丁目に、日本郵船株式會社支店(十一月)、神戸榮町二丁目に横濱同伸社出張店等の設置を見たり。

明治十九年川崎造船所(五月、東川崎町拾五萬圓)神戸曳船會社(八月、神戸海岸三丁目參萬圓)曳船廻漕會社(三月同四丁目參萬圓)神戸鮮魚會社(二月魚競賣、同榮町六丁目壹萬圓)杉山段通製造所(九月、神戸榮町六丁目)小松樟腦再製所(兵庫和田崎町)鳴行社(七月、兵庫東川崎町貳萬五千圓)樽寸製造(等の新設あり、八月大阪商船會社は海岸通三丁目へ支店を置く。

○第六十九節、會社事業の振起、神戸區取引所。 是より明治二十年となるや、漸く會社事業振起の時代となり、日本精米會社(九月、兵庫今出在家町五拾萬圓)、日本輸出製茶所(一月、神戸榮町六丁目)、神戸製茶會社(四月、相生町一丁目參萬圓)、神戸瀛車積會社(十二月、神戸北長狹通四丁目一萬五千圓)、日本精米輸出會社(十二月、兵庫宮内町貳拾萬圓)、神榮會社(八月、神戸榮町三丁目生糸貿易拾五萬圓)、藤田組神戸支店(七月、神戸榮町三丁目)、盛航會社(八月、兵庫東出町海運營業參拾萬圓)、阿波共同瀛船會社支店(十月、兵庫川崎町)、貿易爲替會社(神戸榮町三丁目)、坂本館(十月、橋通六丁目)樽寸製造壹萬

圓)、獎擴社(二月、荒田町二丁目同上、壹萬圓)、良燈社(二月、兵庫松原通二丁目、同上)、山口工場(菅合村石鹼製造、四千圓)、濱崎工場(三月、兵庫宮内町巻煙草製造壹萬圓)、小泉工場(兵庫西出町諸器械製造、壹千圓)、高楠工場(九月、神戸元町四丁目靴製造、千圓)、大慈工場(九月、坂本村陶器製造、千圓)、石原工場(二月、多聞通燐寸製造、千圓)、中西社(三月、兵庫須佐通一丁目同上、千五百圓)、双松社(九月、兵庫三川口町三丁目、同上)、神戸銀行(神戸榮町三丁目)、關西貿易株式會社神戸支店(神戸加納町)、日本米穀株式會社(兵庫宮内町)、兵庫運送株式會社(兵庫島上町)、田中製機場(五月、兵庫東出町各種器械鑄物)等續々設置されぬ、而して神戸區取引所亦此年八月を以て設立認可を得たり。

神戸區取引所設立の相談會は、六月十九日相生町(現今東川崎町)なる商業會議所内神戸俱樂部に於て開かれたり、來會する者二十餘名、而して設立の要旨等、左の如く出願するに決す。

一 取引所は神戸區取引所と名稱し、其位置は兵庫縣攝津國神戸區兵庫東川崎町第千四百九十五番地に設立仕候。

但本文の位置を以て、取引所を設立するに適當と相認むる理由は、該場所の如きは、目下兵庫米商會所の設立しある處にして、兵神兩港間の中央に位置し、重要品賣買取引上に於て、最も便利適當の場所と信認仕候。

一 取引所設立を要する理由。

當神戸區は、攝津國八部郡の東端に位し、兵庫神戸の兩港を纏帶し、東は鐵道京都に連接し、西は山陰、山陽諸道の要衝を下し、其地利自から全國の中央を占め、東西運輸交通の咽喉に當る天然の一大貿易市場とす。就中兵庫は、古來九州、四國より、北海、北陸諸方の船舶悉く輻湊し、商業頗る頻繁にして、其輸出入商品中の最なるものは、米穀、肥料、酒類、絹綿、雜穀にして、其集散出入の夥多頻繁なる、我國稀有の市場たり。

又神戸港は、慶應三年丁卯四月、海外諸國と互市の約を結び、同年十二月七日を以て開港以來、外人此に群居し、明治元年二月實地通商を始めてより、内外の商人日に雲集し、月に厩聚し、當港の貿易年々繁盛を來し、隨て戶口益々増加し、往來出入の船舶愈々増進して、埠頭の帆船林立海を掩ひ、鐵道市街を横貫して、百貨旅客を通過し、港口東西二個所に棧橋を架設し、以て内外輸出入商品を搬送す、誠我國第二の互市場と云ふべきなり、而して輸出品中、其最も多額を占むる者は製茶にして、之が聚散需給の頻繁にして、消長浮沈の内外に影響すること、其影響の全國内に投射するの少なからざること、共に與人の知悉する所なり、試みに本港開港以來、製茶に關する通商の沿革を概記せんに、明治二三年頃、神戸開港の當初は、外國茶商人が買取せし茶は、元製の儘横濱に積出し、同所に於て之を再製し、以て之を各外商の本國に輸送せしが、後ち數個年を出ずして、漸次内外の商人、各所に製茶再製所を本港内に設立し、又再び彼の横濱に輸送して、再製を要せざる事

となれり。随て其需給の高も日に月に増加し、降て明治十六年第二回製茶共進會の開設ありて、製茶の改良を奨励せしより、一層精製改良の域に達し、聲價信憑舊に一倍し、輸出の高、年を逐て増殖し、遂に近年の盛大を致すに至れり。

又輸入品中、最も多額を占むるものは石油にして、其使用の途も年々擴張し、現時日用必需の商品となれり。又内地産にして本港輸入の多額を占むるものは石炭にして、其需用たる、主として鐵道、汽船、諸製作會社等の使用に在りて、其年々に消費する所愈々増加するを以て、之が販路も愈々擴張し、現時商品中の最も重要なものとなれり。故に前記物品の如きは、何れも目下當區内重要商品に係るを以て、此般數商品を一ヶ所に聚集し、之が需給過不及の權衡を調和し、公定の相場を畫一にして、區内商業全般の便利を講進せんが爲め、當區内に取引所の設立を必要とする第一の理由に御座候。

一明治九年第五號の御布告を以て、米商會所條例御發布相成たる際、該例御趣旨を遵奉し、米穀集散の實況を具申し、兵庫米商會所設立の義を出願せし所、明治十年三月十三日を以て創立の御認可を蒙り、嗣後九個年有餘の久しき今日に至るまで、繼續營業能存、又去明治十六年十月六日を以て、株式取引所設立の御認可を蒙り、一時開業に相成りたる次第なり。加ふるに當兵庫縣下の如きは、其管轄の廣さ、四道五個國に跨り、管内大小の港灣、二十一港の多さに達し、就中兵庫兩港に

亞ぐものは、明石、高砂の二港なりとす。特に高砂港の地位たる、加古川の末流に位し、其水源丹波國水上郡に發し、水流三十里、沿川の地方は悉く貨物運輸の便を該川に利するを以て、丹播二國樞要咽喉の埠頭なりとす。隨て該港に出入する所の米穀其他の商品は、常に兵庫兩港間と密接の關係を有し、賣買取引上、緩急相通じ、需給相應するものにして、明石港及び管内諸港に於ても、亦其輸出入する所の米穀各商品共、常に兵庫兩港と賣買上交通頻繁ならざるはなし、是れ則ち當區内に、取引所の設立を必要とする第二の理由に有之候。

尙ほ第三の理由として、穀物(米、大小麥、大小豆)肥料(干鰯、鱒)の取引を必要とする旨を記述せり、同年八月二日に至りて出願認可の指令に接す、發起人は池田貫兵衛、澤田清兵衛、井上保藏、鈴木岩次郎、有馬市太郎、澤野定七、澤木正平、加藤政徳、西田仲右衛門、喜多要助、中島保之助、泉谷要助、秦銀兵衛、大澤真七、島徳次郎、佐々木庄平、増田三平、北風半七、堀儀助、寺本伊太郎、村上鐵之助、松本熊一、小島長四郎、前田常藏等なりき。

○第七十節、神戸電燈會社の設置、其沿革。 同十月二十五日に至り、神戸電燈會社設立の認可ありき。抑も神戸市に於て電燈點火の企てありしは、過る明治十六年に在り、當時の區長村野山人は、區有電燈會社を起さんと欲し、熱心を以て此企業を市民に勸告懇懇し、同年十一月同志者を會して大に謀る所あり、同志の意稍決す、此に於て同月二十二日臨時區會を招集し、神戸區役所樓上に於て會

議を開きたり、議案は區債六萬圓を起し、電燈會社を設立して共有財産となし、利子、諸給料、諸雜費を辨せんが爲め、區内の表通家屋間口一尺に付毎月金壹錢宛を課し、元金返済は、漸次區公費を以て辨償せんと欲するにありき。此企ては痛く排斥するの運命に會せざりしも、又熱心なる同情を以て歓迎せらるゝ運命をも有せず、更に小會議を開きて懇談し、議員は腹藏なく各自の意見を陳ず、而して歸する處は明治十七年度の通常區會に於て議せんと云ふに終る、爾後此議は否として聞ゆる所なく、既に四星霜を経たる明治二十年の今に至り、神戸電燈株式會社の發起を見るに至れるなり。

(沿)神戸電燈株式會社は、資本金拾萬圓を以て、神戸市内へ電燈千五百燈までを供給せん目的にて組織さる。明治二十年十一月元町四丁目百二十六番邸に創業事務所を設け、引續きて築町六丁目二十五番邸を下して發電所設置の地と定め、明治二十一年二月を以て株式拂込を爲さしめて家屋建築の工事を起し、同年八月下旬を以て土工を竣る、依て事務所を新築家屋に移し、機械の据付に着手すると共に需用者を募り、九月初旬電線の架設取付を成就し、十日の夜を以て始めて發電を開業せり。其据付機械は、

- エヂソン式直通三百燈用發電機 二 臺
- 「ストレット、ライン」單筒四十五馬力機械 二 臺
- 七十五馬力汽罐 二 臺

其後引續てエヂソン式三百燈用發電機及び汽罐二臺宛と、汽罐一個を据付たり。此に至て會社創設當初の設計は、全く充備し得たるなり。然るに電燈需用は漸次増加の勢ひなるを以て、明治二十二年の末に至り、三百燈用發電機を四百燈用のものと換ふる所あり、斯くて明治二十三年電燈點火の申込み益々増加せしを以て、家屋を増築してエヂソン式四百燈發電機二臺と、七十馬力の汽罐一臺、百五十馬力の汽罐一臺を据付け、同年十一月十日運轉を發始し、地中線を布設して神戸居留地への電燈供給をも爲すに至れり、此時十六燭光二千四百燈分の機械を完備せり。

明治二十四年二月帝國議會議事堂燒失の事あり、發火は電燈に原因せりとの説ありしが爲め、電燈を危険なりと唱ふる者多かりし影響として、神戸電燈會社も一時大に需用を減す。去れど幾何ならずして再び點火する者多く、寧ろ却て需用を増加し、會社の資金缺乏の爲めに、線路を新設すべき箇處の申込みは、姑く之を謝絶するの盛況となる。明治二十六年十一月には、在來の煙突八十尺を百十二尺口徑五尺のものと建替を爲し、同二十七年資本を増額し、更にシーメンス式直通一千燈用發電機二臺、二百馬力三聯成汽機一臺、二百馬力汽罐二個、弧光燈四十五燈用發電機一臺、同汽機一臺を増設したり。

明治二十八年十月又シーメンス式直通一千燈用發電機二臺、二百馬力三聯成汽機一臺、二百馬力汽罐一個を増して、在來の四百燈用發電機四臺を取外し、同二十九年一月に至り、布引及び和田岬檢

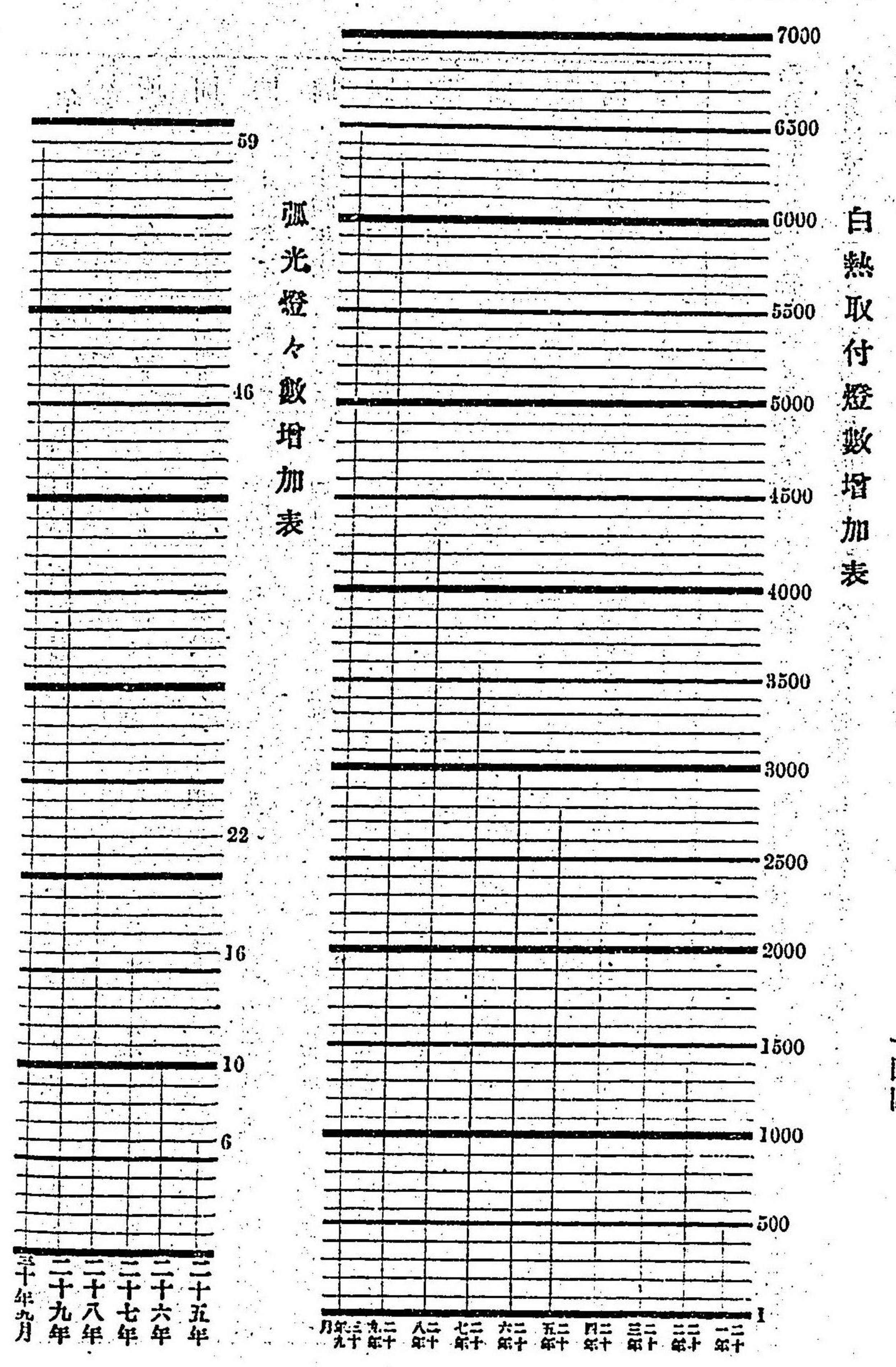
疫所等の點燈需用に應せんが爲め、遠距離送電に堪ゆるタムソン式二千燈用發電機一臺、二百馬力
 汽機一臺、弧光燈四十五燈用發電機一臺を備ふ、乃ち會社の全機械力は、白熱燈十六燭光六千燈分、
 弧光燈千二百燭光八十燈分を存するに至れり。

然るに神戸市の繁榮は、電燈の需用をして益増加せしめ、殆んど底止する所を知らざるの勢ひあ
 り。遂に電燈會社は、在來の地に於ては、最早据付機械を増すべきの餘地を存せず、依て地を兵庫入
 江通七丁目に相し、第二發電所建設の目的を以て、二十九年十二月畑地二千六百八十餘坪を購入し、
 一方には機械買入取調の爲め、技師を米國に派遣し、三十年一月技師の歸朝するや、新購入地へ一
 萬燈用機械据付の設計を立て、家屋の建築に着手す、家屋落成後先づ二千燈用分を据付て急需に
 應ずるに至る。第一發電所の方は、最早全力を賣盡し、三十年五月以後は、新規燈點は一切謝絶し
 て、新機械到着据付後を待て發電する爲め、器具の取付のみを爲し、點燈の日を待ちつゝあるもの
 殆んど三百燈、器具取付未済の分凡二百燈あり。五月以後電燈料の直上げありしに拘はらず、斯の
 如く神戸電燈會社の旺盛にして、電燈需用の増加するに徴せば、神戸市の發達、亦之を證するに足
 るものあるべし。

今神戸電燈會社の統計に據り、需用燈數増加の程度、及び之に對して投じたる同社の資本、並に收
 入額を見るに左の如し。

年 度	燈 數	需用戶數	石炭消費高	收 入	支 出	利 益 金
明治二十一年末	四九三	一八九	二四三、一〇三	二、八一三、五八九	二、七九八、五二四	一五、〇七四
同 二十二年末	一、四五八	三五二	二六八、一六二	四、一七一、六〇二	三、六六九、七三〇	六、七四一、八七二
同 二十三年末	二、一一四	四〇七	二七九、五三三	四、五三〇、六二三	三、六三三、八二九	一〇、八九七、七九四
同 二十四年末	二、三二八	四五二	三三九、四五四	四、八四六、一七〇	四、五〇七、五五〇	一四、三三八、六二〇
同 二十五年末	二、七四四	五二二	三八五、七八〇	五、〇五六、八三〇	四、一三六、三六六	一六、九二〇、四六四
同 二十六年末	三、〇二七	五九七	三二七、一九〇	六、四六六、八〇七	一八、三七四、〇一〇	一八、二七二、七九七
同 二十七年末	三、六〇四	六二二	三九二、〇七〇	七、二二二、六九六	二〇、六六五、四三七	一九、〇四七、二五九
同 二十八年末	四、三五九	八〇二	四六一、二六三	七、〇八七、七二七	二一、九四〇、三八六	二八、七六八、三三一
同 二十九年末	六、二五九	一、一〇七	四五九、七九〇	一、一九三、一七八	二八、六一七、八三〇	三二、五七九、三四八
同 三十年末	六、四〇七	一、一六九				

現在神戸市民の需用する燈數六千四百〇七燈をば、試みに十燭光に換算すれば、九千二百二十五個
 九分に當ると云ふ、さて又白熱取付燈數、及び弧光燈數の増加割合は左の如し。



次に又神戸電燈會社の資金、興業費、及び神戸市民は、此會社の株主たる權利幾何を有するやを見るに、即ち左の如くなり。

年 度	株 主	株 主 總 計	株 數	拂 込 金	興 業 費
明治二十一年末	一四	二九	二,〇〇〇	八〇,〇〇〇	六二,九五一
同 二十二年末	一九	三二	二,〇〇〇	八〇,〇〇〇	六九,七〇二
同 二十三年末	二〇	三八	二,一九六	一〇四,二八五	一〇三,一三三
同 二十四年末	一九	三七	二,一九六	一〇九,八〇〇	一〇七,〇七九
同 二十五年末	二六	五四	五,二〇〇	一三三,八四〇	一〇九,八二六
同 二十六年末	二九	七五	六,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一一二,四六四
同 二十七年末	三五	八七	六,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一四八,七一八
同 二十八年末	四四	九五	二,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一五八,六六四
同 二十九年末	五四	一一八	二,〇〇〇	二五五,〇〇〇	二〇六,九〇〇
同 三十年九月末	六六	一三二	三,〇〇〇	三〇九,〇〇〇	

○第七十二節、山陽鐵道會社起る、其沿革。 明治二十一年に至り、市内に設立されたる會社工場
 少なからずと雖も、特に設立の顛末を詳記すべきは、一月四日を以て布設免狀を得たる山陽鐵道會社
 (十月兵庫西柳原町登千參百萬圓)なりとす。最初明治十九年十二月九日、兵庫縣知事内海忠勝は、有

志者に書翰を發し、同月二十一日其官邸に來車せんことを通告せり、同日十數名の有志者、其招きに應じて參會するや、神戸より姫路に達する鐵道布設を勸説し、縣廳に於て調査を遂げたる沿直通行の人員、貨物通過の員數、起業費並に收支豫算書等を示して決行を慫慂せり。其後有志者は屢、會合熟議の上愈、布設の計畫を決定し、明治二十年一月を以て發起人中より藤田傳三郎代理久原庄三郎、辰馬吉左衛門代理中島成教及び石田貫之助を選びて東上委員と定め、書記官牧野伸顯と共に布設願書を提出せしめたり、願書には神戸區北長狹通四丁目外五十個町戸長山田佐兵衛の與書を具ふ。當時發起人として名を列せしは、石田貫之助、近藤常三郎、山口巴左衛門、岡島眞鶴、光村彌兵衛、辰馬吉左衛門、米澤長衛、鷲尾久太郎、伊藤長次郎、小西新右衛門、藤田傳三郎、莊田平五郎、八鬼隆義、高瀬藤次郎、三宅純一、原六郎なりき。願書捧呈後一月二十八日に至り、内閣總理大臣の名を以て、神姫間布設を延長して岡山、廣島を經、馬關に達する幹線を官線鐵道に準じて布設すべし、然らずんば他日政府又は他會社に於て、姫路以西の官線鐵道に着手する時は、原價買上若くは合併を拒むことを得ずとの條件を以て許可せんとの命あり。此に於て發起人等は、二月十四日衆議の上、遂に馬關迄延長布設の議を決し、四百萬圓を四萬株に分ちて株式募集を爲す事とし、二月二十一日命令請書と共に稟請書を捧呈して曰く、線路は馬關まで延長布設すべしと雖も、未だその實測を經ざるを以て、先づ神姫間布設起工の傍ら之が實測に着手し、建築方法、成功年限等を確定の上更に上申すべしと雖も、工事着

手の後に於て已むを得ざる困難の場合に遭遇し、萬一馬關まで幹線工事を完成し難き時に當り、神姫間線路原價買上、又は他會社へ合併せられんには、會社は其損毛に堪へざるものあり、依て前條の場合に於ては、二十年間既成鐵道線路の營業を許されしと。同月十六日發起人總會を開き、藤田傳三郎、原六郎、莊田平五郎、石田貫之助、岡崎眞鶴、伊藤長次郎、辰馬吉左衛門を以て理事委員と爲す。已にして三月、東上中會社の請願を幹旋せる内海縣知事歸神せり、その際社長を託さんとする中上川彦次郎を同伴し來り、四月六日更に總會を開き、中上川を社長に豫定して創立委員中へ加へたり。五月五日内海縣知事は、會社の請願に對する政府の指令を傳達して曰く、全線路測量の上工事設計を定め、每區の布設年限、工費豫算を調査して更に出願すべし、而して若し神姫以西を完成すること能はざる時は、政府は會社の資本拂込期月より、營業開始期月迄の資本金額に對し、利子百分の四を加へて買上直段を定むべく、又營業開始の後十ヶ年内に於て、既成の部分を買上げ又は他會社と合併せしむる時は、其十ヶ年の満期まで、一年の純益にして資本に對する百分の四を超過せば、其超過額を舉げて山陽鐵道會社に下附する事とせん。此に於て會社創立委員は、創立事務所を神戸區北長狹通四丁目百八十八番地(元戸長役場)へ設け、資本金を壹千參百萬圓と爲し、第一着神姫間、第二着姫尾間と定め、日本土木會社へ實測を委託せり。創立委員總代たる中上川は、五月六日鐵道局長官の紹介を以て、英京倫敦「マルコーム、プランカー」商會を會社用達と爲し、鐵道局雇英國人エー、エス、オード

リツチを臨時雇書記となして、倫敦との往復事務を擔當せしむ。同九日工事第一區神戸岡山間、明治二十年五月より向ふ四ヶ月間。工事第二區岡山より廣島間、明治二十年九月より向ふ四ヶ月間。工事第三區廣島馬關間、明治二十一年一月より向ふ四ヶ月間を以て實測するの請書を政府へ差出せり、此書は神戸區長渡邊弘の奥書を具ふ。同九月二十一日發起人中へ新加入者ありて、總員三十八名となる。同十月二十日を以て會社設立、並に起業の稟請を爲す、然るに此時は、私設鐵道條例發布以來創めての出願なれば、政府に於ても調査を要する點あるやにて、本免狀の下附を得ず。翌二十一年一月四日に至り免狀の下附ありて會社は此に成立せり。其際政府は、工事第一區を三ヶ年間に、第二區を六ヶ年間に、第三區を九ヶ年間に竣工すべしと命令せり。同月十日中上川彦次郎を社長に、村野山人を副社長に選んで届出を爲し、夫より工事に着手して同年十一月一日には兵庫明石間の運輸を開始し、同十二月二十三日には姫路まで達し、同十一日を以て龍野迄達す、米穀其他の荷物は、此に至て漸く積載さるゝに至れり。

(沿)明治二十二年七月十四日有年迄開通し、同年十二月二日船阪隧道東口迄開通し、明治二十三年三月十八日三石以西岡山迄開通し、同二十四年四月二十五日倉敷迄開通し、同九月十一日福山迄開通、同十一月三日尾ノ道迄開通、同二十五年七月二十日三原迄開通する等、工事着々として進捗す。神戸兵庫間は、明治二十二年九月二日を以て運轉を開始し、和田崎支線は明治二十三年七月八日を

以て布設落成したり、而して會社は明治二十一年十二月二十二日建築工事を落成を告ぐ、位置は兵庫濱崎通四丁目三十二番地なり。明治二十四年十一月申上川は社長の任を辭し、松本重太郎之に代はり、同二十六年五月十五日副社長村野山人亦辭任す。

會社創立の際は資本金千參百萬圓、内五百五拾萬圓は一株百圓株にて、五萬五千株として發行せり。明治二十二年十月一日一株を金五拾圓に更正し、同日を以て殘額七百五拾萬圓、即ち十五萬株を發行す(此年株券偽造の大獄あり)。明治二十九年三月五日更に資本金五百萬圓を増加し、資本總額壹千八百萬圓となし、同年五月十五日新株十萬株を發行せり、是より先き明治二十三年三月二十日姫路赤間開闢工事を落成の上は、一哩に付貳千圓宛、政府より補助金下附の命あり、明治二十六年四月二十五日年利百分の六を以て、社債券貳百萬圓發行す。

兵庫神戸間開通後、官線と連絡せるを以て、神戸鐵道停車場附近に、山陽鐵道會社倉庫の必要を感じたり、此に於て明治二十二年一月二十一日神戸鐵道局構内東川崎町字高濱の地三千七百坪餘を拂下り、以て倉庫用敷地と爲せり。

尙ほ此年山陽鐵道會社の外、加島銀行支店(三月神戸榮町五丁目貳萬圓)、明治工業株式會社(十月兵庫佐比江町拾萬圓)、共立貿易社(七月神戸海岸通四丁目參萬圓)、灘屋組(十二月神戸元町四丁目壹萬圓和洋反物營業)、古物會社(九月仲町通三丁目五千圓)、海陸社(六月神戸元町三丁目荷物取扱參萬圓)、精米

輸出商會(十二月兵庫今出在家町貳萬圓)、三井物産合名會社神戸支店(神戸海岸通二丁目)、横濱同伸會社支店(四月海岸通三丁目生糸取扱)、内國通運株式會社神戸支店(神戸榮町三丁目)、兵庫船具會社(三月兵庫匠町壹萬五千圓)、神戸共同回漕會社(三月神戸海岸通三丁目參萬圓)、運送會社(一月兵庫島上町貳萬圓)、兵神汲除會社(六月東川崎町壹萬五千圓)、兵庫尿尿會社(八月坂本村壹萬五千圓)、兵神尿尿會社(八月神戸榮町六丁目壹萬五千圓)、江井島酒造株式會社(兵庫北宮内町)、神戸布引社(九月葎合村麥酒貳拾圓)、精米輸出會社(十二月兵庫今出在家町貳萬圓)、有田機械製造所(九月東川崎町)等續々として起りぬ。

○第七十二節、島上海岸の船橋、石油槽の建設。 明治二十二年に至り、兵庫金融會社(七月兵庫西出町六萬圓)、神戸屠畜會社(十月葎合村八千圓)、兵庫銀行(兵庫西出町)、島田銀行神戸支店(二月神戸元町四丁目壹萬圓)、住友橡膠製造所(七月葎合村)、辻樟膠製造所(神戸元町三丁目)、藤野燐寸工場(四月林田村壹千圓)、東華社(十二月葎合村貳萬圓)、明弘社(兵庫水木通四丁目燐寸製造)、兵庫船橋株式會社(七月兵庫島上町壹萬圓)の設立あり。

(補)船橋會社の營業は、兵庫港より大阪、洲本、徳島等へ航行する、小蒸氣船の船客、積荷の揚卸に便せんが爲め、島上町海岸へ長四十一間の船橋を架し、通行錢を収益する者にして、明治二十二年八月十五日を以て開業せり、橋の左右には、小蒸氣船三艘宛を繋がりしむるに足る。

此外日本熱皮會社(五月葎合村、製革業、資本拾萬圓、明治二十五年に至り一たび解散の上、八萬圓の株式會社として再興せり)、神戸送迎株式會社(十二月神戸海岸通四丁目貳萬五千圓)、日本雜貨商社(三月神戸榮町六丁目五千圓)、神戸石炭會社(十二月神戸下山手通六丁目四萬圓)、日本汽船會社(七月兵庫今出在家町壹萬圓)、神戸馬車運輸會社(四月神戸海岸通四丁目壹萬圓)、明輝社(二月神戸元町一丁目活版印刷)、大阪競賣會社支店(七月神戸海岸通三丁目諸物品仲買貳萬圓)、神戸清洗會社(十月神戸榮町四丁目尿尿汲取業貳萬圓)、及び石油倉庫株式會社等の設置を見たり。

(補)兵庫神戸の兩港に於ては、從來適當なる石油貯藏の倉庫を有せざるなり、故に普通の倉庫に石油を貯藏し來りたれども、其倉庫たるや概ね人家接近の地に在るを以て、危険の恐れ尠からず、此に於て石油倉庫會社は、専ら石油貯藏の貸庫營業を營まんば、之を以て倉庫建設の地を、兵庫和田岬和樂園の北方、寂寥の邊に撰び、本社亦此に設く、即ち兵庫和田崎町の地内たり。

明治二十三年十一月二十一日倉庫の建築を了る、構内一萬三千餘坪、倉庫の數は二十四棟にして、每棟百二十坪、每棟石油三百函を容るゝに足る。尙ほ假棧橋二個、附屬建物數棟を建築せり。

明治二十五年に至り、居留地英二十二番「サミュエル」商會に於て、露國石油大輸入の計畫ありて、和田岬に石油槽を設げんと欲するの議あり、乃ち石油倉庫會社は之と商議し、油槽設置の議を決し、資本金を倍して金參拾萬圓と爲し、油槽設置の許可を得たり。

此時神戸市會議員中には、油槽の設置を以て大なる危険ありと主張し、縣廳に於て斯かる危険物の建設を許可するに、市會へ諮問せざるは其意を得ずと難じ、遂に此議論は、米國石油を扱ふ商人に煽揚されて益々沸騰し、市民は須らく調査委員を設け、油槽建設の安危を充分に確めざるべからずと唱道するに至りき。

然れども會社の施工は着々其歩を進め、明治二十六年一月略ぼ油槽の建設を竣り、米國石油の大敵たる露油は、將に來て槽内に注がれんするに近付けり。油槽は其數三個にして、孰れも鐵製とす、三個中の二は、直徑五十七尺、高二十五尺なり。一は直徑十五尺、高十尺餘とす。其大なる方は、石油五百函の量を容るべしと云ふ。海岸には既設の舊棧橋を毀ち、更に山陽鐵道會社と共用の約を以て、長四十尺、幅十尺の棧橋を新設したり。棧橋には一油槽の設けありて、之より鐵管を棧内の本油槽に通じ、石油船より直ちに石油を注槽するの仕組を備ふ。新設棧橋を和田岬鐵道棧橋と稱し、橋下より軌道を敷き、山陽鐵道和田岬支線と聯絡せしむ。

斯くて同年二月油槽汽船「コンチ」號は、一番船としてハトムより入港し、七日和田岬棧橋に繋がる。乃ち九日を以て石油注入開業式を擧げ、當日招待を受たる者、兵庫縣、大阪府兩廳の高等官を始め、英國領事、諸會社員、及び石油商人等無慮八九百人、注入式後和樂園に於て祝宴を開き、藝妓手踊、音樂吹奏、煙火打揚等の餘興ありて、頗る盛んなりき。

五月五日兵庫縣に於ては、石油槽船及石油槽取締規則を發布したり、因みにより其規則を此に記さん。

石油槽船及石油取締規則

第一條 石油を積載したる石油槽船入港せんとする時は日出より日没前迄は赤色旗即ちBの信號を、日没より日出迄は紅燈を船首に掲げ港域外に繋留すべし。

第二條 前條石油槽船は水上警察官吏又は港長の指揮を受け港内適當の場所に停留するを得。

第三條 石油槽船石油を石油槽に移したる後は直ちに港域外二哩以上の所に出船し石油槽内より

瓦斯及蒸發氣を生ずべき渣滓を去除し掃除すべし。

第四條 石油槽船は前條掃除の手續を了る迄は第一條の規定に従ひ赤色旗又は紅燈を掲ぐべし。

第五條 石油槽設置場内には間斷なく相當の看守人を附すべし。

第六條 石油槽船より石油を石油槽に移し又は石油を小分罐詰々換する時は日出後日没前に限る

べし。

第七條 石油槽船より石油を石油槽に移し又は石油を小分罐詰々換する場及石油槽より三十日間

以内に於ては一切火氣を取扱ふべからず。

但業體上止むを得ざる場合に於て相當の施設を爲し認可を受る時は此限にあらす(但書は明

石油倉庫株式會社は、石油貯蔵貸庫營業を以て起りたれども、其後廣く諸貨物貸倉業を營むに至りたれば、和田倉庫株式會社と改稱せり。

○第七十三節、明治二十三、四兩年の新興事業。 明治二十三年兵庫セメント會社(八月林田村、參萬圓)、神戸勞務會社(十月三宮町貳萬圓)、播磨石鹼製造所(六月東川崎町)、喜多組池田河内合資會社(寶合村兩木蠟精製)、山崎樟腦工場(三月林田村貳千五百圓)、木蠟製造所(八月寶合村)、樟腦製造所(十一月兵庫御崎町)、東京家畜市場會社神戸支店(十一月林田村)、神戸日報社(六月榮町一丁目六千圓)刊新聞發行)、及び兵庫共濟株式會社(八月和田岬四萬圓)の設置あり、而して共濟會社は、和田岬に和樂園なる遊覽所を設く。

○第七十四節、會社工場續々起る。 明治二十四年兩榮株式會社(十一月宮内町、米穀石炭輸出業、拾萬圓)、中村精米所(五月林田村參千圓)、開業社(一月林田村花蓮製造)、其他樟腦燐寸の製造所數個所の新設を見たり。既設の會社工場にして壹千圓以上の資本を有する者、兵庫南逆瀬川町平尾工場(燐寸小函千貳百圓)、兵庫宮内町魚注工場(同上千五百圓)、同永澤町新井工場(製鹽五千圓)、神戸三宮町吉田工場(屏風四千圓)、兵庫永澤町大松工場(石鹼製造參千圓)、同戶場町田河工場(巻煙草壹千圓)、神戸下山手通六丁目高城工場(茶箱製作參萬圓)、同寶合村平野工場(製革壹千圓)、西尻池村八尾工場(素麵

五千圓)、神戸榮町五丁目川口工場(麥藁帽子壹千圓)、坂本村大慈定吉工場(陶器製造壹千壹百圓)、同坪倉工場(同上壹千圓)、其他兵庫織物製造所(四千圓)、弘進社石鹼工場(參千五百圓)、鍾上造船場(壹千圓)、嘉納造船所、榊本造船所、本多造船所、大松造船所、武田造船所、住吉造船所、大隈テール製造所等ありて、日々幾多の職工を役使し、以て製產業に従事せり。

○第七十五節、兵庫倉庫會社、其倉庫。 明治二十五年合名會社川西組商會(四月神戸榮町五丁目、製茶其他貿易業)、第二明治株式會社(五月兵庫佐比江町、燐寸製造、壹萬貳千五百圓)、小野製茶場(五月寶合村)、神戸演劇株式會社(六月兵庫相生町、劇場貸付、參萬圓)、兵庫貯蓄銀行(十一月兵庫湊町參萬圓)、及兵庫倉庫株式會社(兵庫南逆瀬川町)起る。

(補)兵庫倉庫會社は八月一日を以て開業せり、本社所在附近に於て、倉庫十一棟、四十五戸前、千百八十九坪を有したりき。其後明治二十八年五月に至り、本社を兵庫鍛冶屋町に移す、此時に至ては所屬の倉庫市内に散在し、其數百五十二棟、四百三戸前、九千四百六十坪餘、其所在地は神戸寶合村小野濱より、西は兵庫出在家町の邊に及べり。

尙ほ工場の設置は、山本製茶再製所(五月相生町一丁目)、小野製茶場(寶合村)、伊勢鐵工場(東川崎町蒸氣器械製造)、金子印刷工場(神戸下山手通五丁目)を始めとして、燐寸小函、素地製造場及び燐寸製造所數個所なり。

○第七十六節、事業資本の増大。 明治二十六年には兵庫海魚合資會社(兵庫今出在家町、海魚市場) 盛精合資會社(兵庫島上町、磨粉製造)、合名會社大倉組神戸出張所(神戸海岸二丁目)、豊後青筵株式會社支店(兵庫今出在家町)、兵庫石油商會(兵庫出在家町)、露油合資會社支店(神戸榮町三丁目)、開榮株式會社(三月兵庫大開通二丁目構寸業)等の商業會社の開業あり。而して製造場には、葎合樟腦製造所(三月葎合村)、核桑組(三月葎合村樟腦製造)、第二日出館(四月宇治野町構寸)、百崎工場(十二月兵庫水木通一丁目、構寸製造)其他構寸小函及び木地製造所の新開業は、二十六七ヶ所の多きに及び。明治二十七年に至ては更に二層新設會社の興起ありて、資本金額稍大なる者多し。日本紙類貿易合資會社(神戸榮町四丁目)、神戸船船合資會社(神戸海岸通四丁目)、合資會社金田組(神戸榮町六丁目製茶販賣)、共同曳船株式會社(神戸海岸通六丁目)、京參合資會社(兵庫南仲町、酒類販賣)、合資會社兵庫水産會社(兵庫宮前町)、神戸渡航合資會社(神戸元町通二丁目、海外移民取扱)、浮體器合資會社(橋通二丁目)、久住合名會社(兵庫匠町、肥料、米穀販賣)、合名會社石野神戸米穀商會(神戸海岸六丁目)、海外貿易株式會社支店(神戸元町通四丁目)、日野西田合名會社(兵庫磯ノ町、酒類委託販賣)、神戸鳥獸販賣合資會社(神戸榮町三丁目)、足立輸出入合資會社(神戸海岸通三丁目、運送、貿易)、兵庫掃除合資會社(東川崎町)、榮清合資會社(多開通四丁目)、美信組(八月楠町二丁目陶器販賣)、吉田館(荒田町二丁目構寸製造)、神燈社(二月兵庫西柳原町構寸)、三省社(一月葎合村同上)等の設立あり。而して、兵庫運河株式會社(兵庫神明町)も亦此年十一月を以て起りたり。

會社(兵庫神明町)も亦此年十一月を以て起りたり。

○第七十七節、兵庫運河の開鑿事業、其大紛議。 新設會社の中に於て、兵庫運河株式會社の事業に就ては、特に詳に記述する所あるを要す。抑も同會社の設立されたる目的は、八部郡林田村の海濱より、兵庫南逆瀬川町新川に達する迄運河を開き、船舶をして兵庫港口和田岬の風濤激潮の危難を避けしめ、通過の船舶より通船料を徴收し、又運河沿岸の地を修理して宅地となし、以て貸地代を利せんと欲する者にして、要するに曩に明治六年兵庫神田兵右衛門等が、新川開鑿を目論見し當初に於て早く着目せしも、當時實行し難き事情ありて、纔に新川開鑿を以て満足し、運河の大工事は、後人の企業に遺棄せし所を繼承したる者とす。故に此運河開鑿の一事は、突然發したる計畫にはあらざるなり。既に十數年前より開鑿に熱衷せし者ありしことは、池本文太郎が明治二十九年二月三十日、運河起工式を尻池村に擧るに際し、式場に於て朗讀したる祝詞に徴するも明かなりとす。其辭に曰く、

運河開鑿の事業、本日起工の式を擧げらる、思ふに本業たる、今を去る十有數年の昔より、不肖文太郎、南佐兵衛、八尾善四郎等の計畫せしに記因す。抑も本業の要旨たる、和田岬の突出の爲めに、兵神兩港に入るの船舶をして、常に困難なるのみならず、一朝風波怒濤に際せば、假令港内に碇繋せる船舶も、財産と人命とを喪失する者、毎歲其數を知らず云々。茲に於て不肖文太郎、南佐兵衛、八尾善四郎等業を捨て家を出て、東西南北となく同志を求め、本業をして速に成工せしめんと日夜勤め

たりき。然るに世の變遷常なく、一時地價沸騰の爲め、收支償はざるに至る。又稍々ありて株式暴落の變に遇ひ、如何とも爲す能はざりし。去りて余等の赤心争で止むべき、層一層是れが畫策に汲々たり。隨て莫大の資を費し、我祖先父母に受けし資産たる地所家屋は云ふも更なり、動産、衣類に至る迄、悉く債主の掌中に歸す。猶ほ出て、は債主の前に叩頭し、入ては父母に罪を謝す、妻子を顧みるに暇なく、時寒ふして衣なく、食を得るに途なし、夜寐んとするも筋骨痛んで眠る能はず、人は批評して曰く、彼等は山師にして、逆も運河開鑿の力なし、今日の赤貧を以て視るべしと。誠に信用は地に墜ち、進退難れ谷る云々。近藤薫君貫下は、余等が多年の熱心なると、事業の美譽を贊成せられ、爾來數年の長き一日の如く、東西となく熱心以て同志に謀り、漸く實地の問題となり、特に武井守正君閣下の御盡力と、田川傳八君、藻川豊三郎君、其他數位の奔走により、共に百難を忍び、終に計畫の全きを告げ、其筋の允准を蒙り、兵庫運河株式會社を創設し、土地買収に着手せり。時に又一人の故障者ありて、本業の進路を妨害せんと謀り、不肖文太郎を誣告し、爲めに文太郎は百有餘日の永き獄舎に繋がる。實に事業者の困難甚哉。斯の如く千辛萬苦、以て本日起工の盛典を見る、知事閣下及び諸賢の贊助を得、日ならず工を奏し、彌、國家に最大利益を與ふるも亦近かるべしと信す云々。

實に此開鑿問題は數年に亘り、明治二十二年の頃に於て、既に會社の創設を謀りたり、時機未だ熟せ

ずして明治二十六年末に至り、藻川豊三郎、谷勘兵衛、近藤薫、武井守正は發起者の地位に立ち、公然縣知事に向て出願の手續をなしぬ、其際提出の目論見書に曰く、

會社の資本は參拾五萬圓として、之を七千株に分ち、一株の金額五拾圓とす。

會社資本使用の概算は、金拾參萬四千四百圓地所拾六萬八千坪買代、金貳拾壹萬六千圓運河開鑿工費、金五千圓道路築造、家屋土藏移築費に充つ。

會社發起人氏名、住所、並に各自の引請株數は左の如し。

金拾五萬圓	三千株	神戸市下山手通七丁目	武井守正
金四萬圓	八百株	飾東郡國術村内豐澤村	近藤薫
金貳萬五千圓	三百株	八郡郡石井村	谷勘兵衛
金五千圓	百株	同 西尻池村	藻川豊三郎

會社の營業年限は、開業の日より滿五十年と爲す。

而して開鑿運河の計畫は、左の如き見積りを以て起業せんとする者なり。

兵庫運河計畫書

一本運河は、八郡郡林田村大字東尻池村地内の海岸に起りて、兵庫新川に達するものを本線とし、山陽鐵道兵庫停車場附近に起りて、南の方本線に達するものを支線とす。本支線分岐する所と、支線の起頭とに船溜を設く、之が工事を細別せば左の如し。

一 兵庫新川口より船溜迄、長五百九十三間七分五厘は、深千潮面以下六尺、敷二十間、石垣は左右五分法に河底一尺掘込、要胴木据付裏込徑五六寸のもの、厚五分詰込、石面一尺二寸、扣一尺五寸の切石を使用するものとす。又本線内に物擧場巾三間四ヶ所、同十間三ヶ所を適宜の場所へ設置す、法は千潮より三尺迄を五分とし、其上部を三割とす其他使用同断。

一本支線分岐の所に、面積二萬五千五百七十三坪餘の三角形船溜を設く、此東西兩側の石垣は、凡て第一項同断にして、北面百六十六間半は物擧場とす、其構造は第一項物擧場は同断、船溜の中央一萬五千坪は、深千潮面以下八尺とす。

支線起頭の船溜は、敷長三十間巾五十間、北東の兩側に物擧場を設く、仕様前項同断、西南兩側の護岸は第一項同断。

一 船溜西南の口より、海岸(號)迄長百九十間九分は、敷二十五間、深千潮面以下八尺とし、石垣は左右一割五分法に、厚五分通り三和土詰込(俗に「まざ」と稱する御影石の粉の如きものと、石灰及び石とを混和したるもの)、石面一尺五寸扣二尺、空隙は凡て「セメント」を以て目塗を成す、胴木其他第一項同断、捨石は徑一尺以上のものを間口に五合五夕を投入す。

海口は(號)より西側(號)迄、東側(號)迄延長六十四間は、左右一割半法、天端六尺の弧形厚六尺、三和土詰込石面一尺八寸扣二尺五寸以上、西側は(號)より上へ巾四間(一間は法内へ敷込)、長十

九間、東側は(號)より上へ巾四間、長十間、厚二尺五寸の沈床を沈下す。又西側(號)より東側(號)より海水面千潮以下八尺に達する迄、延長四十二間は心部より前同様の構造にして、敷は法外三間宛に厚二尺五寸の沈床を沈下し、捨石は徑一尺五寸以上の石を、間口平均五合宛投入す。二本支線船溜、護岸及物擧場石垣延長三千〇七十五間〇五、仕様前記の通りに付略す。

右へ入用

石面九千九百八十四坪六合六分

面一尺二寸

扣一尺五寸

此石代金壹萬四千九百七拾六圓九拾九錢

但一坪に付金壹圓五拾錢。

石工一萬九千九百六十九人三分二厘

但一坪に付二人の割

此賃金壹萬參千九百七拾八圓五拾貳錢

但一人に付金參拾五錢。

石面二千七百五十二坪七合八分

面一尺五寸

扣二尺

此石代金六千五拾六圓拾壹錢六厘

但一坪に付金貳圓貳拾錢。

石工六千八百八十一人九分五厘

但一坪に付二人半

此賃金四千八百拾七圓參拾六錢五厘

但一人に付金參拾五錢。

裏込立坪六千三百六十八坪七合二分

但一坪に付金四圓。

此代金貳萬五千四百七拾四圓八拾八錢

胴木延長三千〇七十五間〇五分

此代金千五百參拾七圓五拾貳錢五厘

但間口金五拾錢。

捨石二百一十坪九合

此代金千〇五拾九圓五拾錢

但一坪に付金五圓

一海口兩側石堤延長百六間

仕様前記の通りに付略す。

右 入 用

石千二百七十三坪三合五勺

此代金八千九百拾參圓拾七錢

但立一坪に付金七圓。

原土千五百二十七坪九合七勺

此代金參千〇五拾五圓九拾四錢

但立一坪に付金貳圓。

石灰三十萬五千五百九十四貫目

此代金貳千參百五拾圓七拾貳錢參厘

但一圓に付百三十貫買。

セメント四百十三樽

此代金千四百參拾九圓五拾錢

但一樽に付金參圓五拾錢。

沈床五百五十七坪六合

此代金參千七百八拾八圓

但一坪に付金五圓。

捨石二百〇七坪

此代金千四百四拾九圓

但一坪に付金七圓。

石工六千百一十一人八分八厘

此賃金貳千四百四拾四圓七拾五錢貳厘

但一人に付金四拾錢。

手傳夫二萬千三百九十一人五分八厘

此賃金四千貳百七拾八圓參拾壹錢六厘

但一人に付金貳拾錢。

左官二千〇六十四人九分

此賃金六百拾九圓四拾七錢

但一人に付金參拾錢。

足場其他雜費

此代金八百貳拾五圓九拾六錢。

開墾土拾六萬五千〇六十五坪一合二勺

此代金九萬九千〇參拾九圓〇七錢貳厘

但一坪に付金六拾錢。

橋梁七ヶ所延長二百八十二間